

令和8年 第1回定例会

青木村議会会議録

令和8年3月4日 開会

令和8年3月13日 閉会

青木村議会

令和八年

第一回〔三月〕定例会

青木村議会議録

令和八年

第一回〔三月〕定例会

青木村議会議録

令和8年第1回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月4日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○議事録署名議員の指名	4
○会期決定	4
○村長挨拶	5
○報告第 1 号の上程、説明	10
○議案第 1 号の上程、説明	11
○議案第 2 号の上程、説明	12
○議案第 3 号の上程、説明	12
○議案第 4 号の上程、説明	13
○議案第 5 号の上程、説明	14
○議案第 6 号の上程、説明	15
○議案第 7 号の上程、説明	15
○議案第 8 号の上程、説明	16
○議案第 9 号の上程、説明	17
○議案第10号の上程、説明	18
○議案第11号の上程、説明	19
○議案第12号の上程、説明	20
○議案第13号の上程、説明	21
○議案第14号の上程、説明	21
○議案第15号の上程、説明	28
○議案第16号の上程、説明	30
○議案第17号の上程、説明	57

○議案第 18 号の上程、説明	6 0
○議案第 19 号の上程、説明	6 4
○議案第 20 号の上程、説明	6 5
○議案第 21 号の上程、説明	6 8
○発議第 1 号の上程、説明	7 2
○発議第 2 号の上程、説明	7 3
○陳情第 1 号の上程、説明	7 4
○令和 7 年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第 2 号）及び令和 8 年度青木 村社会福祉協議会会計予算の報告	7 6
○散会の宣告	8 0

第 2 号 （3 月 5 日）

○議事日程	8 1
○出席議員	8 1
○欠席議員	8 1
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 1
○事務局職員出席者	8 2
○開議の宣告	8 3
○議事日程の報告	8 3
○一般質問	8 3
小 林 久美子 君	8 3
松 本 淳 英 君	8 6
塩 澤 敏 樹 君	9 3
宮 澤 政美知 君	10 4
松 澤 広 海 君	11 9
坂 井 弘 君	12 2
○総括質疑	14 9
○委員会付託	14 9
○散会の宣告	15 0

第 3 号 (3月13日)

○議事日程	1 5 1
○出席議員	1 5 2
○欠席議員	1 5 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 2
○事務局職員出席者	1 5 3
○開議の宣告	1 5 4
○議事日程の報告	1 5 4
○委員長審査報告	1 5 4
○報告第1号の質疑、討論、採決	1 5 7
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 5 7
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 5 9
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 5 9
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 6 1
○議案第5号の質疑、討論、採決	1 6 1
○議案第6号の質疑、討論、採決	1 6 6
○議案第7号の質疑、討論、採決	1 6 9
○議案第8号の質疑、討論、採決	1 7 0
○議案第9号の質疑、討論、採決	1 7 1
○議案第10号の質疑、討論、採決	1 7 1
○議案第11号の質疑、討論、採決	1 7 3
○議案第12号の質疑、討論、採決	1 7 3
○議案第13号の質疑、討論、採決	1 7 5
○議案第14号の質疑、討論、採決	1 7 7
○議案第15号の質疑、討論、採決	1 8 3
○議案第16号の質疑、討論、採決	1 8 3
○議案第17号の質疑、討論、採決	1 8 5
○議案第18号の質疑、討論、採決	1 8 6
○議案第19号の質疑、討論、採決	1 8 6
○議案第20号の質疑、討論、採決	1 8 7

○議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	1 8 8
○発議第 1 号の質疑、討論、採決	1 8 8
○発議第 2 号の質疑、討論、採決	1 9 0
○陳情第 1 号の質疑、討論、採決	1 9 4
○追加日程の上程	1 9 5
○追加日程第 1 議案第 2 2 号の上程、質疑、討論、採決	1 9 6
○閉会の宣告	1 9 8
○署名議員	2 0 1

令和 8 年 3 月 4 日（水曜日）

（第 1 号）

令和 8 年第 1 回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 3 月 4 日（水曜日）午前 9 時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 1 号 五島慶太翁千曲寮記念奨学基金条例について
- 日程第 5 議案第 2 号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び設営に関する基準を求める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3 号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 青木村あおきネットワークの設置及び管理運営に関する条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 7 号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 8 号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 9 号 青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 10 号 道の駅あおき及びふるさと公園あおきの指定管理者の指定について
- 日程第 14 議案第 11 号 田沢ふれあい温泉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 12 号 杓掛温泉共同浴場の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 13 号 青木村キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 14 号 令和 7 年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 18 議案第 15 号 令和 7 年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第 19 議案第 16 号 令和 8 年度青木村一般会計予算について
- 日程第 20 議案第 17 号 令和 8 年度青木村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 18 号 令和 8 年度青木村介護保険特別会計予算について

- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 令和 8 年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 8 年度青木村簡易水道事業会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 8 年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について
- 日程第 2 5 発議第 1 号 簡易水道基盤強化のための令和 9 年度予算確保を求める意見書について
- 日程第 2 6 発議第 2 号 国道 1 4 3 号青木峠バイパス事業促進を求める決議について
- 日程第 2 7 陳情第 1 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について
- 日程第 2 8 一般質問

出席議員（10名）

1 番	小 林 久美子 君	2 番	松 澤 広 海 君
3 番	北 澤 久美子 君	4 番	宮 澤 政美知 君
5 番	宮 入 典 子 君	6 番	松 本 淳 英 君
7 番	塩 澤 敏 樹 君	8 番	平 林 幸 一 君
9 番	坂 井 弘 君	1 0 番	金 井 とも子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長	稲 垣 和 美 君	商工観光移住 課 長	小 林 利 行 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理 監	高 柳 則 男 君
建設農林課長	奈良本 安 秀 君	保 育 園 長	成 沢 亮 子 君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係 兼副防災機 管理 監	上 原 博 信 君	建設農林課 課長補佐兼 建設係 長	横 沢 幸 哉 君

住民福祉課
課長補佐兼
地域包括支
センター長

早乙女 敦 君

総務企画課
担当課長兼
事業推進室長

塩 澤 和 宏 君

総務企画課
企画財政係長

金 井 大 介 君

住民福祉課
保健衛生係長

上 原 加 代 君

住民福祉課
住民福祉係長

津 田 直 樹 君

総務企画課
庶務係長

増 田 佳 樹 君

商工観光課
移住観光係
商工住観係

宮 澤 俊 博 君

総務企画課
総務課長補佐兼
庶務係長

依 田 哲 也 君

代表監査委員

沓 掛 計 三 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

稲 垣 和 美

事 務 局 員

依 田 哲 也

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（平林幸一君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和8年第1回青木村議会定例会を開催します。

◎議事録署名議員の指名

○議長（平林幸一君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、6番、松本淳英議員、1番、小林久美子議員を指名します。

◎会期決定

○議長（平林幸一君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

去る2月26日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日4日から17日までの14日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3月17日までの14日間と決定をしました。

日程について申し上げます。

本日4日開会、議案説明を行い、散会といたします。5日木曜日は一般質問と令和8年度一般会計、特別会計及び企業会計の予算についての総括質疑と委員会付託、6日は議案審査のため休会、7日と8日は休日のため休会、9日は議案審査のため休会、10日火曜日は総務建設産業委員会の委員会審議、11日水曜日は社会文教委員会の委員会審議、12日は議案審査のため休会、13日金曜日は委員長報告、審議、採決、14日と15日は休日のため休会、16日は議案審査のため休会、17日月曜日は審議、採決といたします。

◎村長挨拶

○議長（平林幸一君）　ここで、村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　皆さん、おはようございます。

本日、令和8年第1回青木村議会3月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さんには御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より村政の運営に御理解と御協力をいただいておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

冒頭であります、去る2月23日、県内最高齢112歳の宮澤たけ子さんが亡くなりました。昨年9月15日の敬老の日にお祝いに伺った際には、大正、昭和、平成、令和と4つの時代を生き抜いてこられたたけ子さんとお話をさせていただきまして、私もたくさんの元気をいただいたところでございます。謹んで哀悼の意を表します。

1月23日の解散から2月8日の投開票日まで16日間しかない史上最短の衆議院の総選挙が行われ、高市早苗首相率いる自民党が単独で総定数465の3分の2を超える316の議席を獲得するという歴史的な勝利を収めました。食料品等の物価高騰が続いておりまして、選挙後の全国世論調査では、物価高騰に期待する声が大でございます。

2月18日から特別国会が召集され、第2次高市内閣が発足いたしました。国内外の山積する課題に十分議論を尽くしていただきたいと考えております。

最近の経済情勢であります、2月25日に公表されました内閣府の月例経済報告によりますと、2月は、景気は米国の通商政策の影響が残るものの穏やかに回復しているとのことでございます。

また、来年度に策定を予定しております第7次青木村長期振興計画についてでございますが、国道143号青木峠バイパスの開通が近い将来、見通せる状況になったことから、さらにコロナ禍に策定した第6次の計画はその後の社会情勢など、大きく変化したことを受けまして、前期5年で完結いたしまして、10年後、20年後の村づくりについて人口減少など、新たな視点を踏まえまして、改めて検討し、策定することといたしました。

策定に当たりましては、多くの村民の皆さんの声を計画に反映していきたいと考えており

ます。今後、全村民の皆さんへのアンケートや地区懇談会を行い、村民総意の未来から選ばれる青木村の指針をまとめてまいります。

次に、あおきネットワーク整備事業についてでございますが、2か年をかけて総額11億円以上を投じまして実施してまいりましたあおきネットワークは、全ての事業が完了し、3月25日に竣工式を行います。

現在、村民の皆さんから、あおきチャンネルは今まで知らなかった村内のことをたくさん知る機会となっている。特に議会の様子は興味を持って、毎回見ているとのお話をよく伺っております。

村民の皆さんに分かりやすく伝えるために、村民、議会、行政をつなぐパイプ役として議会の皆さんで発行されている青木村議会だよりが2月1日で記念すべき100号となりました。ペーパーレス化が叫ばれる時代でございますが、気楽に読める紙の情報媒体は常に身近にあってほしい存在だと思っております。

最近、よく8掛け社会という言葉を目にいたします。2040年には社会を支える現役世代が今の8割になり、介護や建設など、生活を支えている様々な業種で既に生じている人手不足が今後もさらに深刻化します。

行政サービスを上手にスリム化するスマートシュリンクを政策に取り入れる動きが地方で広がっておりまして、住民の納得や合意をいただきながら社会の変容に適応するための試行錯誤が続いております。

阿部知事は拡大・成長を前提とする日本社会が縮小の局面に入ったとの認識が広がりつつあると指摘し、県・市町村の行政体制最適化推進プロジェクトチームを設置いたしました。人口減少において必要な行政サービスを持続的に提供するため、県と市町村が連携して行政体制の最適化について検討をスタートしたところでございます。

国の地方行財政制度の見直しを議論する第34次地方制度調査会では、人材不足が深刻化する中でも行政サービスを維持していくために、市町村事務の一部を都道府県に移すなど、再編を検討する見通しで、2027年末の答申を目指しているとのことでございます。

続きまして、さきの12月定例議会から本日までの主な行政報告をさせていただきます。

1月2日に青木村成人式、いわゆる二十歳を祝う会が行われ、44名の皆さんが出席されました。式典ではお世話になった先生や来賓の皆さんから御祝辞をいただき、新成人の代表者からは家族や故郷への感謝、新たな決意が述べられました。

私からは、大人としての自覚、社会貢献への期待、これからの未来を担う若者への夢と希

望の実現にエールを送ったところでございます。式典終了後、関係者で交流会が開催され、落ち着いた和やかな雰囲気の中、恩師やクラスメイトとの久しぶり再会を喜び合いました。

1月11日、青木村消防出初め式が盛大に行われました。凜とした寒さの中、堂々とあおきっ子消防応援団の皆さんも参加しての分列行進を行い、式典や団員や退団者の皆さんへの表彰等が行われました。団員の数が年々減少するという大きな課題はありますが、消防団の存在が大変頼もしく感じられ、立派な出初め式でございました。

1月30日、12月1日から3年間の任期で新たに厚生労働大臣から委嘱された14名の民生児童委員の皆さんの委嘱授与式と合わせまして、引継ぎ式を行いました。地域の人々の見守りや相談、支援など、しっかり活動をしていただいております。

2月2日、鹿教湯三才山リハビリテーションセンター病院再編成の建設工事竣工祝賀会があり、出席してまいりました。令和5年10月に鹿教湯病院と三才山病院の統合によりまして、475床の規模の新病棟など全ての工事が昨年9月に竣工し、事業が完了いたしました。

さて、次に、今年度の主な事業の進捗状況について申し上げます。

主要事業の進捗について、歳出の主な事業について、御説明を申し上げます。

1番の2、行政のデジタル化を推進するため、基幹業務であります自治体システムを国が示す標準仕様へ移行する改修工事で、今年度は全対象事業の18事業のうち17業務の移行が完了いたしました。

6でございます。青木村内の情報通信インフラ整備事業といたしまして、災害時の情報伝達手段の多重化、地域のコミュニケーションツール並びにDXの推進を目的に、令和6年度から事業に着手し、本年2月に全ての事業が完了いたしました。今後は公設民営で運営を行います。

次に、3の2、松くい虫の被害拡大防止事業についてでございますが、国・県の補助事業を活用いたしまして、春、秋の伐倒薫蒸処理2,930立米、樹幹注入では大宝寺周辺の松50本に実施をいたしました。

4の商工観光移住課関係でございますが、5の青木村燃料供給事業の支援補助金についてでございます。

本年1月末に村松区の国道沿いのガソリンスタンドは、新たに民間企業が事業を引き継ぎまして、青木スタンドとして切れ目ない燃料供給をいただいているところで、感謝しております。老朽化した設備の更新が必要であり、村としても支援をしてまいります。

5の住民福祉課関係でございますが、2の児童手当の拡充についてで、主な変更点につき

ましては、今までの4か月ごとの支給から隔月の支給となりました。また、併せまして所得制限の撤廃、第3子以降増額、対象事業が中学生年代から高校生年代までと拡充したところでございます。

6の教育委員会関係では、学習用のタブレットパソコンの更新事業といたしまして、小学校208台、中学校102台を更新いたしました。

7の簡易水道事業の関係については、管路の耐震化布設替えの工事といたしまして、弘法地区、中村地区の導水管などの布設工事を行いました。詳細につきましては、以下の参考資料を御覧いただきたいと思います。

次に、飛んで6ページをお開きください。

6ページ下段でございます。

令和8年1月専決補正について、御説明をいたします。

これは歳入歳出にそれぞれ622万8,000円を追加いたしまして、総額を35億1,870万1,000円としたところでございます。衆議院の解散に伴う総選挙として、早急な対応が必要なことから専決をさせていただきました。

次に、7ページをお願いいたします。

令和7年度一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

歳入歳出にそれぞれ1億176万6,000円を追加いたしまして、総額を36億2,046万7,000円としたところでございます。主な内容は、歳入につきましては最下段の教育費の寄附金について、これは千曲寮の解散に伴う寄附金を5,000万円頂いたところでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出について、主なものを申し上げます。

1番の五島慶太翁の顕彰事業の基金積立金といたしまして、慶太伝の立志編売上代金の一部を積立て200万円でございます。

3の農地費でございますが、農業用のため池の防災・減災事業の計画書の作成業務、中原池でございますが、1,100万円でございます。

6の橋梁点検長寿命化計画策定業務の委託といたしまして、5,000万円の増でございます。

8番といたしまして、五島慶太翁千曲寮記念奨学金5,000万円の増でございます。

次に、令和8年度当初予算について申し上げます。

一般会計の予算規模は33億5,600万円で、対前年度比9,600万円の増となりました。

9ページをお願いいたします。

当初予算の概要についてでございますが、一般会計は33億5,600万円、特別会計は11億5,975万円、公営企業会計は6億3,629万4,000円でございます。

一般会計の主な歳出について申し上げます。

1番、役場庁舎のLEDの工事を実施いたします。2番、マイクロバス1台を更新して1,430万円でございます。4番、第7次の長期振興計画の策定910万2,000円でございます。6番の義民太鼓こまゆみ会のオーストラリア遠征にかかる費用を補助いたします。

10ページをお願いいたします。

9番でございますが、慶太伝の続編を発行いたします。605万円でございます。次に10番でございますが、長野県150周年記念イベントとして実施されます慶太翁の作文コンクールにかかる負担金100万円でございます。

次に、税務会計課関係でございますが、1番、固定資産台帳等の基礎資料とするため、土砂災害警戒区域等対象地番の精査を行います。

次に、建設農林課でございます。次のページをお願いいたします。

11ページでございます。

8番、松くい虫の被害拡大防止のために伐倒駆除、樹種転換等の事業を実施いたします。1億725万円でございます。9番、老朽化した道路、水路等の補修工事を3,300万円を実施いたします。

最下段の商工観光移住課関係でございますけれども、老朽化いたしました村営住宅を取り壊す費用で2,200万円でございます。

12ページをお願いいたします。

住民福祉課関係、4番でございます。子供の成長や予防接種のスケジュール管理等ができるスマホアプリを導入いたしまして、出産、子育てを支援いたします。6番のインフルエンザ予防接種補助金の対象児童・生徒を現行の中学生年代から高校生年代までと拡充いたします。

次に、教育委員会関係でございますが、2番の未満児の副食費を無償化いたします。

13ページをお願いいたします。

4番、保育園、小学校、中学校へALTを配置いたします。

次に、公営企業会計でございますけれども、1番の水道管の耐震化布設替え工事に伴う実施設計を行います。

以上、提案いたしました議案のうち主な内容を御説明申し上げます。

詳細につきましては教育長並びに担当課長から説明をいたしますので、御審議をいただき、御議決いただきますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 村長の挨拶が終わりました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

令和7年度一般会計補正予算（第5号）について稲垣総務企画課長、説明をお願いします。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、報告第1号について、御説明申し上げます。

令和7年度青木村一般会計補正予算（第5号）。

令和7年度青木村一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ622万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,870万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月26日、地方自治法第179条の規定により専決した。

青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページを御覧ください。

2、歳入について御説明申し上げます。

款10項1目1 地方交付税は22万8,000円を追加し、13億7,927万2,000円とするもので、普通交付税が見込みより増でございます。

款14国庫支出金、項3 委託金、目1 総務費委託金は600万円を追加し、1,114万9,000円とするもので、節2 選挙費委託金は国からの委託金でございます。

続きまして、9ページ、10ページを御覧ください。

3、歳出について御説明申し上げます。

款2 総務費、項5 選挙費、目5 衆議院議員選挙費は622万8,000円を新規計上するもので、

節1報酬から節12委託料まで全て本年2月8日に執行されました衆議院議員総選挙に係る経費として計上したものでございまして、内容は説明欄に記載のとおりでございますので、説明については省略をさせていただきます。

なお、11ページ以降は衆議院議員総選挙にかかる人件費を補正した給与費明細書となっております。

以上、報告第1号 令和7年度一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げました。

○議長（平林幸一君） 以上で、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 続いて、日程第4、議案第1号 五島慶太翁千曲寮記念奨学基金条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 説明いたします。

議案第1号 五島慶太翁千曲寮記念奨学基金条例（案）。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

裏を御覧ください。

概要を説明します。

五島慶太翁の信州の若者が安心して学べる場所をつくりたいという思いとその志に賛同した有志たちが設立した千曲寮の解散に伴う残余財産のうち、5,000万円の寄附を受けることから、その理念を基に若者の学びを支援するため、基金条例を制定するものであります。

具体的に言いますと、現在行っている奨学金の貸与に大学生は4,000円、高校生は2,000円を4月より追加して支給し、この分については返還の必要のない給付といたします。

以上であります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第5、議案第2号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 議案第2号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

開いていただいて最終のところの改正概要を御覧いただきたいと思います。

これは説明していると大変長くなるので本当に簡単に申しますと、概要については説明書きを御覧いただきたいと思いますと思うんですが、この法令がこの概要に説明してあるように改正になったことに伴って、村の関係する条例について文言の修正を行うものでございます。これにより大きな青木村の中での変化はないと考えております。

よろしく御審議をお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第6、議案第3号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお願いいたします。

議案第3号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

議案第3号の裏面の概要のほうをお願いいたします。

県給付事業補助金交付要綱の一部改正により、補助対象が拡大され、精神保健福祉手帳所持者の入院医療費も補助対象とされることになったことから、青木村福祉医療費給付条例においても県と同様に所要の改正を行うものであります。

なお、障害者のうち障害年金受給者資格者につきましては、新規の資格取得を廃止といたしますが、現在、入院費の補助対象となっている者につきましては引き続き補助対象とする

ということでございます。

以上でございます。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第7、議案第4号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、議案第4号について、御説明申し上げます。

青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について（案）。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

1ページをおめくりいただきまして、右側の補足資料の説明をもって説明に代えさせていただきます。

1、条例改正の経緯でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令は、非常勤消防団員等の損害補償の額や内容等を定めておりまして、具体的な内容につきましては一般職員の給与に関する法律に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められております。

令和7年12月に給与法の一部が改正されまして、俸給月額が改正され、また、一昨年に成立しました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等により改定された扶養手当の規定に係る経過措置は、令和8年3月31日に終了しますことから、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について改正を行うものでございます。

2の条例の改正概要でございます。

まず、（1）の非常勤消防団員等の補償基準額につきましては、非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額を下表のとおり改定するものでございます。

続きまして、（2）消防作業従事者等の補償基礎額につきましては、最低額を1万円に、最高額を1万5,000円に改定するものでございます。

裏面をお願いいたします。

（3）としまして、扶養に係る補償基礎額の加算額の改定について、扶養に係る補償基礎

額の加算額を次のとおり改定するもので、第1号については廃止、第2号についてはこれまでの100円から433円に、第3号から第6号までは217円、現行据置きとするものでございます。

以上、議案第4号について、御説明を申し上げます。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第8、議案第5号 青木村あおきネットワークの設置及び管理運営に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

塩澤総務企画課担当課長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） それではお願いをいたします。

議案第5号 青木村あおきネットワークの設置及び管理運営に関する条例（案）。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

最終ページをお願いいたします。

概要をもって説明とさせていただきます。

あおきネットワーク整備によりまして、令和8年4月以降のサービス提供に必要な事項を規定する条例を新たに制定するものでございます。

第1条では条例の目的を、第2条では用語の定義を、第3条ではあおきネットワークの設置及び管理について、第4条ではサービスの提供についてそれぞれ規定をしてございます。本事業は公設民営の方式を採用しており、第5条では村が整備した設備についてIRU契約によりまして、通信事業者がこの設備を貸与し、事業者がサービスを提供させることができる旨を規定してございます。

あおきネットワークのサービスの詳細につきましては、通信事業者とIRU契約及び事業者の約款において定めることとなります。

附則第2項では、旧サービスは令和7年度末で終了となりますが、旧サービスの過年度分の使用料の時効が5年であることから、旧条例を令和12年3月31日をもって廃止する旨を規定してございます。

附則の第3項では、旧条例に基づき設置された高速通信網及びその設備について、引き続き新条例で使用するものについて経過措置を設けて、それを規定してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第9、議案第6 リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、議案第6号について、御説明申し上げます。

リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定について。

リフレッシュパークあおきの指定管理者を次のとおりとしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

1、施設の名称、リフレッシュパークあおき。

2、指定管理者となる団体、上田市大字富士山2464の226、信州上小森林組合代表理事組合長、石井公彦。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日。

リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定につきましては、指定管理期間が令和8年3月31日で満了となるため、事前に指定管理者候補者選定委員会を開催して、提出されました事業計画を審査基準に基づき審査し、候補者の選定については地元企業でもあり、開設以来、そのノウハウを持っていることから公募によらず、1団体を指名して選定する方式といたしました。

指定期間につきましては公募によらず、特定の団体の管理に委ねるとする施設特有の状況から、5年間を設定いたしました。

以上のとおり、議案第6号について、御説明を申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第10、議案第7号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお願いいたします。

議案第7号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定について。

青木村くつろぎの湯の指定管理者を次のとおりとしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

1、施設の名称、青木村くつろぎの湯。

2、指定管理者となる団体、青木村大字田沢3231番地、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、若林喜信。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

青木村くつろぎの湯の指定管理者の選定につきましては、公募によらず、1団体を指名し、選定する方式で行いました。

社会福祉法人青木村社会福祉協議会を選定した理由は、当該施設は村民の健康づくりや支援やくつろぎ、コミュニティーの場として広く有効に活用されており、今後も村民の福祉向上、憩いの場として寄与するためには開設以来、青木村老人福祉センターと一体的に管理運営を行っている当法人を指定管理者とすることが望ましいと考えるためであります。

事前に事業計画に関する書類等を提出いただき、指定管理者候補者選定委員会において審議を行い、選定いたしました。

指定期間につきましては前回同様、5年間といたしました。

以上、青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定について、御説明いたしました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第11、議案第8号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお願いいたします。

議案第 8 号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指定について。

青木村老人福祉センターの指定管理者を次のとおりとしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日提出、青木村長、北村政夫。

1、施設の名称、青木村老人福祉センター。

2、指定管理者となる団体、青木村大字田沢3231番地、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、若林喜信。

3、指定の期間、令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで。

青木村老人福祉センターの指定管理者の選定につきましては、公募によらず、1 団体を指名し、選定する方式で行いました。

社会福祉法人青木村社会福祉協議会を選定した理由は、当該施設は村内の高齢者等の健康増進、各種相談、触れ合いの場等として、住民に広く有効に活用されており、今後も村民に明るく健康的な生活を営んでもらうためには、開設以来、施設の管理運営を行い、当該施設を利用している多くの福祉団体等の事務局を担っており、この活動を継続していくためにも当該法人を指定管理者とすることが望ましいと考えるためでございます。

事前に事業計画に関する書類等を提出いただき、指定管理者候補者選定委員会において審議を行い、選定いたしました。

指定期間につきましては前回と同様、5 年間といたしました。

以上、青木村老人福祉センターの指定管理者の指定について、御説明いたしました。

◎議案第 9 号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第12、議案第 9 号 青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお願いいたします。

議案第 9 号 青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について。

青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者を次のとおりとしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日提出、青木村長、北村政夫。

1、施設の名称、青木村高齢者生活福祉センター。

2、指定管理者となる団体、青木村大字田沢3402番地 1、社会福祉法人大樹会理事長、丸山和敏。

3、指定の期間、令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで。

青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の選定につきましては、公募によらず、1 団体を指名し、選定する方式で行いました。

社会福祉法人大樹会を指名した理由につきましては、高齢者生活福祉センターはラポート青木との併設施設として建設され、要援護高齢者を対象に通所介護事業、訪問介護事業及び 1 人で生活することに不安のある独居及び高齢者夫婦世帯の居住棟も有しており、住み慣れた地域で自分らしく生き生きとした生活ができるよう開設以来、施設の管理運営を行い、高齢者介護等のノウハウと経験を蓄積している当該法人を指定管理者とすることが望ましいと考えられるためであります。

事前に事業計画に関する書類等を提出いただき、指定管理者候補者選定委員会において審議を行い、選定いたしました。

指定の期間につきましては前回と同様に 5 年間といたしました。

以上、青木村高齢者生活福祉センター指定管理者の指定について、御説明いたしました。

◎議案第 10 号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第13、議案第10号 道の駅あおき及びふるさと公園あおきの指定管理者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それではお願いいたします。

議案第10号 道の駅あおき及びふるさと公園あおきの指定管理者の指定について。

道の駅あおき及びふるさと公園あおきの指定管理者を次のとおりとしたいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日提出、青木村長、北村政夫。

1、施設の名称、道の駅あおき及びふるさと公園あおき。

2、指定管理者となる団体、青木村大字村松26番地1、株式会社道の駅あおき代表取締役、若林崇弘。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

本案につきましては、指定管理期間の満了に伴い、提出された事業計画書を審査基準に基づき審査し、指定管理者候補者選定委員会により、候補者の選定理由については、利用者の利便性と地域活性化に努め、地域貢献が認められることから、公募によらず、現管理者1団体を指名して選定しました。

指定期間については、公募によらず、特定の団体の管理に委ねるとする施設特有の状況から5年間を設定いたしました。

以上のとおり、議案第10号について、御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第14、議案第11号 田沢ふれあい温泉センターの指定管理者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お願いいたします。

議案第11号 田沢ふれあい温泉センターの指定管理者の指定について。

田沢ふれあい温泉センターの指定管理者を次のとおりとしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

1、施設の名称、田沢ふれあい温泉センター。

2、指定管理者となる団体、青木村大字田沢2694番地、田澤財産共有組合組合長、橋詰佳知。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

本案につきましては、指定管理期間の満了に伴い、提出された事業計画書を審査基準に基づき審査し、指定管理者候補者選定委員会により、候補者の選定については、施設所在地にある組合であり、実績と施設管理のノウハウを有することから、公募によらず、現管理者1

団体を指名して選定しました。

指定期間については、公募によらず、特定の団体の管理に委ねるとする施設特有の状況から5年間を設定いたしました。

以上のとおり、議案第11号について、御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第15、議案第12号 沓掛温泉共同浴場の指定管理者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 続いてお願いいたします。

議案第12号 沓掛温泉共同浴場の指定管理者の指定について。

沓掛温泉共同浴場の指定管理者を次のとおりとしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

- 1、施設の名称、沓掛温泉共同浴場。
- 2、指定管理者となる団体、青木村大字沓掛419番地の1、沓掛区区長、山浦信吾。
- 3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

本案につきましては、指定管理期間の満了に伴い、提出された事業計画書を審査基準に基づき審査し、指定管理者候補者選定委員会により、候補者の選定については、施設所在地にある自治会であり、実績と施設管理のノウハウを有することから、公募によらず、現管理者1団体を指名して選定いたしました。

指定期間については、公募によらず、特定の団体の管理に委ねるとする施設特有の状況から5年間を設定いたしました。

以上のとおり、議案第12号について、御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第 13 号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第16、議案第13号 青木村キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お願いいたします。

議案第13号 青木村キャンプ場の指定管理者の指定について。

青木村キャンプ場の指定管理者を次のとおりとしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

1、施設の名称、横手キャンプ場。

2、指定管理者となる団体、青木村大字村松1002番地、株式会社よしとも代表取締役、宮入隆通。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

横手キャンプ場の指定管理者の指定につきましては、新たにお願いするものです。

令和8年1月9日から2月10日まであおきネットワーク、ホームページなどで広く公募し、村内事業所から3件の応募申込みがありました。提出された事業計画書について審査基準に基づき審査を行い、指定管理者候補者選定委員会に諮り、地域活性化が期待でき、物的、人的能力、施設管理のノウハウを有することから、本団体を選定することといたしました。

指定期間については5年間を設定しております。

以上のとおり、議案第13号について、御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第 14 号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第17 議案第14号 令和7年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については稲垣総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については教育長及び各担当課長よりお願いをします。

稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、議案第14号について、御説明申し上げます。

令和7年度青木村一般会計補正予算（第6号）。

令和7年度青木村一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億176万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,046万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は「第2表 繰越明許費」による。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

款5農地費、項1農業費、事業名が団体営農村地域防災減災事業中原池計画概要書作成業務、金額が1,100万円で、国の令和7年度補正予算により、ここで補正をお願いし、全額を翌年度に繰り越して実施するものでございます。

続いて、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が道路メンテナンス事業道路橋法定点検及び長寿命化計画策定、金額が5,000万円で、こちらも国の令和7年度補正によりまして、ここで補正をお願いし、全額を翌年度に繰り越して実施するものでございます。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入については一括して御説明申し上げます。

初めに、款10項1目1地方交付税は2,564万2,000円を追加し、14億491万4,000円とするもので、普通交付税が見込みより増でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は1,154万円を減額し、2億630万3,000円とするもので、節1総務管理費補助金は、重点支援地方交付金を活用した定額減税支援金について事業費の確定により減額するものでございます。

目2民生費国庫補助金は42万8,000円を減額し、1,574万7,000円とするもので、節1社会福祉費補助金は地域少子化対策重点推進交付金が見込みより減となりました。

目4 土木費国庫補助金は2,567万円を追加し、5,110万2,000円とするもので、節1 土木費補助金は道路メンテナンス事業として5年に1回の橋梁点検、長寿命化計画策定に係るもので、国から62.7%の補助を受けて実施するものでございます。

目6 商工費国庫補助金は150万円を皆減するもので、節1 商工費補助金はU I J ターン就業・創業支援事業補助金が見込みより減となりました。

目7 農林水産業費国庫補助金は1,000万円を皆増とするもので、節1 農業費補助金は団体営農村地域防災減災事業として、中原池防災重点農業ため池緊急整備事業計画概要策定業務に係るもので、国から100%の定額補助を受けて実施するものでございます。

項3 委託金、目2 民生費委託金は15万9,000円を追加し、110万3,000円とするもので、節1 社会福祉費委託金は国民年金給付システム改修等に係る補助金が見込みより増でございます。

続きまして、款15 県支出金、項2 県補助金、目1 民生費県補助金は161万3,000円を追加し、1,960万8,000円とするもので、節1 社会福祉費補助金6,000円の減は、高齢者地域支え合い事業補助金が見込みより減、節2 児童福祉費補助金、018 保育料軽減事業補助金109万9,000円は県から2分の1 補助で12児分、019 子ども・子育て応援市町村交付金52万円は以上児の副食費補助として168人分を見込みました。

目3 農林産業費県補助金は281万円を追加し、8,663万7,000円とするもので、節2 林業費補助金森林づくり推進支援金事業補助金は当郷地区と入田沢地区の電線支障木を伐採するライフライン保全対策に係る補助金でございます。

目5 教育費県補助金は242万円を減額し、1,026万7,000円とするもので、節3 教育総務費補助金は、公立学校情報機器整備事業補助金は県での共同調達によりまして、見込みより減となりました。

目6 商工費県補助金は45万円を減額し、270万円とするもので、節1 商工費補助金はU I J ターン就業・創業移住支援事業補助金が見込みより減でございます。

続きまして、款17 項1 寄附金、目1 一般寄附金は1万円を追加し、1,471万2,000円とするもので、節1 一般寄附金は五島慶太翁顕彰事業寄附金として御寄附をいただいたものでございます。

目3 教育費寄附金は5,000万円を追加し、5,112万円とするもので、節2 奨学資金寄附金は千曲寮の解散に伴い、御寄附をいただいたものでございます。

款18 繰入金、項1 目1 基金繰入金は61万円を追加し、3億6,778万1,000円とするもので、

節1基金繰入金は五島慶太翁顕彰事業基金から五島慶太未来創造館へ充当するものでございます。

款20諸収入、次のページへまいりまして、項4目1雑入は155万円を追加し、2,968万6,000円とするもので、節3雑入のうち001雑入149万9,000円は、慶太伝立志編の売上代金2,020冊分でございます。013体験事業参加料はUNICUS及び伊奈学園からの体験事業参加料でございます。

11、12ページをお願いします。

3、歳出につきましては各担当課より御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係についてですが、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費は200万円を追加し、1億3,952万円とするもので、節24積立金は五島慶太翁顕彰事業基金への積立金でございます。

以上、議案第14号について歳入全般と総務企画課関係の歳出について、御説明申し上げます。

○議長（平林幸一君） 続いて、高柳税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、税務会計課関係の歳出について、御説明申し上げます。

11、12ページをお開きください。

款2総務費、項3徴税費、目1税務総務費95万8,000円を追加し、2,945万2,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料95万6,000円は修正申告等に基づく個人住民税、法人住民税、固定資産税の還付金で見込みより増、節26公課費2,000円は公用車車検時の自動車重量税が見込みより増となったものでございます。

以上、税務会計課関係について、御説明申し上げます。

○議長（平林幸一君） 続いて、小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について、御説明申し上げます。

11、12ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費を27万6,000円追加し、2億8,430万1,000円とするもので、節7報償費6万6,000円の減、節18負担金補助及び交付金8,000円の減は実績に基づく減額でございます。

節19扶助費34万9,000円の増は高齢者補聴器購入補助事業の増額、節22償還金利子及び割引料1,000円の増は介護報酬改定等に伴うシステム改修事業の国庫償還金でございます。

目4 地域包括支援センター費を7万5,000円追加し、3,391万7,000円とするもので、節18 負担金補助及び交付金7万5,000円の増は職員の研修会参加負担金の増額によるものでございます。

目5 国民年金費を15万9,000円追加し、60万円とするもので、節12委託料15万9,000円の増は国民年金システム改修費の増額によるものでございます。

目7 地域少子化対策強化事業費を85万5,000円減額し、17万4,000円とするもので、節18 負担金補助及び交付金85万5,000円の減は結婚新生活支援事業の減額でございます。

項2 児童福祉費、目2 児童措置費を534万5,000円減額し、9,365万6,000円とするもので、節19扶助費534万5,000円の減は児童手当の実績に基づく減額でございます。

13、14ページをお願いいたします。

項6 電気ガス食料品等価格高騰重点支援費、目5 定額減税支援金を139万円減額し、1,976万5,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金139万円の減は定額減税支援金を実績により減額するものでございます。

以上、住民福祉課関係の一般会計補正予算を御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） それでは、建設農林課関係の歳出について、御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費は23万1,000円を追加し、722万8,000円とするもので、節12委託料23万1,000円は自治体システムが標準化されたことに伴い、農家台帳システムと連携対応させるための業務委託でございます。

続きまして、目5 農地費は1,100万円を追加し、1,515万2,000円とするもので、節12委託料1,100万円は当郷、中原池の防災減災事業に伴う計画概要書作成業務委託料でございます。

こちらは昨年度、令和5年に県事業で実施した中原池の地震耐性評価についての結果報告があり、特に緊急性のある箇所はございませんでしたが、ごく一部の状態時において計画安全率が基準である1.2を僅かに下回る結果が出たことにより、今後の取組について検討した結果、現状では安全率が1.0を上回っており、堤体の変化も見られないことから、特別危険な状況とはいえないということでしたが、中原池は規模も大きく、県の防災重点農業用ため池にも指定されていること、また、昭和52年に改修して以降、大規模な改修がされていないこと、この池の直下に集落、住家もあることも踏まえ、村では中原池の堤体補強工事を実施

していくことを計画しました。

今回計上した予算は、詳細設計を行う前段階の計画概要書を作成する業務になり、補助率100%の事業になります。今後、令和9年度以降に詳細設計、用地測量、そして本工事が県事業として行われる予定でございます。

続きまして、項2林業費、目2林業振興費は324万円を追加し、1億3,083万5,000円とするもので、節12委託料の002市町村森林整備事業324万円は長野県森林づくり県民税を活用した事業で、ライフライン沿いの森林整備として当郷地区の配水池周辺と入田沢地区の国道143号沿いの2か所を計上しております。

15ページをお願いいたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目3橋梁維持費は4,157万円を追加し、8,207万1,000円とするもので、節12委託料5,000万円は5年ごとに行う橋梁の法定点検及び長寿命化計画に係る委託費で、村内一円村道式の橋梁95橋分でございます。

節14工事請負費843万円の減は実績見込みにより減額といたしました。

以上、建設農林課関係の歳出に係る補正予算について、御説明をいたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 引き続き商工観光移住課関係の歳出について、御説明申し上げます。

13ページ、14ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目3観光費は5万1,000円を追加し、2,250万2,000円をお願いするもので、節15原材料費5万1,000円は体験学習の受入れに必要な材料費が見込みより増となったため、補正をお願いするものです。

おめくりいただきまして、15ページ、16ページをお願いいたします。

目4昆虫資料館費は8万円を追加し、1,791万4,000円をお願いするもので、節12委託料8万円は信州昆虫資料館のシンボルマーク、ロゴを作成させていただきたく、その作成委託料を計上させていただきました。ロゴの作成により視覚的に認識、記憶することが期待でき、インターネットなど情報の発信に役立ててまいります。

目5移住定住促進費は292万円を減額し、2,797万円とするもので、節18負担金補助及び交付金、002補助金、001定住促進応援補助金は13件の申請があり、現状に合わせ、248万円の増額をお願いいたしました。003U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金は実績に合わせ、減額とさせていただきます。

目 6 道の駅関連施設運営費は99万円を追加し、2,068万2,000円をお願いするもので、節14工事請負費、003村単事業工事請負費99万円の増額はふるさと公園あおき隣接の水田等農地に配慮し、防草シートを設置するものです。

続きまして、款 7 土木費、項 3 住宅費、目 1 住宅管理費は216万5,000円を追加し、972万6,000円をお願いするもので、節14工事請負費192万5,000円は若者定住促進住宅、ナカムラ住宅、木造 2 階建てが築50年を経過し、老朽化していることから解体費用を計上させていただきました。

節21補償補填及び賠償金24万円は青木中央団地建て替えに伴う退去移転料 1 世帯 8 万円の 3 世帯分を計上させていただきました。

項 4 別荘事業費、目 1 別荘事業費は70万4,000円を追加し、1,616万5,000円をお願いするもので、節10需用費、006修繕料は青木の森別荘地内の水路等に修繕が必要となったため、計上をさせていただきました。

以上、商工観光移住課関係の補正予算を御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、杳掛教育長。

○教育長（杳掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

13ページをお開きください。

款 2 民生費、項 2 児童福祉費、目 5 児童福祉施設費ですが、86万5,000円を減額して2,470万4,000円といたしました。これは節14工事請負費の減で、今年度行った遊戯室の空調設備工事費が見込みより減になったためであります。

次に、15ページをお願いします。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 3 教育指導費でございますが、5,165万円を増額して9,591万1,000円といたしました。

節12委託料の増は来年度から 4 名の A L T を雇用するために、アチーブゴール社と委託契約を行う締結支援業務費として支払う費用であります。内容は候補地のリサーチや候補地との交渉費、渡航手配費用が中心になります。

節24積立金の5,000万円ですが、先ほど申しましたように五島慶太翁が中心になって設立した千曲寮が解散することにより、慶太翁の聖地である青木村に奨学資金として5,000万円を御寄附いただいたことによります。節001積立金として、五島慶太翁千曲寮記念奨学基金を設けて運営をしております。

続きまして、項 2 小学校費、目 1 学校管理費ですが、74万9,000円を増額して 1 億1,066

万5,000円といたしました。

節14工事請負費の増は小学校の揚水ポンプが故障したため、更新の工事を行うためです。

節17備品購入費の減は本年度、小学校のタブレットパソコンを購入した費用が見積りよりも減額になったためであります。

17ページをお願いします。

目3中学校費ですが、85万7,000円を減額いたしました。

節17備品購入費の減で、小学校と同様にタブレットパソコンを購入した費用が見積りよりも減額になったためであります。

項5社会教育費、目6美術館費ですが、66万円を減額しました。

節14工事請負費の減で空調工事が見積りよりも減になったためであります。

目10五島慶太未来創造館ですが、61万円を増額しました。企画展「信州と五島慶太」のための展示ケースを1台購入する費用になります。

続いて、項5保健体育費、目2体育施設費ですが、185万円を減額して、1,729万9,000円といたしました。

節10需用費の増は総合グラウンド内にあるシーソーの修繕費用です。

節14工事請負費の減は、総合体育館を真ん中で分けるために防球ネットの改修工事が見込みより減になったための減額になります。

教育費は以上でございます。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第18、議案第15号 令和7年度青木村簡易水道事業会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 議案第15号について、御説明を申し上げます。

令和7年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和7年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度青木村簡易水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区分)

(4) 主要な建設改良事業、配水施設費、補正前1億5,440万円、補正後2億2,640万円。

第3条 予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,699万円は損益勘定留保資金2,295万4,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,403万6,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,164万9,000円は損益勘定留保資金106万8,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,058万1,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、第1項企業債4,800万円を追加し、1億6,740万円とし、第2項負担金及び分担金1,534万1,000円を追加し、1,535万1,000円とし、第3項補助金2,400万円を追加し、5,900万円とするものです。

支出。

第1款資本的支出、第1項建設改良費7,200万円を追加し、2億2,640万円とするものです。

2ページをお願いいたします。

第4条 予算第5条に定められた記載の限度額1億1,940万円を1億6,740万円に、利率年3.0%以内を年5.0%以内に改める。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

4ページをお願いいたします。

令和7年度青木村簡易水道事業会計補正予算内訳書。

資本的収入。

款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良企業債、節1水道事業債4,800万円につきましては、国の補正予算の成立に伴い、当初令和8年度に計画していた事業の一部が前倒しで予算措置されたことにより、国庫補助の残額、補助残を簡易水道事業債により借入れをするものでございます。

項2負担金及び分担金、節1負担金等1,534万1,000円は、国道143号歩道拡幅工事に伴う水道管切り回し工事物件移転補償で長野県からの負担金でございます。

項3 補助金、目1 節1 国庫補助金2,400万円につきましては、先ほど申し上げました企業債同様、国の補正予算成立による事業の一部前倒し工事に係る事業費のうち、社会資本整備総合交付金を受けるもので、補助率は3分の1でございます。

資本的支出。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目2 配水施設費、節33 工事請負費7,200万円につきましては、青木地区配水管布設替え工事延長約490メートルにかかる費用でございます。

以上、議案第15号について、御説明を申し上げました。

○議長（平林幸一君） ここで暫時休憩いたします。

休憩時間は10分とし、再開を10時28分いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時28分

○議長（平林幸一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第19、議案第16号 令和8年度青木村一般会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については稲垣総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については教育庁及び各担当課長よりお願いをいたします。

稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、議案第16号について、御説明申し上げます。

令和8年度青木村一般会計予算。

1ページをお願いします。

令和8年度青木村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億5,600万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

(歳入歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

予算総額33億5,600万円は、前年度予算に比べて9,600万円の増、率にして2.9%の増となります。

続いて、2ページから7ページまでの第1表、歳入歳出予算につきましては説明を省略させていただきます。8ページをお願いいたします。

第2表 地方債について御説明申し上げます。

歳入予算の中では32、33ページに記載がされております。また、歳出についてはそれぞれ対象事業に充当し、事業を実施するものでございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で御説明申し上げます。

目的は地域活性化事業債で、国土保全対策事業債を農業用水路工事に充当する起債でございます。限度額が300万円の方法は証書借入れまたは証券発行により、利率が5%以内（ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金等については、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）となります。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、財政の都合により繰上償還または償還年限の短縮または借換えができるものとする。

以下、起債方法、利率、償還方法については同様となりますので、説明を省略させていただきます。

続いて、脱炭素化推進事業債、限度額6,870万円は、照明のLED化工事に充当するもので、工事箇所は保健センターを含む役場庁舎全館と文化会館、郷土美術館、歴史文化資料館、体育施設の一部、プール、体育館の一般照明を予定しております。

緊急防災減災事業債は限度額400万円、指定避難場所となっております総合グラウンドの照明制御盤更新工事への充当を予定しております。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページから11ページまで、歳入歳出予算事項別明細書の総括表となりますので、予算額の構成割合について申し上げます。

歳入では、1村税18.0%、2地方譲与税1.3%、3利子割交付金は構成割合が出てまいりません。4配当割交付金0.1%、5株式譲渡所得割交付金0.1%、6法人事業税交付金0.2%、7地方消費税交付金3.4%、8自動車税環境性能割交付金は構成割合が出てまいりません。9地方特例交付金0.3%、10地方交付税43.4%、11交通安全対策特別交付金は構成割合が出てまいりません。12分担金及び負担金1.2%、13使用料及び手数料1.3%、14国庫支出金5.0%、15県支出金6.1%、16財産収入0.3%、17寄附金0.4%、18繰入金11.4%、19繰越金3.9%、20諸収入1.3%、21村債2.3%。

続いて、10ページをお願いします。

歳出では、1議会費1.5%、2総務費20.6%、3民生費26.5%、4衛生費7.7%、5農林水産業費7.5%、6商工費4.5%、7土木費8.8%、8消防費5.0%、9教育費11.6%、10災害復旧費は構成割合が出てまいりません。11公債費6.2%、12予備費0.1%。

以上となります。

続きまして、12ページをお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、歳入及び歳出の本年度予算額については読み上げを省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2、歳入については、一括して御説明を申し上げます。

款1村税、項1村民税、目1個人分は1,309万1,000円の増。

節1現年課税分については前年と比較して均等割671万円は人数で32名の増、金額で9万3,000円の増、所得割1億8,003万円は人数で178名の増、金額では1,270万5,000円の増を見込みました。

目1法人分は1,479万9,000円の増、節1現年課税分については、前年と比較して均等割1,127万円は35万円の増、法人数合計は6法人の増となっております。法人税割8,704万

4,000円は1,445万円の増を見込みました。

項2目1 固定資産税は1,401万8,000円の減。

節1 現年課税分については、土地5,579万7,000円が66万円の減、家屋1億4,561万2,000円が278万円の増、次のページへまいりまして、償却資産7,040万2,000円は1,605万9,000円の減を見込みました。

目2 国有資産等所在市町村交付金につきましては、前年同額で見込みました。

項3目1 軽自動車税、種別割は59万8,000円の増。

節1 現年課税分2,001万9,000円につきましては59万8,000円の増、合計台数で2,711台、前年より34台分の増を見込んでおります。

次のページへまいりまして、環境性能割は本年3月をもって廃止されますので頭出し計上とさせていただきますが、その減収分につきましては、当面の間は地方特例交付金として交付されることになっております。

項4目1 村たばこ税は204万円の減、全体本数で31万1,360本の減を見込んでおります。

項5目1 入湯税は25万1,000円の減。

節1 現年課税分176万円につきましては宿泊者で1万1,410人、日帰り者で985人を見込んでおります。

款2 地方譲与税、項1目1 地方揮発油譲与税は80万円の減、県の収入見込みに合わせて算出をいたしました。

項2目1 自動車重量譲与税は50万円の増、項3目1 森林環境譲与税は190万円の減で県に準じて見込んでおります。

次のページへまいりまして、款3項1目1 利子割交付金137万円の増。

款4項1目1 配当割交付金180万円の増は、いずれも県に準じて見込んでおります。

款5項1目1 株式等譲渡所得割交付金は、200万円の増で収入実績から見込みました。

款6項1目1 法人事業税交付金は、90万円の増を見込んでおります。

款7項1目1 地方消費税交付金は1,200万円の増で、県に準じて見込みました。

款8項1目1 自動車税環境性能割交付金は、令和7年度末で廃止されますが、過年度調整分として頭出し計上いたしました。

款9項1目1 地方特例交付金648万4,000円の減は、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金として300万円、自動車税減収補填特例交付金として260万円、軽自動車税減収補填特例交付金として130万円の増が主な要因となっております。

項2目1新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填特別交付金は、令和3年度に創設されたもので、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置による減収を補填するものですが、令和8年度もこちらは頭出し計上とさせていただきます。

款10項1目1地方交付税9,700万円の増は、節1地方交付税の普通交付税については、国では1.6%増額と見込んでいるものの、家屋に係る税收増分の75%が基準財政収入額に算入されることから、相当分を加味して見込みました。また、特別交付税については前年1,000万円増の9,000万円で見込みました。

次のページへまいりまして、款11項1目1節1交通安全対策特別交付金は、前年同額で見込みました。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金は前年同額で、節1農業費分担金は循環型社会形成事業の当郷区中村水路に係る分担金でございます。

項2負担金、目2民生費負担金は38万5,000円の減で、節1社会福祉費負担金の老人ホーム措置費入所者負担金3人分で、126万6,000円の増、節2児童福祉費負担金165万1,000円の減で、保育料は未満児が25人、早朝保育料が65人、延長保育料が60人、一時保育料は前年同額を見込んでおります。

目3衛生費負担金は254万4,000円の減で、節1保健衛生費負担金は未熟児療育医療受給者負担金で4,000円の減、節2上水道費負担金は、水道業務に従事します職員の人件費分について、水道会計から一般会計への負担金として納付いただくもので254万円の減となっております。

目4土木費負担金は470万4,000円の増で、節1土木費負担金は別荘管理費負担金で前年同額を見込みました。

節2公共下水道費負担金は、下水道会計が負担すべき職員の人件費分について一般会計負担金として納付いただくもので470万4,000円の増となっております。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は411万円の増で、節1総務使用料のバスターミナル喫茶店使用料、村営駐車場使用料は前年同額、村営バス運行収入は31万2,000円の減で見込みました。

通信サービス利用料と放送サービス利用料は、令和7年度末でサービス提供が終了となっておりますので計上してありませんが、滞納繰越分として頭出し計上いたしました。

節4光ケーブル使用料は357万8,000円の減で、固定使用料と加入数による使用料の合計となっております。

節5 あおきネットワーク設備使用料は新規計上で、光ケーブル使用を含めたあおきネットワーク設備に係る使用料として800万円を見込んで計上いたしました。

次のページへまいりまして、目2 商工使用料は54万8,000円の減で、節1 観光施設使用料のうち昆虫資料館使用料は2万1,000円の減を見込みました。

目3 土木使用料は164万2,000円の減で、節1 住宅使用料の教員住宅使用料は前年同額、村営住宅使用料は実績により163万2,000円の減を見込んでおります。

節3 別荘施設使用料は、別荘のテニスコートの使用料を前年同額計上しております。

目4 教育使用料18万7,000円の増は、節1 保健体育使用料では15万3,000円の減、節2 会館使用料で4万円の増、節3 美術館使用料は30万円の増で、それぞれ実績を基に計上いたしました。

目5 衛生使用料は、男性の料理教室6回分の使用料を見込みました。

項2 手数料、目1 総務手数料は、節1 町税手数料は2万円の減、節2 戸籍住民基本台帳手数料、節3 総務管理費手数料はあおき電話の広告手数料で前年同額といたしました。

目2 衛生手数料は2万1,000円の増で、節1 保健衛生手数料のうち犬新規登録手数料は17頭分、注射済証交付手数料は260頭分を見込んでおります。

款14国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金は241万4,000円の減で、節1 社会福祉負担金が35万7,000円の増で、いずれも2分の1の国庫負担、節2 児童福祉費負担金は280万円の減で、3分の2の国庫負担、節3 保険基盤安定負担金は2万9,000円の増で、2分の1の国庫負担となります。

次のページへまいりまして、目2 衛生費国庫負担金は前年同額で、節1 保健衛生費負担金は未熟児療育医療事業負担金で2分の1負担となっております。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は8,749万1,000円の減で、節1 総務管理費補助金で001振り仮名対応システム改修補助金252万7,000円は、戸籍附票システム改修に係るもの、002物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,050万円は、令和7年度の国の補正予算分で保、小、中の給食費等に充当して実施をいたします。

節2 村営バス運行管理費補助金は42万4,000円の減で、地域公共交通確保維持事業補助金でございます。

節3 マイナンバーカード交付事務費補助金は4万円の減、節4 デジタル基盤改革支援補助金は6,900万6,000円の減で、国が進める行政手続のオンライン化、標準化に係るシステム改修費に係る補助で、令和7年度に完了できなかった部分に係るものでございます。

目 2 民生費国庫補助金は87万7,000円の増で、節 1 社会福祉費補助金のうち001介護保険事業補助金はシステム改修に係るもの、002障害者地域生活支援事業補助金は9,000円の減、003地域少子化対策重点推進交付金は前年同額で2分の1の補助となっております。

節 2 児童福祉費補助金は001児童クラブ運営補助金が63万5,000円の増で3分の1補助となっております。

目 3 衛生費国庫補助金は56万9,000円の増で、節 1 保健衛生費補助金の001合併処理浄化槽設置補助金は1基分を見込んでおります。002疾病予防対策事業費補助金は新たなステージに入ったがん検診支援事業で2分の1補助、003母子保健衛生費国庫補助金は母子相談、妊娠出産包括支援事業等に係る2分の1の補助、004一体化事業国庫補助金は介護と高齢者の一体化事業に対する補助金で3分の2補助となっております。005妊婦のための支援給付費補助金は25名分を見込み、10分の1の補助となっております。006子ども・子育て支援交付金は2分の1の補助でございます。

目 4 土木費国庫補助金は2,538万8,000円の減で、昨年度の橋梁補修工事3橋分が終了したことにより大幅な減となっております。

節 2 住宅費補助金、住宅建築物耐震改修等事業補助金として4万4,000円、耐震診断1戸分を見込み、2分の1の補助でございます。

目 5 教育費国庫補助金は1,202万5,000円の減で、昨年度は県の共同調達によりますタブレットパソコン整備に対する補助金があったため大幅な減となっております。

節 1 教育費補助金、001特別支援教育就学奨励費が17万6,000円の減、002私立幼稚園施設利用給付金は33万7,000円の減、003子供のための教育・保育給付交付金は14万6,000円の減で、それぞれ2分の1の補助となっております。

目 6 商工費国庫補助金は750万円の増で、001U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金は前年同額、002地域燃料供給体制計画策定補助金は新規計上で、自治体サービスステーション承継計画策定に係るもので4分の3の補助でございます。

項 3 委託金、目 1 総務費委託金は499万9,000円の減で、節 1 戸籍住民基本台帳費委託金は、中長期在留者居住地届出等事務委託金で1,000円の増でございます。

目 2 民生費委託金は12万8,000円の増で、節 1 基礎年金事務費委託金12万2,000円の増はシステム改修に係る増で、節 2 児童福祉費委託金は特別児童扶養手当事務委託金として25人分、6,000円の増を見込んでおります。

款15県支出金、項 1 県支出金、目 1 民生費県支出金は22万円の減で、節 1 社会福祉費負

担金は17万9,000円の増、いずれも4分の1の県負担となります。

次のページへまいりまして、節2 児童福祉費負担金の児童手当負担金は42万円の減で、10分の1が県の負担となっております。

節3 保険基盤安定負担金は2万1,000円の増で、001保険基盤安定負担金国保分は県より保険料軽減分として4分の3、保険者支援分で4分の1の負担となっております。002保険基盤安定負担金後期高齢者分は4分の3が県の負担となっております。

目2 衛生費県負担金は前年同額で、節1 保健衛生費負担金の県負担金は保健事業費負担金が3分の2、未熟児療育医療事業負担金が4分の1となっております。

項2 県補助金、目1 民生費県補助金は68万4,000円の増で、節1 社会福祉費補助金のうち、001民生児童委員交付金は同額、002障害者福祉医療給付事業補助金は同額で5分の2補助、003、004もほぼ前年同額で2分の1の補助、005社会福祉法人による生活困難者利用者減免事業補助金は頭出し、006高齢者に優しい住宅改修補助金についても頭出しでございます。007高齢者地域支え合い事業補助金は6,000円の減で3分の2補助、008障害者地域生活支援事業補助金は5,000円の減で4分の1の補助、009地域福祉総合助成金事業補助金もほぼ同額で2分の1の補助となっております。

節2 児童福祉費補助金については69万5,000円の増で、001乳幼児・児童医療費給付補助金が18万円の増、002母子父子家庭医療費給付補助金12万円の減で2分の1の補助、005児童クラブ運営補助金は63万5,000円の増で3分の1補助となっております。

目2 衛生費県補助金は9万1,000円の増で、節1 保健衛生費補助金のうち、001一体化事業補助金は前年同額で3分の1の補助、002自殺対策緊急強化事業補助金は2万1,000円の増で法律相談分が2分の1の補助、ゲートキーパー養成分が3分の2の補助、003合併浄化槽設置補助金は1基分で3分の1の補助、004妊婦のための支援給付費補助金は2,000円の減で4分の1の補助、005がんアピランス助成事業補助金は前年同額で2分の1の補助、006子ども・子育て支援交付金は7万2,000円で4分の1の補助となっております。

目3 農林水産業費県補助金は2,539万3,000円の増で、節1 農業費補助金のうち、003中山間地域等直接支払事業交付金は45万6,000円の減で事業費の4分の3補助、005多面的機能支払事業交付金は7万4,000円の減で4分の3の補助、007地籍調査事業補助金は187万5,000円の増で4分の3補助となっております。013新規就農者育成総合対策は1経営体の新規就農者の経営開始資金を計上いたしました。

節2 林業費補助金では1,645万8,000円の増となります。001松林健全化推進事業、伐倒駆

除が420万円の増で2分の1の補助、002保全松林健全化整備事業補助金も1,225万円の増で70%補助、次のページへまいりまして、003樹幹注入事業補助金は7,000円の増、005野生鳥獣総合管理対策事業補助金は前年同額で、くくりわな30基の購入に係る補助、006鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業も前年同額となっております。

目4土木費県補助金は4万4,000円の減で耐震診断に係る県の4分の1の補助でございます。

目5教育費県補助金は1,015万2,000円の増で、節3教育総務費補助金は、001私立幼稚園施設利用給付金は16万8,000円の減で、利用費総額の4分の1の補助、002子供のための教育・保育給付交付金877万2,000円の増で4分の1の補助、003給食費負担軽減交付金は県から2分の1の補助となっております。

目6商工費県補助金は前年同額で、U I Jターンの県の補助分となります。

項3委託金、目1総務費委託金は438万6,000円の増で、節1総務管理費委託金は2,000円の減、節2徴税費委託金は3万5,000円の増で、納税義務者2,306人分に対するものでございます。

節4統計調査費委託金は264万7,000円の減で、令和8年度は経済センサス活動調査を予定しております。

節5選挙費委託金は県知事選挙に係るものでございます。

目2民生費委託金、目3農林水産業費委託金については御覧のとおりでございます。

続きまして、款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は7,000円の増で、節1土地建物貸付収入は村有地並びに公共施設の屋根貸し、駐在所貸地料、道路占用料等の収入でございます。

目2利子及び配当金は192万9,000円の増で、節1利子及び配当金で財政調整基金等の利子分でございます。

款17、項1寄附金、目1一般寄附金は前年150万円の減、実績からふるさと応援寄附金を見込んだところでございます。

次のページへまいりまして、目3教育費寄附金は前年同額を見込んでおります。

款18繰入金、項1目1基金繰入金は2,308万円の増で、節1基金繰入金のうち、001財政調整基金が前年同額、002公共施設整備基金は928万円の増となっております。003土地開発基金は前年同額で、公有財産の購入費等に充当する予定でございます。006情報通信関連事業基金は前年1,900万円の減、025地域づくり基金2,000万円は義民太鼓海外遠征費用に充当

するものでございます。

款19項1目1繰越金は前年同額で、節1前年度繰越金でございます。

款20諸収入、項1延滞金加算及び過料、目1延滞金は2万円の減、項2村預金利子は10万円の増、項3貸付金元利収入は前年同額となっております。

項4目1雑入は168万7,000円の増となっております。

次のページへまいりまして、項5受託事業収入、目4土木費受託事業収入は13万9,000円の増で、別荘の下草刈り等の受託収入となります。

款21項1村債につきましては、第3表、地方債で御説明申し上げたとおりでございますので、説明については省略をさせていただきます。

続きまして、3、歳出については各担当課より御説明申し上げます。

34ページ、35ページをお願いいたします。

説明については前年と比較して変更となった項目等を主に御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係について申し上げます。

款1項1目1議会費は72万6,000円の増となります。議員研修会の講師謝礼として報償費10万円を新規計上し、その他はほぼ前年同額となっております。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は729万4,000円の増といたしました。

節1報酬から38ページの節4共済費までは、村長と一般職員9名、再任用職員2名、フルタイム会計任用職員2名分を計上しております。

38ページ、39ページの節7報償費は年度末退職予定者1名分の記念品代でございます。

節8旅費は4万6,000円の増で職員研修旅費を見込みました。

節9公債費は前年同額、節10需用費は5万5,000円の減、節11役務費は15万6,000円の増、節12委託料は34万2,000円の増で、主には001電算委託料の増で、昨年度途中から導入いたしましたガバメントクラウド運用管理委託料745万8,000円を通年予算確保したことによる増額が主な要因となっております。

次のページへまいりまして、節13使用料及び賃借料は855万4,000円の増で、002電算システム使用料の増が主な要因で、昨年度途中から導入しましたガバメントクラウドに係るシステム利用料1,980万円を通年予算確保した者によるものでございます。

節18負担金補助及び交付金については44万円の減となります。

目2文書広報費は100万円の増となります。

節11役務費は役場の電話料、情報電話使用料、郵送料、非常用携帯電話等の費用が計上さ

れております。

節12委託料は209万円の増となっておりますが、002例規集データ更新等委託料の増が主な要因でございます。

目3財政管理費は4万1,000円の減で、予算書と決算書の印刷代を計上しております。

続きまして、42ページ、43ページの下段へまいりまして、目5財産管理費は1,670万3,000円の増となります。増の主な要因は、次のページへまいりまして、節14工事請負費6,622万円は保健センターを含めた役場庁舎照明器具LED改修工事、節17備品購入費1,703万9,000円のうち、老朽化したマイクロバス1台の買換え費用として1,430万円の計上を予定しておりまして、増の要因となっております。

節24積立金は、財政調整基金等基金の利子を積み立てるもので、192万8,000円の増となっております。

目6企画費は289万2,000円の増となります。

次のページへまいりまして、節12委託料1,150万8,000円のうち、第7次長期振興計画策定支援業務委託料495万円と村創立70周年記念イベント実施委託料220万円の増額が主なものとなります。

目7諸費は1,980万1,000円の増となりました。

次のページへまいりまして、節14工事請負費16万5,000円の増は、地区要望に基づくカーブミラー5か所の設置工事と節18負担金補助及び交付金のうち、022義民太鼓こまゆみ会国際交流事業補助金2,000万円が増額の主な要因でございます。

目8情報通信サービス事業費は1,601万1,000円の減となります。

節1報酬から次のページの節4共済費までは、パートタイム会計年度任用職員1名分に係る人件費でございます。

増減の主な内容としまして、節12委託料のうち、003サーバー保守委託料で986万8,000円の減、006フリーWi-Fi更新委託料451万円の皆増で、庁舎及び公共施設の機器等更新、008あおき電話作成委託料74万3,000円の皆増で、紙の電話帳作成委託料1,500冊分、次のページへまいりまして、節18負担金補助及び交付金のうち、001補助金あおきネットワーク運営等負担金213万6,000円の皆増と002負担金オンライン診療導入運営補助金50万円の皆増が主な内容でございます。

目9地方創生プロジェクト事業費は686万4,000円の増となりました。増額の主な内容としまして、節12委託料は前年対比550万円の増は五島慶太翁の伝記、慶太伝統編、企画編集、

製本委託料に250万円、調査執筆委託料に330万円、節18負担金補助及び交付金145万円は皆増で、信州大学との共同研究負担金に45万円、慶太翁作文コンクール負担金に100万円が主な内容でございます。

次のページへまいりまして、項2村営バス運行管理費、目1運行管理費は33万3,000円の増となりました。ほぼ前年同様の内容となっておりますが、給与改定に伴う人件費の増や上田駅線の運行に係る経費、バス停留所待合室設置工事1か所に係る費用が増額の要因となっております。

続きまして、少し飛びますが、62ページ、63ページの中段をお願いいたします。

項5選挙費、目1選挙管理委員会費については選挙管理委員4名に係る経費でございます。

目2選挙啓発費は前年同額、目4県知事選挙は731万円を新たに計上するもので、8月31日に任期満了となります県知事選挙に係る経費を見込んだものでございます。

次のページへまいりまして、項6統計調査費、目1統計調査総務費は前年264万8,000円の減となりました。令和8年度に実施される経済センサス活動調査に係る費用を計上しております。

次のページへまいりまして、項7目1監査委員費については前年同額で、監査委員2名分の活動経費等を計上しております。

少し飛びまして、136ページ、137ページをお願いいたします。

款8項1消防費、目1常備消防費は381万9,000円の減で、上田広域消防本部への負担金が減となっております。

目2非常備消防費は42万4,000円の減となります。

節1報酬、001消防団団員手当は基本消防団員と消防団協力団員、機能別消防団員に対する報酬となっております。002自動車ポンプ班員はポンプ車班12人と本部班12人分、003消防委員は会議、各種大会等への参加報酬となっております。

節3職員手当等は前年同様となっております。

節7報償費の001退職団員報償金は対象者11人分で、207万円の増となっております。

以下については大会等の謝礼、記念品代等となっております。

節10需用費のうち消耗品費では、昨年度に引き続き団員の安全確保のため、難燃性活動服25着、防寒着10着、長靴25足、ヘルメット50個ほかを計上しております。

次のページへまいりまして、節18負担金補助及び交付金は158万円の減で、主な内容は、負担金については005損害補償掛金が団員230人分、006退職報償金掛金は団員130人分とな

っております。補助金の001分団運営補助金は前年同額、003本部運営補助金7万9,000円の減で、ラッパ班、女性消防団運営補助金と消防団アプリの利用料等に対する補助金が計上されております。004地域消費券購入補助は5,000円を100人分、005準中型自動車免許等取得補助金は準中型となりますポンプ車を運転するための免許やオートマチック限定解除に要する費用に対して補助するものでございます。

目3消防施設費は2,079万円の減で、昨年度は衛星系防災無線設備更新工事に係る負担金がありましたことから、大幅な減額となりました。

節10需用費は6万6,000円の増で積載車の車検、修理、消火栓、防火水槽の修理代を計上しております。

次のページへまいりまして、節17備品購入費は55万円の増で、ポンプ用ホース12本、消火栓用ホース30本、消火栓格納箱1か所を予定しております。

目4水防費は前年同額で、土のう袋、土のう用の砂の購入を予定しております。

目5災害対策費は122万2,000円の増で、計画的な災害時備品等の購入費をこちらにて計上してございますが、節10需用費では飲食料品を計上し、節12委託料では井戸の水質検査委託料10か所分を、節17備品購入費では応急給水用のタンク2基分を、節18負担金補助及び交付金では地区防災組織活動補助金並びに防災士の資格取得に係る補助金を計上しております。

飛びまして、178ページ、179ページをお願いいたします。

款11項1公債費、目1元金は1,310万円の増、目2利子は1,350万円の増となっております。

款12項1目1予備費は、前年同額の300万円を計上いたしました。

182ページ以降につきましては、給与費の明細書となります。1、特別職については一番下の比較の欄で、その他の特別職が32人減となっておりますが、各審議会等委員の減と消防団員の減によるものでございます。

183ページ、2、一般職の(1)総括表については、比較の欄で職員数が6名の減、フルタイムの会計年度任用職員が含まれております。括弧内の数字は、再任用職員とパートタイムの会計年度任用職員の数で、9名の減となっております。

184ページにつきましては、内訳として会計年度任用職員以外と会計年度任用職員とに分けて集計をしてあります。

次のページ以降につきましては記載のとおりでございますので、説明については省略をさ

せていただきます。

以上、議案第16号 令和8年度一般会計予算につきまして、歳入全般と歳出の総務企画課関係について、御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、高柳税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、税務会計課関係の歳出について御説明申し上げます。

40、41ページをお開きください。

一番下段になりますけれども、款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費は前年比114万9,000円の減でございます。

節2給料、節3職員手当等、42、43ページまいりまして、節4共済費までは一般職員2名分の人件費、節10需用費の004印刷製本費は納入通知書や現金支払い証書等の印刷代、節11役務費の004手数料は、指定金融機関への公金取扱い手数料が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料は、公金支払い事務のデータ伝送に係る経費でございます。

続きまして、少し飛びますけれども、56、57ページをお開きください。

款2総務費、項3徴税费、目1税務総務費は、前年比174万5,000円の増でございます。

節1報酬の002委員報酬は、固定資産評価審査委員で3名分、003会計年度任用職員報酬パートはパートタイム職員1名分、節2給料から節4共済費は一般職員3名分と会計年度任用職員、フルタイム1名分でございます。

続きまして、58、59ページをお願いします。

目2賦課徴収費は前年比646万2,000円の増でございます。

節10需用費、004印刷製本費は納税通知書等に係る印刷代、節11役務費、001通信運搬費は納税通知書等の郵送料、004手数料のうち、001口座振替手数料は税関係の口座振替に係る各金融機関への手数料、節12委託料、001委託料は前年比641万1,000円の増で、008リームスネットは各税関係のシステム使用料、012固定資産課税台帳等基礎資料整備業務は土砂災害特別警戒区域等の対象地番精査業務や固定資産課税資料のデータ化業務が主なものでございます。60、61ページをお願いします。018システム改修委託料は、税制改正や納税通知書の電子化対応に伴うシステム改修が主なもの。節13使用料及び賃借料、001使用料は各金融機関との口座振替による伝送サービスに係るシステム使用料でございます。

以上、税務会計課関係の歳出予算について、御説明申し上げます。

○議長（平林幸一君） 続いて、小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係の歳出予算について、御説明いたします。

60、61ページを御覧ください。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は3,484万6,000円で52万円の減。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は職員2名分でございます。

節10需用費は消耗品費、節11役務費の通信運搬費は郵送料等、節12委託料、001住基システム電算保守委託料が142万7,000円の増、002戸籍住民システム電算保守委託料が186万7,000円の減、003住基ネットワークシステムハード保守委託料が33万1,000円の増でございます。

節13使用料及び賃借料は247万8,000円の増、賃借料001住基ネットワークシステムハードリースが247万8,000円の増、端末を1台から2台に増やしたことによる増額でございます。

62、63ページをお願いします。

目2マイナンバーカード交付事務費は65万7,000円で3万7,000円の減、節3職員手当等は職員の超過勤務手当、節10需用費は消耗品、節11役務費の通信運搬費はマイナンバーカードの通知郵送料、節12委託料はマイナンバーカードの裏書印字を行うシステム保守委託料でございます。

目3証明書コンビニ交付事業費232万5,000円で1万1,000円の減、節8旅費は職員の研修会等旅費、節11役務費は、コンビニ交付委託手数料、節12委託料はコンビニ交付システム保守管理委託料、節18負担金補助及び交付金は、コンビニ交付に係る地方公共団体情報システム機構、通称J-LISへの運営負担金でございます。

66、67ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は7,887万2,000円で635万5,000円の増、節1報酬は民生児童委員17名分の報酬、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は職員3名分及び会計年度任用職員1名分でございます。

68、69ページをお願いいたします。

節7報償費は、出産祝い金21名分で、前年度と同額でございます。

節8旅費は、職員、福祉と員、保護司の研修旅費、節10需用費、002燃料費は公用車の燃料代、006修繕料は公用車の整備料、節13使用料及び賃借料は、有料道路の使用料、節18負担金補助及び交付金は、負担金001保護司会負担金、002保護司会研修負担金、003民生委員

協議会負担金は前年度並み、004社会福祉協議会負担金800万4,000円の増、これは今まで支払っておりました職員の給与を社会福祉協議会の負担金として振り替えることに伴う増でございます。006子育て支援施設ゆりかご運営事業負担金は負担金算出方法の変更に伴いまして、12万7,000円の減、補助金は前年度と同額でございます。

節26公課費は、公用車の自動車重量税、節27繰出金は、国保特別会計へ繰り出すもので前年度209万1,000円の減でございます。

70、71ページをお願いいたします。

目2障害者福祉費は1億6,579万2,000円で1,436万3,000円の増、節1報酬は、令和8年度に策定する障害福祉計画策定委員の報酬、節10需用費は、障害福祉医療等の受給者証等の費用で前年度並みでございます。

節11役務費は6万円の増、001通信運搬費が10万8,000円の増、手数料002障害者介護給付費意見書作成手数料が4万8,000円の減、節12委託料は15万8,000円の減、005福祉事務支援システム委託料が9万8,000円の増、007成年後見センター運営事業が5万5,000円の減、昨年度実施しました障害者自立支援給付審査システム改修料が事業終了により減になってございます。

節18負担金補助及び交付金は15万5,000円の増で、負担金001障害者介護給付費審査会負担金が16万8,000円の増、その他は前年度並みでございます。

節19扶助費は1,423万円の増でございます。

72、73ページをお願いいたします。

008介護給付訓練等給付費は前年度より1,392万4,000円の増、009移動支援事業費は44万4,000円の増、その他は前年度並みでございます。

目3老人福祉費は2億9,617万1,000円で、1,670万1,000円の増でございます。

節1報酬は、令和8年度に作成する介護保険事業計画老人福祉計画策定委員10名分の報酬でございます。

節7報償費、001高齢者祝い金は50名分で6万円の減でございます。

節10需用費は209万円の減で、001消耗品7万円の増、002燃料費はくつろぎの湯の灯油代で216万円の減でございます。

節11役務費は前年度同様の額、節12委託料は375万6,000円の増で、001くつろぎの湯管理委託料は12万1,000円の減、002老人センター管理委託料は77万6,000円の増でございます。003高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業は前年並み、004高齢者生活福祉センター

運営委託料は138万円の増、これは修繕費及び光熱費の増によるものでございます。005配食サービス委託料は23万円の減、006後期高齢者医療電算委託料は106万6,000円の増、007後期高齢者健診委託料は22万5,000円の増でございます。008介護保険老人保健福祉計画策定委託料は計画策定年度に介護保険の規定基準等、国の省令改正の内容について精査を委託するものでございます。

節13使用料及び賃借料は、001システム使用料は後期高齢者医療総合システムの使用料13万3,000円の増、賃借料、74、75ページをお願いいたします。001後期高齢者医療電算システム賃借料はサーバーの賃借料で、前年度並みでございます。

節18負担金補助及び交付金は265万円の増で、負担金003長野県後期高齢者医療広域連合負担金は255万6,000円の増、補助金003人間ドック等受診補助金10万5,000円の増となっており、あとは前年度並みでございます。

節19扶助費は301万4,000円の増で、001老人保護措置費が261万4,000円の増、004高齢者補聴器購入補助事業は40万円の増、あとは前年度並みでございます。

節27繰出金は927万2,000円の増で、001介護保険特別会計分が806万7,000円の増、002後期高齢者医療特別会計分が120万5,000円の増でございます。

目4地域包括支援センター費は3,461万円で、839万7,000円の増でございます。

節1報酬は、会計年度任用職員2名分、節2給料は職員3名分、節3職員手当等、76、77ページをお願いいたします。節4共済費は会計年度任用職員と職員分でございます。

節8旅費は、会計年度任用職員の通勤手当、節10需用費は消耗品費、節11役務費、通信運搬費は郵送料等、節12委託料は、001介護予防サービス計画委託料及び002介護予防ケアマネジメント委託料、節13使用料及び賃借料は有料道路使用料、節18負担金補助及び交付金は11万8,000円の増で、負担金006研修会負担金7万8,000円は、認知症地域支援推進員研修受講費でございます。補助金001集いの場普及活動補助金12万円は、青木学園運営ボランティア団体に対する補助金で、来年度の新規事業でございます。

目5国民年金費は54万9,000円で10万8,000円の増でございます。

節8旅費から節11役務費は前年度並みでございます。

節12委託料は10万8,000円の増で、育休期間保険料免除措置システム改修費が10万8,000円の増となっております。

節13使用料及び賃借料は前年度並みでございます。

目6人権対策費は22万7,000円で2万9,000円の増、節1報酬、人権啓発活動事業報酬は

人権講演会の報酬費でございます。

78、79ページをお願いいたします。

節10需用費が2万5,000円の増で、001消耗品費は人権の花用の苗等の購入費用でございます。

節18負担金補助及び交付金は前年度並みでございます。

目7地域少子化対策強化事業費は102万7,000円で2,000円の減でございます。

節18負担金補助及び交付金91万1,000円は、負担金001定住自立圏事業負担金は上田地域定住自立圏、婚活交流会に係る負担金でございます。補助金001結婚新生活支援事業90万円は、新たに結婚生活のスタートに当たり、住宅取得費用、リフォーム費用等を助成する国の事業でございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は64万9,000円で4万5,000円の増、節10需用費、節11役務費は前年度並み、節12委託料は4万7,000円の増で、001児童手当システム委託料が増となっております。

目2児童措置費は9,540万1,000円で360万円の減、節19扶助費、001児童手当は420万円の減、002乳幼児・児童医療給付費は福祉医療費窓口負担無償分が60万円の増で、令和7年度実績に基づく見込みでございます。

目3母子父子福祉費は288万円で30万円の減、節19扶助費は、001母子父子家庭医療給付費は、母子父子家庭の親の福祉医療費窓口負担無償分が30万円の減でございます。

88、89ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は6,890万円で363万6,000円の減、節1報酬、委員報酬001衛生委員12名、002保健補導員42名、003健康寿命延伸プロジェクト委員8名分、003会計年度任用職員報酬は健康診断等の職員の雇入れ分、004嘱託医師等報酬は健診時の医師の報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、職員5名分でございます。

節7報償費は、弁護士相談尾費用でございます。

90、91ページをお願いいたします。

節10需用費は5万8,000円の増、001消耗品費は3万9,000円の増、002燃料費は公用車の燃料代で1万1,000円の減、005光熱水費は保健センターの電気料で3万6,000円の減、006修繕料は公用車検代で6万6,000円の増でございます。

節11役務費は5万5,000円の増、001通信運搬費が4万2,000円の増、006保険料が1万

9,000円の増、節12委託料は22万1,000円の増で、012妊娠出産包括支援委託料が37万1,000円の増で、子育て支援アプリの委託料が24万5,000円の増、017健康管理システム委託料が65万1,000円の減、92、93ページをお願いいたします。027妊婦のための支援給付システム委託料が新規で70万円の増、妊婦支援給付金の自治体間連携システムの改修費用でございます。その他の健診委託料等は実績に基づく見込みでございます。

節13使用料及び賃借料は9万4,000円の減で、003健診ツール使用料が7万4,000円の減となっております。

節18負担金補助及び交付金は92万1,000円の増で、負担金001病院群輪番制運営が80万8,000円の増、003初期救急センター負担金が12万4,000円の増、その他は前年度並みでございます。

目2予防費は2,189万9,000円で586万7,000円の増でございます。

節12委託料は555万9,000円の増で、带状疱疹ワクチンが261万8,000円の増、65歳以上のコロナワクチン接種が211万9,000円の増、65歳以上のインフルエンザ接種が44万4,000円の増となっております。

節18負担金補助及び交付金は17万2,000円の増で、補助金002インフルエンザ予防接種接種費用補助金を高校3年生まで拡充したことに伴い、17万円増となっております。

94、95ページをお願いいたします。

目3環境衛生費は1,089万円で13万9,000円の増でございます。

節18負担金補助及び交付金は22万8,000円の増、負担金002大星斎場負担金7万9,000円の増、003依田窪斎場負担金4万9,000円の増、補助金005粗大ごみ処理補助金15万円の増でございます。

目4高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業は、388万8,000円で74万2,000円の増、節1報酬は会計年度任用職員分、節7報償費は健康づくり講演会の講師謝金、節10需用費は消耗品費で28万8,000円の増、96、97ページをお願いいたします。節12委託料は3万6,000円の減、節17備品購入費は36万5,000円の減でございます。

項2清掃費、目1じんかい処理費は5,156万3,000円で337万8,000円の増、節17備品購入費、001ごみステーションは22万9,000円の増、節18負担金補助及び交付金は304万8,000円の増、001クリーンセンター負担金が426万8,000円の増、002ごみ処理広域化推進費負担金が92万9,000円の減となっております。

目2し尿処理費は1,203万円で、27万5,000円の増、節18負担金補助及び交付金、負担金

001し尿処理施設運営経費負担金28万4,000円の増等によるものでございます。

以上、令和8年度青木村一般会計予算、住民福祉課関係の予算について、御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） それでは、建設農林課の歳出予算について、御説明させていただきます。

96ページを御覧ください。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費8,878万2,000円につきましては、節2給料から98ページにいきまして、節4共済費まで、職員1名分とフルタイムの会計年度任用職員0.5人分の人件費を計上しております。

節18負担金補助及び交付金8,100万円につきましては900万円の増で、簡易水道事業会計への負担金を計上しております。

続きまして、款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は617万1,000円で、節1報酬395万3,000円は農業委員16名分の報酬、節17備品購入費26万4,000円は、農業委員さんが行う農地パトロール用のタブレット8台分でございます。

100ページをお願いいたします。

目2農業総務費は3,063万7,000円で、節1報酬では会計年度任用職員3名分、節2給料等は職員3名分でございます。

102ページをお願いいたします。

目3農業振興費は6,404万3,000円で、節12委託料、001有害鳥獣駆除委託料481万5,000円は猟友会に委託をするもので、ニホンジカ、イノシシ等の捕獲や見回り等に係るもの、002農業支援センター委託料354万5,000円につきましては、小規模農地でもソバの播種が可能な4条用ロータリー播種機1台分の導入費用を含めて計上しております。004支障木除去委託料92万2,000円は下奈良本地区原地籍の圃場内の支障木伐採及び農地整備にかかる委託料として計上しております。

節15原材料費、001工事用原材料費は新規に計上するもので、近年、農家の高齢化、減少により農地の畦畔の草刈り作業に負担が大きくなっている状況に鑑み、地域住民から構成される組織または団体が自ら行う防草シートなどの整備に要した経費の一部を支給するものでございます。

104ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、004花卉・野菜・果樹等栽培施設補助金158万円では、ビニールハウス、ブドウ棚施設設置等に係る費用の20%補助を予定しております。007生産調整推進協力タチアカネ補助金780万円につきましては、水田活用直接支払交付金の産地交付金について、国からの配分額が減少した場合の農家補填分として計上しております。014水田営農推進機械施設等導入事業補助金515万6,000円は、農業用ドローン、それから水稲用のコンバイン等に対する補助、016遊休荒廃農地対策事業補助金12万円では、遊休荒廃農地の解消に要する経費として5アール当たり2万円の補助、023担い手農業育成定着支援事業補助金255万円は新規の項目で、農業の担い手となる新規就農及び農業後継者のスタートアップを支援するもので、生産資材等の購入に対し50%、上限200万円を補助するもので、2名分を計上しております。026そば乾燥施設等工事補助金220万7,000円につきましては、JAが保有するソバの乾燥施設の屋根の改修及び集塵装置の改修費用に対する補助金を上田市と青木村で補助するものでございます。003交付金、001中山間地域等直接支払事業交付金1,227万9,000円は21集落分、003多面的機能支払交付金1,051万9,000円につきましては、農地維持支払い417万7,000円、資源向上支払い634万2,000円を6組織に交付をするものです。004新規就農者育成総合対策交付金810万円は国の補助事業によるもので、新規就農者に対する経営開始資金及び機械、施設等の導入に対する支援金でございます。005環境保全型農業直接支払交付金32万8,000円につきましては、有機農業に取り組む1組織に対して10アール当たり1万4,000円を交付するものでございます。

飛びまして、目5農地費415万2,000円は、106ページにいきまして、節12委託料36万3,000円の調査設計委託料と節14工事請負費302万5,000円につきましては、当郷地区中村水路改修工事分として計上しております。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、002熊出没防止放任果樹等除去補助金10万円は、新規に計上したもので、熊の誘因物となる管理がされていない一定の要件を満たした柿の木等を伐採した場合に1本当たり5,000円を助成するもので、20本分を計上しております。

目6生産調整推進対策費198万5,000円は、節18負担金補助及び交付金の001負担金150万1,000円は、農業再生協議会への事務費負担金、目8国土調査費2,123万1,000円は中村5区及び6区の地籍調査に係る経費で、節1報酬347万1,000円につきましては会計年度任用職員2名分、節2給料等では職員1名分でございます。

108ページをお願いいたします。

節12委託料、001国土調査業務委託料600万円では一筆地測量委託、地籍図修正業務委託、

分筆図面作成業務委託、公図管理システム保守管理業務委託料等を計上しております。

110ページをお願いいたします。

項2林業費、目2林業振興費1億2,110万4,000円は、節12委託料、001委託料の001地域林政アドバイザー業務委託料250万円は、森林経営計画の指導、間伐等の作業現場の調査等の委託、005松くい被害木調査事業委託料220万円は、ドローンによる空中撮影による調査委託で、被害を早期的に把握するものでございます。002国庫補助事業委託料、001保全松林健全化整備事業委託料5,862万5,000円につきましては、春駆除、秋駆除で合計1,750立方メートル分を、002樹幹注入事業142万5,000円では大法寺周辺で50本分、003県費補助事業委託料、001松林健全化推進事業伐倒駆除2,437万5,000につきましては、春駆除、秋駆除で合計750立方メートル分、005森林環境譲与税事業委託料、001松くい被害拡大防止事業1,139万円では、340立方メートル分の伐倒駆除を、002ライフライン等保全対策事業250万円では、中部電力と連携をしながら村道沿線の電線等に覆いかぶさっている危険木の伐採事業でございます。112ページをお願いいたします。004松くい虫伐倒薫蒸植林再生事業委託50万円は、伐倒薫蒸した山林に抵抗性アカマツを植林する事業でございます。

節17備品購入費46万6,000円につきましては、有害鳥獣駆除の機材として、くくりわな30基、捕獲おり5基、節18負担金補助及び交付金の002補助金、002森林造成事業補助金215万6,000円につきましては、森林事業体が行う民有林の下刈り、間伐、植栽、忌避剤等の査定経費の10%を村がかさ上げする補助をするものです。003樹種転換事業補助金853万7,000円は、森林事業体が行う樹種転換の査定経費の30%を村がかさ上げ補助するもので、アカマツから広葉樹等への樹種転換をする前の作業として、約7.5ヘクタールの特殊地ごしえをするものでございます。004薪・ペレットストーブ購入補助金30万円は、5万円を上限に購入補助をするもので、まきストーブ、ペレットストーブ、それぞれ3件分でございます。

飛びまして、124ページをお願いいたします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は3,174万9,000円で、節1報酬につきましては会計年度任用職員1名分、節2給料等では、職員2名分、会計年度任用職員1名分を計上しております。

128ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、002住宅用雨水貯留施設設置補助金5万円は、購入設置に関する費用の3分の2を補助するもので、上限補助額は100リットル以上500リットル未満で2万5,000円の2件分でございます。

目 2 公共下水道費は 1 億 3,395 万 4,000 円で、節 2 給料から節 4 共済費までを職員 1 名分とフルタイムの会計年度任用職員 0.5 人分の人件費として計上しております。

130 ページをお願いいたします。

節 18 負担金補助及び交付金 1 億 2,258 万 7,000 円につきましては、1,876 万 3,000 円の減で、公共下水道事業会計への補助金となります。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費 7,739 万 1,000 円で、節 1 報酬 35 万円につきましては、臨時的に除雪作業を実施していただくものでございます。

節 2 給料から節 4 共済費までは職員 1 名分で、昨年度、道路新設改良費に計上していたものを移設したものでございます。

節 10 需用費、006 修繕料 2,400 万円は、村道の道路修繕、舗装、道路排水修繕費、節 13 使用料及び賃借料 70 万円につきましては、各地区で御協力をいただいております材料支給事業等の重機の借上料、節 14 工事請負費 3,300 万円につきましては、村道道路改良工事等、節 15 原材料費 200 万円は、材料支給事業に伴う砕石生コン等が主なものでございます。

132 ページをお願いいたします。

目 2 道路新設改良費につきましては、人件費を道路維持費に移設したことにより、前年度対比で皆減でございます。

目 3 橋梁維持費及び目 4 河川改良費につきましては、頭出しとして計上させていただいております。

飛びまして、176 ページをお願いいたします。

176 ページから 177 ページにかけての款 10 災害復旧費につきましても、頭出しとして計上をしております。

以上、建設農林課関係の歳出予算について、御説明を申し上げました。

○議長（平林幸一君） 続いて、小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課に関する歳出予算について、御説明をさせていただきます。

説明に当たりましては、新年度において新たに計上した費用、拡充した事業について説明をさせていただきます。

112、113 ページを御覧ください。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費は、前年度比 1,190 万 9,000 円の増で 3,593 万 5,000 円となりました。主な内容は職員 3 名分の人件費になります。

前年度比1,000万円の増額の要因は114、115ページを御覧ください。

節12委託料、001地域燃料供給体制計画策定業務委託料になります。ガソリンスタンド、サービスステーション、SSが3か所以下のSS過疎地とされる当村にあって、SSの施設設備や経営の多角化など、国の補助支援を受けるには日常の利便性維持と災害時の安定供給を両立させるための計画が必要であり、SSの現状と課題を把握し、県や事業所等と連携し、計画を策定します。

目2商工業振興費は、前年度比138万1,000円の増額で3,626万2,000円をお願いするもので、節18負担金補助及び交付金、002補助金1,799万4,000円、019中小企業退職金共済、中退共掛金補助金21万円は、村内中小企業の振興と中小企業で働く方々の福祉の増進を図るため、新たに計上させていただきました。020青木村燃料供給事業支援補助金100万円は、サービスステーションの設備更新補助金として計上をさせていただきました。

目3観光費は、前年度比163万1,000円の増額で1,653万5,000円。

116、117ページをお願いします。

節10需用費、004印刷製本費231万4,000円には、温泉パンフレットの新規作成費用66万円を新たに見込んでおります。

節12委託料、001委託料の008郷土の土産品創出プロジェクト委託料30万円には、観光や関係人口、交流人口の増加からお土産需要が高まり、魅力的な土産品を求められていることから地域企業と連携、研究し、その商品化を進めます。002キャンプ場指定管理業務委託料40万円は新たをお願いするもので、指定管理者制度導入に当たり、電気料金等の運営費を計上させていただきました。

118、119ページをお願いします。

目4昆虫資料館費は、前年度比83万6,000円の増額で1,240万5,000円、主な要因は会計年度任用職員人件費の増額となります。

120、121ページを御覧ください。

目5移住定住促進費は、前年度比319万7,000円の減、2,822万6,000円を計上します。主な内容は職員1名、会計年度任用職員1名、集落支援員1名分の人件費となります。

124、125ページをお願いします。

目6道の駅関連施設運営費は、前年度比86万5,000円の増額で2,000万5,000円、節10需用費、001修繕料、002ふるさと公園施設修繕料には、AED機器の更新や遊具修繕料を見込んでおります。

節17備品購入費は加工施設、みかえりの郷の材料保管室エアコン1台分を計上させていただきました。

132、133ページをお願いします。

款7土木費、項3住宅費、目1住宅管理費は、12万1,000円増の768万2,000円で、節12委託料の村営住宅入居者管理に係るシステム管理委託料の増が主な要因です。

続きまして、目2住宅建設費は、前年度比2,300万円の増、2,700万円をお願いするもので、節14工事請負費2,200万円には村営住宅青木中央団地建て替えに伴い、3棟6戸分の解体工事費を見込みました。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、003空き家改修事業補助金は新たにお願いするもので、空き家の活用をより一層促すため、所有者や購入者に対し、空き家のリフォーム修繕料や家具などの残置物の処分料を対象に上限20万円を補助するものです。本事業により空き家の有効活用を促し、売買が主体の空き家バンクに賃貸物件の登録が増えることを期待しております。空き家解体補助に続いて、空き家対策により一層取り組んでまいります。

目4別荘事業費は、前年度比35万7,000円の増額で1,657万9,000円、会計年度任用職員の人件費が主な要因です。

以上、商工観光移住課関係について、御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について、御説明申し上げます。

80ページから85ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費の予算総額は、1億9,474万5,000円でございます。昨年度の当初予算より44万7,000円の増となっております。

80ページ、節1報酬から節4共済費及び84ページ、節8旅費までは正規保育士12名、フルタイム10名、パートタイム13名、早朝延長保育士5名の見込みとなります。また、人件費等の合計で見ますと前年度より154万4,000円の増となっております。これは人件費ベア等による増加となっております。

節10需用費、006修繕料133万8,000円は、主に計画的修繕5年目となります。ひよこ組前の滑り台撤去55万円と保護者より御要望を受けた南側駐車場の車止め、31万4,600円となります。

節14工事請負費、001保育所施設工事の193万6,000円の増は、水漏れ検査で確認された箇所（箇所）の修理工事となりますが、範囲が広く、計画的優先順位として計上いたしました。以上児西

トイレ110万円と桃組1歳児のエアコン交換工事1台83万6,000円となります。

節17備品購入費の43万9,000円の主な内訳は、老朽化した園児用机、園児用遊具のテーブル・椅子セット等になります。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、001未満児副食費補助金98万円の増は新規となるもので、以上児相当分とした未満児副食費第1子満額、第2子2分の1相当分における補助分となっております。

以上、保育園関係について、御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、杳掛教育長。

○教育長（杳掛英明君） 令和8年度の教育委員会関係の歳出予算について、御説明します。

84ページをお開きください。

款3民生費、項3児童福祉費、目5児童福祉施設費は児童センター関係の予算でございますが、536万7,000円の減になります。この減は、昨年度行った児童センターの遊具室の空調工事の費用が今年は計上していないというためであります。指導員は4名ですが、そのうち2名は午前中も勤務し、午前中は乳幼児を育てている保護者の皆さんが集まる場として使ってもらっております。

飛びまして、140ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございますが、5万4,000円の増です。

続いて、目2事務局費でございますが、48万8,000円の増になっておりまして、特にこの項は説明はございません。

続きまして、144ページ、目3教育指導費は2,425万5,000円の増になっております。増額の要因は、ALTを4名雇用するための費用になります。具体的には節2給料として4名分、節4共済費としてこれも4名分、さらに節12委託料にALT派遣委託料として4名分を計上してあります。この費用の75%は一般交付税として、補助が交付されることになっております。

節18負担金補助及び交付金には、001負担金として、小・中学校の給食費負担金として2,100万円を計上してあります。同じく給食費補助として、同じページの002補助金の007給食費補助としてある中身は、青木保育園、青木小・中学校以外の幼稚園や学校に通っている幼児・生徒のための給食費の補助となります。

146ページをお願いします。

続きまして、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、2,813万4,000円の減とな

っております。減額の主な要因は、昨年は児童が使用するタブレットの更新のための費用やＬＥＤ工事費分が今年度は必要がなくなったことによります。あとは特に説明はありません。

続いて、152ページ、中学校費ですが、1,285万2,000円の減になっております。小学校と同じくタブレットの更新等の費用が減額になっているためであります。

157ページの節14工事請負費として、校内のアクセスポイントの交換工事を予定しております。

156ページ、項4社会教育費、目1社会教育総務費については、例年どおりでございます。

158ページの目2公民館費は、9万3,000円の増になっております。令和8年度は総合文化祭の年になりますので、節1報酬の中に主事に皆さんへの1日分の報酬を計上してあります。

次に、160ページ、目3文化会館費は277万9,000円の増でございます。

163ページの節14工事請負費として、文化会館のＬＥＤ誘導灯、非常灯改修工事を予定しています。

162ページ、目4文化財保護費は13万8,000円の減になっております。

節2委託料に埋蔵文化財試掘調査委託料を計上してあります。

164ページ、目5青少年健全育成費は、1万3,000円の増になっております。

節1報酬では、部活動の地域展開を踏まえて、部活動指導員報酬を計上してあります。来年度は男女のバレーボールを地域クラブとして運営していく計画であります。また、吹奏楽部の地域展開に関しても、地域クラブとして運営していく計画をつくっております。また、中学校では全ての生徒が何らかの活動をしてほしいと考え、授業時間内にクラブ活動を設定して、先生方が指導できる体制を整え、ヒップホップダンスや調理クラブなど、先生方が指導できるクラブ活動を実施する予定であります。

164ページ、目6美術館費は、162万6,000円の減になっております。

167ページの節14工事請負費は、照明のＬＥＤ化工事を計画しています。

168ページの目7図書館費は、171万1,000円の減になっております。

節2給料には、今年度からフルタイムの会計年度任用職員を2名雇用し、図書館運営をしてまいりましたが、きめの細かな対応ができたと考えております。

170ページ、目8歴史文化資料館費は52万7,000円を増額してあります。これは節10需用費として照明をＬＥＤ化するための費用です。

172ページの目9民俗資料館費についても36万2,000円を増額してあります。節10需用費

の増で、これもＬＥＤ化の工事を予定しております。

目10五島慶太未来創造館費ですが、40万円の減額になっています。来年度は長野県政150周年の企画展として「五島慶太と信州」をはじめとして、合計3回の企画展を計画しています。

次に、174ページ、項5保健体育費、目2体育施設費ですが、700万9,000円を増額してあります。

177ページの節14工事請負費の増で、運動公園の照明制御盤が落雷によって破損したための改修工事と青木村体育館のＬＥＤ化工事を予定しております。

教育委員会の歳出予算の説明を申し上げました。

以上であります。

○議長（平林幸一君） ここで暫時休憩といたします。

休憩の時間は会議開会前にお話のありましたとおり、諸事情を考慮しまして40分とします。

再開は12時45分とします。よろしくお願いします。

休憩 午後 零時 0 2 分

再開 午後 零時 4 5 分

○議長（平林幸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第20、議案第17号 令和8年度青木村国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

193ページをお願いいたします。

議案第17号 令和8年度青木村国民健康保険特別会計予算。

令和8年度青木村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,710万3,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

200、201ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税は、8,836万2,000円で504万8,000円の増でございます。

節1 医療給付費分現年課税分が5,838万円で183万8,000円の増、節2 介護納付金分現年課税分が597万1,000円で17万2,000円の増、節3 後期高齢者支援金分現年課税分が1,953万8,000円で94万3,000円の増、節4 子ども・子育て支援金分現年課税分が245万8,000円で245万8,000円の増、節5 医療給付費分、滞納繰越分が138万2,000円で27万5,000円の減、節6 介護納付金分、滞納繰越分が20万9,000円で3,000円の増、節7 後期高齢者支援金分、滞納繰越分が42万4,000円で9万1,000円の減となっております。

款4 国庫支出金、項1 国庫補助金、目4 その他補助金は1,000円で、318万1,000円の減でございます。昨年度実施しました子ども・子育て支援金制度に係る支出の回収分が終了したことによる補助金の減でございます。

款5 県支出金、項1 県負担金及び補助金、202、203ページをお願いいたします。目1 保険給付費交付金は3億981万4,000円で、6,640万円の減でございます。

節1 保険給付費交付金（普通交付金）は6,659万7,000円の減、医療費に係る県からの交付金でございます。

節2 保険給付費交付金（特別交付金）は19万7,000円の増でございます。001保険者努力支援分11万6,000円の増、004特定健診等負担金10万円の増によるものでございます。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は2,875万円2,000円で、209万1,000円の減でございます。

節1 保険基盤安定繰入金、保険税軽減分119万7,000円の減、節2 保険基盤安定繰入金、保険者支援分2万8,000円の増、節6 財政安定化支援事業繰入金28万5,000円の減等によるものでございます。

項2 基金繰入金、目1 基金繰入金は、300万円で180万円の増でございます。

款 7 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金は、670 万円で 799 万 1,000 円の減でございます。前年度からの繰越金でございます。

206、207 ページをお願いいたします。

3 歳出

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は 349 万 5,000 円で、223 万 4,000 円の減、節 12 委託料は 259 万 7,000 円で、209 万 9,000 円の減、002 電算委託料 202 万 4,000 円の減で、昨年度実施いたしました子ども・子育て支援金制度システム改修の終了に伴う減等でございます。

項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費は 405 万 7,000 円で、16 万 5,000 円の増でございます。

節 10 需用費 12 万円の増で、納税通知書の用紙等の増によるものでございます。

節 12 委託料は前年度並み、節 13 使用料及び賃借料は 4 万 1,000 円の増でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養給付費、目 1 一般被保険者療養給付費は 2 億 5,695 万 9,000 円で、5,344 万 8,000 円の減、被保険者の診療報酬費で、県の積算資料に基づくものでございます。

目 2 一般被保険者療養費は 258 万 3,000 円で、51 万 1,000 円の減でございます。被保険者の装具等の療養費で、県の積算に基づくものでございます。

208、209 ページをお願いいたします。

目 3 審査支払手数料は 138 万 4,000 円で、6 万 9,000 円の減、レセプト等の審査手数料を国保連合会に支払うものでございます。

項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費は 4,212 万 9,000 円で、1,223 万円の減となっております。高額医療費に係る療養費で、県の積算に基づくものでございます。

目 2 一般被保険者高額介護合算療養費は、医療、介護の両方を利用する世帯が高額な支払いになった場合の療養費で、前年度並みでございます。

項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金は 50 万円で、50 万円の減、実績に基づくものでございます。

項 5 葬祭費から項 7 結核精神諸費までは、前年度並みでございます。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分、目 1 一般被保険者医療給付費分は 7,417 万 4,000 円で、352 万 2,000 円の減、項 2 後期高齢者支援金等分、210、211 ページをお願いいたします。目 1 一般被保険者後期高齢者支援金等分は 2,743 万 5,000 円で、49 万円の増、項 3 介護納付金分、目 1 介護納付金分は 889 万 1,000 円で、57 万 7,000 円の増、項 4 子ど

も・子育て支援納付金分、目１子ども・子育て支援納付金分は245万9,000円で、同額の増、子ども・子育て支援に充てるため、医療保険料、介護保険料と合わせて徴収するもので、いずれも県の積算に基づき、国保の財政運営主体であります県に納める負担金でございます。

款４保健事業費、項１保健事業費、目１保健衛生普及費は159万4,000円で、４万5,000円の増、人間ドック等健診補助金でございます。

項２特定健康診査等事業費、目１特定健康診査等事業費は466万9,000円で、１万7,000円の増、特定保健指導等に係る経費で、節１報酬、節８旅費は会計年度任用職員分、節12委託料は特定健診の委託料で、前年度並みでございます。

項３ヘルスアップ事業費、目１生活習慣病予防対策費は343万9,000円で、10万2,000円の増でございます。

節１報酬、節８旅費は会計年度任用職員分、212、213ページをお願いいたします。節10需用費は６万5,000円の減、節12委託料は、001健康づくり教室委託料、002データ作成委託料で、前年度並みでございます。

目２生活習慣病等重症化予防対策費は69万1,000円で、７万円の減、目３重複・頻回受診者に対する対策費は前年度並み、目４健康教育費は７万1,000円で、１万1,000円の減でございます。

款５諸支出金、項２償還金及び還付加算金は前年度並み。

214、215ページをお願いいたします。

款６予備費につきましては頭出しとなっております。

以上、令和８年度青木村国民健康保険特別会計予算について、御説明いたしました。

◎議案第１８号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第21、議案第18号 令和８年度青木村介護保険特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第18号 令和８年度青木村介護保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

217ページをお願いいたします。

議案第18号 令和8年度青木村介護保険特別会計予算。

令和8年度青木村介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,782万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

224、225ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料は1億2,544万9,000円で、85万4,000円の増でございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金は9,861万1,000円で、501万1,000円の増でございます。令和7年度の実績見込みによります。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金は3,427万9,000円で、230万3,000円の増、目2 地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）は293万6,000円で、7万1,000円の増、目3 地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援）は90万円で、5万7,000円の減、目4 保険者機能強化推進交付金は65万2,000円で、7万2,000円の減、目5 介護保険保険者努力支援交付金は137万7,000円で前年度並み、それぞれ令和7年度の実績見込みによるものでございます。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金は1億5,390万1,000円で、782万1,000円の増でございます。介護給付費の27%相当分で、令和7年度実績による見込みでございます。

226、227ページをお願いいたします。

目2 地域支援事業支援交付金は396万3,000円で、9万5,000円の増でございます。地域支援事業の27%相当分で、令和7年度実績によるものでございます。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金は8,664万1,000円で、440万3,000円の増でございます。給付費のうちの施設分17.5%、居宅分12.5%を計上してございます。いずれも令和7年度実績による見込みでございます。

項3 県補助金、目1 地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）は183万5,000円で、4万4,000円の増、目2 地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業

以外)の地域支援は45万円で、2万9,000円の減、令和7年度の実績による見込みでございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は7,250万1,000円で、487万円の増でございます。保険給付費の12.5%を繰り入れるものでございます。

目2地域支援事業繰入金(介護予防日常生活支援総合事業)は183万5,000円で、4万4,000円の増でございます。地域支援事業の12.5%を繰り入れるものでございます。

目3地域支援事業繰入金(介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援)は45万円で、2万9,000円の減、包括的支援2事業分の19.25%を繰り入れるものでございます。いずれも令和7年度実績による見込みでございます。

目4その他一般会計繰入金は3,362万1,000円で、356万円の増でございます。事務費等の繰入金でございます。

目5低所得者保険料軽減繰入金は442万1,000円で、37万8,000円の減、令和7年度の実績により低所得者の保険料軽減分を繰り入れるものでございます。

228、229ページをお願いいたします。

項2基金繰入金、目1介護支払準備基金繰入金は400万円で、基金への繰入金でございます。

230ページ、231ページをお願いいたします。

3 歳出

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は823万6,000円で、518万4,000円の増でございます。

節10需用費は20万4,000円の減、節11役務費8,000円の減でございます。

節12委託料は497万9,000円の増で、介護保険に係るシステム改修費用による増でございます。

項2介護認定審査会費、目1認定審査会共同設置等負担金は1,189万8,000円で、88万3,000円の減でございます。上田地域広域連合に負担金として支払うものでございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費は1億9,209万8,000円で、489万9,000円の増、節18負担金補助及び交付金は要介護1から5の在宅サービスの給付費に係るもので、令和7年度実績による見込みでございます。

232、233ページをお願いいたします。

目3地域密着型介護サービス給付費は3,378万6,000円で、138万8,000円の増でございます。

す。認知症グループホームの給付費、地域密着型通所介護に係るもので、令和7年度の実績による見込みでございます。

目5施設介護サービス給付費は2億8,276万円で、2,026万4,000円の増でございます。老人福祉施設、特別養護老人ホーム等の施設サービスの給付費に係るもので、令和7年度実績による見込みでございます。

234、235ページをお願いいたします。

目7居宅介護福祉用具購入費から目9居宅介護サービス計画給付費は、前年度並みでございます。

236、237ページをお願いいたします。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費から目6介護予防住宅改修費までは、前年度並みでございます。

目7介護予防サービス計画給付費240万円で、5万1,000円の減、令和7年度実績による見込みでございます。

238、239ページをお願いいたします。

項3その他諸費、目1審査支払手数料は、前年度並みでございます。

項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費は、介護保険利用者の負担上限額を超えた場合に所得に応じて給付されるサービスで、前年度並みでございます。

240、241ページをお願いいたします。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は、要介護者の施設の食事代、部屋代の減額分で前年度並みでございます。

項6高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費も前年度並みでございます。

242、243ページをお願いいたします。

款5地域支援事業、項1介護予防生活サービス事業費、目1介護予防生活支援サービス事業、第1号訪問通所生活支援サービス事業は、前年度並み、目2介護予防ケアマネジメント事業は132万円で、5万7,000円の減、令和7年度実績による見込みでございます。

244、245ページをお願いいたします。

項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業は、前年度並み、節7報償費は介護予防事業に係る講師等謝金でございます。

項3包括的支援事業任意事業費、目2権利擁護事業費は69万2,000円で、5万1,000円の

減、節12委託料、001成年後見センター運営事業が5万1,000円の減でございます。

目3包括的継続的ケアマネジメント支援事業は89万6,000円で、17万2,000円の減、節10需用費は消耗品14万7,000円の減等でございます。

246、246ページをお願いいたします。

目4任意事業費は前年度並みでございます。

節12委託料は介護予防地域支え合い事業として、外出支援サービス事業、緊急通報体制等整備事業、訪問理美容サービス事業を、節18負担金補助及び交付金は紙おむつ補助金55万円、節19扶助費は寝たきり認知症老人介護慰労金20万円を見込んでおります。

以上、令和8年度青木村介護保険特別会計予算について説明いたしました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第22、議案第19号 令和8年度青木村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第19号 令和8年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

251ページをお願いいたします。

議案第19号 令和8年度青木村後期高齢者医療特別会計予算。

令和8年度青木村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,481万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

258、259ページをお願いいたします。

2 歳入

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料は5,076万2,000円で、576万1,000円の増、目2普通徴収保険料は2,500万4,000円で、284万1,000円の

増となっております。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 保険基盤安定繰入金は1,904万8,000円で、120万5,000円の増となっております。

260、261ページをお願いいたします。

3 歳出

款 1 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金は9,481万5,000円で、980万7,000円の増でございます。徴収した保険料と保険基盤安定繰入金を合算し、後期高齢者医療広域連合へ負担金として納付するものでございます。

以上、令和 8 年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について、御説明いたしました。

◎議案第 20 号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第23、議案第20号 令和 8 年度青木村簡易水道事業会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） それでは、令和 8 年度青木村簡易水道事業会計予算書の 1 ページをお願いいたします。

議案第20号 令和 8 年度青木村簡易水道事業会計予算。

（総則）

第 1 条 令和 8 年度青木村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水戸数、2,064戸。

（2）年間総配水量、54万立方メートル。

（3）1日平均配水量、1,479立方メートル。

（4）主要な建設改良事業、配水施設費4,290万円。

内容については後ほど御説明申し上げます。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款水道事業収益1億9,850万3,000円、第1項営業収益8,594万8,000円、第2項営業外収益1億1,255万5,000円。

支出

第1款水道事業費用1億9,595万1,000円、第1項営業費用1億8,084万9,000円、第2項営業外費用1,500万2,000円、第3項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,400万円は、損益勘定留保資金2,010万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額390万円で補填するものとする。)

2ページをお願いいたします。

収入

第1款資本的収入8,890万円、第1項企業債4,290万円、第2項補助金4,600万円。

支出

第1款資本的支出1億1,290万円、第1項建設改良費4,290万円、第2項企業債償還金7,000万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、簡易水道事業債。限度額4,290万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率年5.0%以内(ただし、率見直し方式で借り入れる政府資金等について利率見直しを行った場合においては当該見直し後の利率)。償還の方法、公的資金についてはその融通条件により民間等資金の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは定率に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(予定支出の各項目の経費の流用)

第7条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 同一款内における各項の款の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費について、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 人件費等負担金778万2,000円。

3ページをお願いいたします。

(他会計からの補助金)

第9条 営業経費、建設改良費及び企業債元金償還等に充てるため、他会計からの補助を受ける額は、8,100万円である。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

12ページをお願いいたします。

予算内訳書の収益的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款1 水道事業収益、項1 営業収益、目1 水道使用料は8,536万円で、前年度対比176万円の減、マイナス2.6%で計上しております。家庭内利用が多く占められており、前年度の実績見込みから計上いたしました。

項2 営業外収益、目1 他会計補助金4,600万円は前年度対比800万円の増で、一般会計からの補助金でございます。

目2 長期前受金戻入6,655万4,000円につきましては、将来にわたって利用する建物や機械設備等の資産を取得したときに、その財源に国庫補助金等が充当される場合には、その国庫補助金等は収入として一括計上せず、資産の耐用年数によって分割計上されるいわゆる現金を伴わない収入でございます。

13ページをお願いいたします。

支出について主なものを申し上げます。

款1 水道事業費用、項1 営業費用、目1 原水及び浄水費、節17委託料は、水道施設維持管理委託料442万円、水質検査業務委託料317万5,000円、草刈り委託料224万1,000円が主なものの、節20修繕費550万円は、滝川浄水場の表洗ポンプの交換及び浄水検査のための脱泡槽の設置を見込んでおります。

目2 配水及び給水費、節17委託料は、上水の水質検査委託が主なものの、節20修繕費の管路等修繕1,750万円は、西洞ポンプのフート弁の交換及び国道143号歩道設置工事に伴う配

水管の布設替えを見込んでおります。

目 3 総掛費、節17委託料、経営戦略改定業務委託料550万5,000円につきましては、アセットマネジメント策定業務委託に係るもの、節31負担金、人件費等負担金は、職員1名、会計年度任用職員0.5人分の人件費を見込んでおります。

目 4 減価償却費 1 億603万1,000円は、構築物の減価償却費7,696万5,000円、機会及び装置の減価償却費2,348万1,000円が主なものでございます。

項 2 営業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費、節 1 企業債利息1,200万円は、前年度対比で200万円の増でございます。

15ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款 1 資本的収入、項 1 企業債、目 2 建設改良企業債4,290万円、項 3 補助金、目 1 国庫補助金1,100万円につきましては、青木地区配水管布設替え工事等に充当するものでございます。

目 2 他会計補助金3,200万円は、前年度対比200万円の減で、主に起債の元金償還に充当するための補助金でございます。

支出について主なものを申し上げます。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 配水施設費、節17委託料1,650万円は、水道管布設替え工事を行うための実施設計委託料として、節33工事請負費2,640万円は、青木の森クラウド監視施設間の通信工事と青木地区配水管布設替え工事費でございます。

項 2 目 1 企業債償還金7,000万円は、前年度対比400万円の減で、水道事業債の元金償還金でございます。

以上、令和 8 年度青木村簡易水道事業会計予算について、御説明を申し上げます。

◎議案第 2 1 号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第24、議案第21号 令和 8 年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） それでは、令和 8 年度青木村特定環境保全公共下水道事業

会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第21号 令和8年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和8年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口、4,050人。

(2) 年間処理水量、32万5,900立方メートル。

(3) 1日平均処理水量、893立方メートル。

(4) 主要な建設改良事業、イ、下水道管布設替え工事2,000円、ロ、処理場建設改良工事136万4,000円。

内容については後ほど御説明申し上げます。

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款下水道事業収益2億1,682万7,000円、第1項営業収益6,918万9,000円、第2項営業外収益1億4,763万8,000円。

支出

第1款下水道事業費用2億1,482万7,000円、第1項営業費用2億369万2,000円、第2項営業外費用1,103万5,000円、第3項予備費10万円。

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額432万円は、損益勘定留保資金413万4,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額18万6,000円で補填するものとする。)

2ページをお願いいたします。

収入

第1款資本的收入1億829万6,000円、第1項下水道費分担金215万1,000円、第2項他会計補助金1億614万5,000円。

支出

第1款資本的支出1億1,261万6,000円、第1項建設改良費136万6,000円、第2項固定資産購入費68万2,000円、第3項企業債償還金1億1,056万8,000円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(予定支出の各項目の経費の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 同一款内における各項の款の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 人件費等負担金1,136万2,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 営業経費、建設改良費及び企業債元金償還等に充てるため、他会計からの補助を受ける額は、1億2,258万7,000円である。

令和8年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

10ページをお願いいたします。

予算内訳書の収益的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は6,915万7,000円で、前年度対比25万円の減、マイナス0.4%の微減でございます。家庭内利用が多くを占めており、前年度の実績見込みから計上いたしました。

項2営業外収益、目1他会計補助金は1,644万2,000円で、310万3,000円の増、一般会計からの補助金でございます。

目2長期前受金戻入1億3,119万6,000円につきましては、先ほど簡易水道事業予算の説明で申し上げたことと同様でございます。

11ページをお願いいたします。

支出について主なものを申し上げます。

款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費、節17委託料、下水道本館清掃・点検業務委託料120万3,000円は延長1キロメートルを予定しております。

目 2 処理場費4,119万6,000円の節20修繕費733万7,000円は、浄化センターの汚泥供給ポンプ制御機器等の電気設備、また、余剰汚泥ポンプ、排水ポンプ等の機械設備の修繕工事を見込んでおります。

12ページをお願いいたします。

目 3 総掛費、節17委託料、電算委託料150万3,000円につきましては、料金システム並びに企業会計システムに係るもので、その他委託料55万円につきましては、企業会計の予算決算処理業務などの支援委託料でございます。

節31負担金、人件費等負担金1,136万2,000円は、職員 1 名、会計年度任用職員0.5人分の人件費を見込んでおります。

目 4 減価償却費 1 億4,281万7,000円は、構築物の減価償却費が 1 億3,446万6,000円、建物の減価償却費722万3,000円が主なものでございます。

項 2 営業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費、節 1 企業債利息553万4,000円は、前年度対比で294万9,000円の減でございます。

13ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款 1 資本的収入、項 1 企業債、目 1 下水道費分担金215万円は、5 戸分の受益者分担金を見込んでおります。

項 2 補助金、目 1 他会計補助金 1 億614万5,000円につきましては、前年度対比2,677万円の減で、主に起債の元金償還に充当するための補助金でございます。

14ページをお願いいたします。

支出について主なものを申し上げます。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 管路建設改良費2,000円につきましては、受託工事が発生した場合の予算の頭出し、目 2 処理場建設改良費、節33工事請負費136万4,000円につきましては、殿戸第 1 マンホールポンプの改修工事費でございます。

項 2 固定資産購入費、目 1 有形固定資産購入費、節 2 工具・器具及び備品購入費68万2,000円は、停電等の緊急時にマンホールポンプ場で使用する発電機でございます。

項 3 目 1 企業債償還金 1 億1,056万8,000円は、前年度対比で2,934万2,000円の減で、下水道事業債の元金償還金でございます。

以上、令和 8 年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

◎発議第1号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第25、発議第1号 簡易水道基盤強化のための令和9年度予算確保を求める意見書についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 発議第1号 簡易水道基盤強化のための令和9年度予算確保を求める意見書（案）について、説明をいたします。

本意見書の目的は、簡易水道の持続的かつ安定的な運営を確保するため、国に対して予算の十分な確保と制度的支援の拡充を求めることにあります。

簡易水道は、本村のような中山間地域において住民生活や事業活動を支える最も基本的な社会基盤の一つであります。しかし、簡易水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。人口減少と高齢化の進行により、水道料金収入は減少傾向にある一方、施設の維持管理費は固定的に発生し、経営の持続性が大きな課題となっております。

また、山間部の地理的制約により管路の布設、更新が非効率であるとともに工事単価も上昇しており、小規模自治体においてその財源確保は容易ではありません。

一方で、近年頻発する地震や豪雨災害への備えが急務となっており、耐震化や施設強靱化が強く求められております。これら簡易水道をめぐる問題は当村に限らず、全国における構造的な問題であり、国の責任において対応が求められる政策であります。

これらを踏まえ、以下5点について要望をいたします。

- 1、水道（簡易水道）関係予算の必要額の確保。
- 2、簡易水道施設整備費の補充制度の拡充。
- 3、簡易水道の持続的、安定的な運営に向けた支援の拡充強化。
- 4、簡易水道関係事業債の必要額の確保。
- 5、簡易水道事業に対する地方財政措置等の充実。

なお、本件は総務建設委員会において協議の上、提出するものであり、委員会としての意思表示であります。

議員各位におかれましては、本意見書の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

◎発議第2号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第26、発議第2号 国道143号青木峠バイパス事業促進を求める決議についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 続きまして、発議第2号 国道143号青木峠バイパス事業促進を求める決議（案）について、提案理由を申し上げます。

国道143号線は、上田地域と松本・安曇野地域を結ぶ重要な幹線道路であり、地域の物流、観光、医療、さらには防災の観点から極めて重要な役割を担っております。しかしながら、当路線は狭く屈曲した峠道であるとともに高さ制限や信号処理による片側通行規制のトンネルを有するなど、車両の通行には大きな支障があります。

こうした状況を踏まえ、道路管理者である長野県において、国道143号青木峠バイパスとして令和元年度より2本のトンネルを含むバイパス工事が着手されました。村内においても令和6年度に関連工事として村道付け替え工事が発注されました。

松本側のトンネルにおいては、2029年度に筑北村での工区周辺工事が本格化し、2030年度以降、トンネルを掘り進める日程であることが松本建設事務所より示されております。しかしながら、青木側トンネル本体工事についてはいまだ着工に至っておらず、地域としては一日も早い事業の前進が強く求められております。

青木側トンネルの早期本体工事着工に向けて、地元調査や用地交渉等の取組をより一層進めていく必要があります。

本決議はこれまで積み重ねられてきた地域の要望を踏まえ、事業の着実かつ速やかな推進を求め、そして、後押しするための決議であります。

人口減少と東京一極集中が続き、都心や産業集積が進まない地方自治体の将来に大変厳しい環境が続く中、国道143号青木峠バイパスは当村の存続を左右する重要事業であります。また、当村に限らず、上田市、松本市、安曇野市、筑北村、麻績村等の周辺自治体の発展にも大きな貢献が期待されるものであります。

物流、観光、医療、教育、さらには災害など、我々の生活の多くにおいて、計り知れない恩恵をもたらす国道143号青木峠バイパス事業が遅滞なく着工されるために、青木村議会と

しても地元調整や用地交渉等の取組をより一層求め、そして後押しする必要があります。

本決議は総務建設委員会において協議の上、提出するものであり、委員会としての強い意思表示であります。議員各位におかれましては本決議の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

◎陳情第1号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第27、陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを議題といたします。

稲垣議会事務局長より説明をお願いいたします。

稲垣議会事務局長。

○議会事務局長（稲垣和美君） それでは、陳情第1号につきまして、陳情書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

2026年2月10日、青木村議会議長、平林幸一様。

上小地区労働組合連合議長、藤原栄治。

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。

陳情の趣旨。

食品など生活必需品の値上がりが続き、青木村民の生活を圧迫しています。特に最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活は単が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業、小規模事業所の経営にも打撃を与えています。

物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復を進めるためには25春闘から続く賃金引き上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。そのためには最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金制度の問題は、1、最低賃金が低過ぎて生活できない、2、全国一律性がないため最低賃金の高い都府県に労働者が流出する、3、中小企業支援が不十分の3つです。

2025年の改定によって加重平均は1,121円となりましたが、もともと低額なため、生活改善が実感できる引き上げとはなっていません。政府の2020年度に1,500円の水準にも、オース

トラリア2,446円、イギリス2,471円など、確実な引上げを続ける世界水準には全く届きません。

日本の最低賃金は地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では最低賃金決定の3要素、その地域の労働者の生計費と賃金、事業者の支払い能力を考慮し、最低賃金額を決めています。

地域別である限り、最低賃金金額が低い地域では、その現状の支払い能力や経済状況、冷え込んだ指標を基に最低賃金金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し、決められています。

このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることもできません。

最低賃金額が低い地域は労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめている原因になっています。

また、25年改定では発効日の大幅な先送りが急増したため、額面では地域間格差は212円から203円に9円縮小しますが、半年間はむしろ275円に63円拡大するという新たな地域間格差を生んでいます。

発効日の先送りは近隣地方との間でかつてないほどの格差を労働者に強いることとなります。発効日の先送りは最低賃金法の賃金の最低限を保障することにより、労働者の生活の安定を図るという生存権保障の精神を没却するもので、看過することはできません。

現行制度の地域別最低賃金である限り、必ず地域間格差は残り、最下位の地方が出てしまいます。最下位にならない、近隣地域よりも1円でも高ければよいのかのような本質議論から外れる調整、対応はなくなり、私たちの求める大幅な引上げを阻んでいます。これは構造的な問題で、地域別最低賃金である限り、解消することはできません。

こうした実態を改善するためには、地域間格差の是正から最低賃金の格差そのものをなくす全国一律最低賃金制度に法改正することが必要です。

労働者の賃金は経済の最も基本的なベースです。このベースを発効日も含め、一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。世界の最低賃金制度は全国一律制度が主流であり、地域別最低賃金の国はカナダ、中国、インドネシア、日本の4か国のみです。米国は州ごとにも最低賃金が決められていますが、連邦最賃は全国一

律最低賃金制です。

私たちの最低生計費資産調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に地域による大きな格差は認められません。政府として、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。

全国一律制にするとともに最低賃金を引き上げるためには、国による相応の財政出動をする決断も含め、抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が必要です。政府も中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画等を進めています。多くの地方最賃審議会答申、付帯決議に示された社会保険料の減免や新たな支援金制度の創設、中小企業が労務費を販売価格に転嫁できるようにする取引の適正化、環境整備をさらに強力に進めることが求められています。

労働者、国民の生活を底上げし、購買力を上げることで地域の中小企業・小規模事業所の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。労働基準法は第1条で、労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならないとしており、最低賃金法第9条は、労働者の健康で文化的な生活を営むことができるようにするとしています。

最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、中小企業・小規模事業所支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情いたします。

以上、陳情第1号について、御説明申し上げます。

◎令和7年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第2号）及び令和8

年度青木村社会福祉協議会会計予算の報告

○議長（平林幸一君） 続きまして、議案にはありませんが、令和7年度青木村社会福祉協議会会計補正予算及び令和8年度青木村社会福祉協議会会計予算について報告をいただきます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和7年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第2号）。

令和7年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,306万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月4日提出、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、若林喜信。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款3事業委託金、項2県委託金、目1県委託金を4万5,000円追加し、4万5,000円とするもので、節1県委託金4万5,000円の増は、日常生活自立支援事業の県からの委託金の増額によるものでございます。

款4使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料を4万円追加し、366万1,000円とするもので、節1使用料4万円の増は、日常生活自立支援事業利用料の増額によるものでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金を31万1,000円追加し、339万2,000円とするもので、節1繰越金31万1,000円の増額によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出

款1事務費、項1事務費、目1事務費を31万6,000円追加し、321万6,000円とするもので、節1報酬38万5,000円の増は、会計年度任用職員分35万円、生活支援員分3万5,000円の増額によるものでございます。

節8旅費1万1,000円の増は生活支援員分でございます。

以上、令和7年度青木村社会福祉協議会会計補正予算について、御説明いたしました。

続きまして、令和8年度青木村社会福祉協議会会計予算について、御説明申し上げます。

令和8年度青木村社会福祉協議会会計予算。

令和8年度青木村社会福祉協議会会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,883万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の款項の間の流用。

令和8年3月4日提出、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、若林喜信。

8ページ、9ページをお願いいたします。

2 歳入

款1補助金、項1村補助金、目1村補助金は1,269万1,000円で、800万4,000円の増となっております。

節1村補助金は、令和7年度まで村で支出していた職員の給与を社会福祉協議会の負担金として振り替えることに伴う増でございます。

款2配分金、項1配分金、目1配分金は88万円と前年度同額、節1配分金は赤い羽根歳末助け合い共同募金より約80%が配分されるものです。

款3事業委託金、項1村委託金、目1村委託金は3,026万4,000円で、8万2,000円の増、節13村委託金は001老人センターが20万3,000円の増、002くつろぎの湯12万1,000円の減でございます。

項2県委託金、目1県委託金は9万円で、9万円の増となっております。

節1県委託金は、日常生活自立支援事業受託金として県からの委託金でございます。

款4使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料は369万6,000円で、7万5,000円の増、節1使用料は001老人センター使用料、002くつろぎの湯の入浴料、003移送車使用料は前年度並み、004日常生活自立支援事業利用料7万5,000円の増でございます。

項2手数料、目1手数料は12万5,000円で前年度並み、001生活福祉事業事務手数料、002自動販売機の手数料でございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金は100万円で、20万円の増、節1繰越金は前年度からの繰越金でございます。

款6諸収入、項1雑入、目1雑入は8万5,000円で前年度並み、節1雑入はコピー機の使用料等でございます。

款7財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は3,000円で前年度並み、節1土地建物貸付収入はN T Tへの電柱敷地料でございます。

10、11ページをお願いいたします。

3 歳出

款1事務費、項1事務費、目1事務費は1,119万4,000円で、837万円の増、節1報酬は令和7年度まで村で支払いをしていた職員分を社会福祉協議会の会計年度任用職員の負担金として支払うことに伴う分としまして、2名分518万7,000円の増、また、007生活支援員が新規分で6万4,000円の増、その他は前年度並みでございます。

節3職員手当等は任用職員2名分の期末勤勉手当186万9,000円の増、節4共済費97万円の増、節8旅費3万9,000円の増、001普通旅費が2万5,000円の減、004任用職員通勤手当5万1,000円の増、005生活支援員分が1万8,000円の増となっております。

節10需用費8万1,000円の増、001消耗品2万1,000円の減、002燃料費が1万4,000円の増、004印刷製本費1万1,000円の増、006修繕料が7万7,000円の増となっております。

節1役務費は6万6,000円の増、001通信運搬費が5万円の増となっております。12、13ページをお願いいたします。006保険料は公用車の保険料で1万4,000円の増、節12委託料は前年度並み、節13使用料及び賃借料は6万6,000円の増、001使用料、002コピー使用料が6万6,000円の増、その他は前年度並みとなっております。

節26公課費が3万1,000円の増となっております。

款2事業費、項1援護費、目1援護費は125万8,000円で前年度並み、項3助成金、目1助成金は80万円で5万円の減。

14、15ページをお願いいたします。

身体障害者協会の補助金が15万円と5万円の減となっております。

項4心配事相談事業費、目1心配事相談事業費は19万8,000円と前年度並み、項5老人センター費、目1老人センター費は1,292万5,000円で20万3,000円の増、節1報酬、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、老人センターの会計年度任用職員分でございます。

節8旅費は会計年度任用職員の通勤手当、節10需用費は51万4,000円の減、001消耗品7万3,000円の減でございます。16、17ページをお願いいたします。006修繕料は44万1,000円の減、カーテン、カーペット等の更新等の施設修繕が前年度に終了したことに伴う減でございます。

節11役務費は前年度並み、節12委託料は6万6,000円の減、昨年実施いたしました特殊建造物検査委託料が終了したことに伴う減でございます。

節13使用料及び賃借料は前年度並み、項7福祉ふれあい事業、目1福祉ふれあい事業費は

15万1,000円で前年度並み、項8くつろぎの湯運営費、目1くつろぎの湯運営費は2,102万5,000円で12万1,000円の減、節1報酬、節2給料、節3職員手当等、18、19ページをお願いいたします。節4共済費はくつろぎの湯の会計年度任用職員分でございます。

節10需用費は前年度より54万9,000円の減、006修繕料が54万9,000円の減で、その他は前年度並みでございます。

節12委託料は17万1,000円の増、001保守管理委託料が17万1,000円の増となっております。

節13使用料及び賃借料は前年度並み、節17備品購入費は9万9,000円の減、節26公課費7万3,000円の増、消費税の増額でございます。

項9地域支え合い事業費、目1地域支え合い事業費は2万6,000円の増となっております。20、21ページをお願いいたします。

項10結婚推進事業費、目1結婚推進事業費は1万2,000円の増となっております。

節1報酬は結婚相談員の報酬、節18負担金補助及び交付金10万円は研修会等負担金、長野県マッチングシステム登録への補助金でございます。

項11防災事業費、目1防災事業費は17万4,000円の増、節8旅費は災害時にボランティアセンター立上げ準備を進めるための研修会参加費等、節10需用費は災害救援用具購入費用等でございます。

以上、令和8年度青木村社会福祉協議会会計予算について、御説明いたしました。

◎散会の宣告

○議長（平林幸一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時54分

令和 8 年 3 月 5 日（木曜日）

（第 2 号）

令和8年第1回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和8年3月5日（木曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員（10名）

1 番	小 林 久美子 君	2 番	松 澤 広 海 君
3 番	北 澤 久美子 君	4 番	宮 澤 政美知 君
5 番	宮 入 典 子 君	6 番	松 本 淳 英 君
7 番	塩 澤 敏 樹 君	8 番	平 林 幸 一 君
9 番	坂 井 弘 君	10 番	金 井 とも子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長	稲 垣 和 美 君	商工観光移住 課 長	小 林 利 行 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管 理 監	高 柳 則 男 君
建設農林課長	奈良本 安 秀 君	保 育 園 長	成 沢 亮 子 君
建設農林課 課長補佐兼 上下水道 推進監兼 上下水道係長	小 林 義 昌 君	建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長 兼副防災危機 管 理 監	上 原 博 信 君
建設農林課 課長補佐兼 建設係長	横 沢 幸 哉 君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 セ ン タ ー 長	早乙女 敦 君
総務企画課 担当課長兼 事業推進室長	塩 澤 和 宏 君	総務企画課 企画財政係長	金 井 大 介 君

住民福祉課
保健衛生係長

上原加代君

住民福祉課
住民福祉係長

津田直樹君

総務企画課
庶務係長

増田佳樹君

教育委員会
教育係長

奈良本いずみ君

商工観光課
移住観光係長

宮澤俊博君

総務企画課
総務係長兼
補佐係長

依田哲也君

事務局職員出席者

事務局長

稲垣和美

事務局員

依田哲也

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（平林幸一君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（平林幸一君） 本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。
大変御苦労さまです。

傍聴席の皆様にお知らせいたします。

本日の一般質問はもとよりですが、10日及び11日には委員会審査が行われますので、御都合がございましたら傍聴をいただければ幸いです。

◎一般質問

○議長（平林幸一君） 本日は、令和8年第1回青木村議会定例会の中で一般質問日となっております。

6人の議員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会といたします。

質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式、一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は必ず議長の指名を受けてから発言をしてください。質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきくださいませ。

では質問に入ります。

通告順に登壇をお願いします。

◇ 小 林 久美子 君

○議長（平林幸一君） 1 番、小林久美子議員。

小林久美子議員。

〔1 番 小林久美子君 登壇〕

○1 番（小林久美子君） 1 番、小林久美子、よろしくお願いいたします。

一括質問をお願いします。

松本、安曇野など、中信地区との今後の交流について質問いたします。

青木村は東信地区で一番西の位置に当たり、中信地区のすぐ隣になります。だからこそその国道143号青木峠バイパス工事に意味があります。バイパス完成まであと10年ほどはかかってしまうと聞きました。ですが、10年は案外早く過ぎてしまうのではないのでしょうか。

そこで、これからの展開を考えたとき、青木村と中信地区との交流は現在どのようなことがあり、さらに今後どのように交流を図っていくのか、質問いたします。

松本市、安曇野市などにさらに青木村をアピールして、国道143号青木峠バイパスの存在意義を多くの方に知ってもらおう努力を今からしていってほしいと感じています。

私事ですが、現在東御市や東筑摩郡などからの通勤社員もおります。バイパスが通ると、さらに松本市、安曇野市からの社員募集も可能になってきます。そして、またガソリン高騰の危ぶまれる昨今、商品を毎日松本のセンターに持っていく運送会社からも、経費節約のためにも早くバイパスを完成させてほしいとよく言われます。

バイパスの完成で青木村にとってどのぐらいのよい経済効果、文化交流、通勤通学の利便、医療関係等々、様々なよい面が出てくるのか、今からとても楽しみにしています。そのためにも着々と中信地区とのつながりを深くつくっていただくことをお願いいたします。

以上です。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 小林議員から松本市、安曇野市など、中信地区との今後の交流について一括の御質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

松本・安曇野、中信地区との今後の交流についてでございますけれども、現在策定を進めております長期振興計画の中で検討しているところでございます。

現在の10か年計画、いわゆる第6次長期振興計画を5年で終結いたしまして、第7次の計画策定をすることのその理由でございますけれども、今、議員御指摘のとおり、国道143号のバイパスによりまして、大きく環境が変わることを踏まえまして、今後のまちづくりに必要な指針を新たに策定するとしております。

これまで通勤圏、通学圏、医療圏、商業圏などは上田市へのアプローチが中心でございましたけれども、このトンネルができることによりまして、松本、安曇野地域へも可能性が非常に広がってくるわけでございます。青木村に大きな変化となります。その変化を見据えまして、今後実施いたします必要な施策を検討することが重要になってまいります。

どのようなことができるかにつきましては、未来を担います小学生、中学生にも青木村のよいところ、それから将来目指したいもの、残したいもの、それから松本、安曇野地域へつながるキーワードなどを今整理をしているところでございます。

村民向けのアンケートでも同様の質問をいたしまして、この両地域への関連性、関係性に期待するものなどを整理いたしまして、今後の村の行政に資するものを検討してまいりたいと考えております。

もう1点、松本、安曇野地域の皆さんへの青木村をはじめといたしました上田地域へアピールすることにつきましては、今後村だけではなくて、県、あるいは同盟会の自治体、関係する諸団体と連携いたしまして、事業の効果が早期に発揮されますよう最大限その手法を取り入れていきたいと思っております。

今まで、広報紙を通じまして、松本市ってどんなところ、安曇野地域ってどんなところというのをいろいろのデータを用いまして村民の皆さんに知っていただく、そんな交流を、松本市の広報関係と連絡を取りながら、掲載をした時期もございました。

それから、地図で見ますと、弘法地区がいずれにしても青木村としては両地域の中心になるわけでございます。可能性としては、今、小林議員から御指摘がありましたように、いろいろ経済圏、医療圏、教育、様々な一つの拠点になりますので、例えば弘法地区に村営住宅を造って、松本市に本社があつて、安曇野市に営業所があつて、上田市に支社がある。そういうような会社員のための居住地にもならないだろうか、そんなようなことをしているわけでございます。

いずれにいたしましても、青木村に取りまして黒船が来るような、大変大きなチャンスであります。しっかり準備をいたしまして、必要なむらづくりであります第7次の計画策定をしっかり努めてまいります。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） すごく、とても心が躍るようなわくわくするとした御返答、村長自らありがとうございました。

本当にとても楽しみな第7次計画なんですけれども、弘法に村営住宅ができるというのは、

本当に素晴らしいなと思って楽しみにしております。一刻も早くトンネルが開通して、その一つ一つが実現化していくことを心から願っております。

ありがとうございました。

以上です。

○議長（平林幸一君） 1 番、小林久美子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 松 本 淳 英 君

○議長（平林幸一君） 続いて、6 番、松本淳英議員の登壇をお願いします。

松本淳英議員。

〔6 番 松本淳英君 登壇〕

○6 番（松本淳英君） 議席番号 6 番、松本淳英です。

事前通告に基づきまして 1 項目、英語教育について質問をいたします。一問一答での答弁をお願いいたします。

当村では、新年度より 4 名の A L T を配置し、英語教育の強化を図ることになっております。保育園年少児から中学生までおよそ 340 人の生徒、園児がおりますことから、85 人に 1 人の A L T の配置になります。A L T の配置の全国平均を見ますと、450 人から 500 人に 1 人の配置であり、平均の 5 倍から 6 倍の大変手厚い A L T の配置人数となります。

県内で英語教育に力を入れているとされる自治体においても、これほど手厚い配置は見られず、また、英語教育の先進事例として議員視察を行った高崎市もはるかに上回る手厚い配置となり、長野県のみならず、我が国において公立学校としてトップクラスの充実した英語教育の環境が整うことになります。

当村の英語教育は、まさに大きな変化を迎える状況にあることを踏まえまして質問をいたします。

まず最初に、今回の A L T の配置に活用する制度の概要について伺います。従来の A L T の配置、採用の形態との違いについて、併せて説明をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私は村長以来、いろいろ教育のそれぞれの向上がありますけれども、特に英語については何とかしたいと思っていました。これから子供たちが国際社会に出てい

く際に、最低でも日本語と英語はしっかり対応できる、そんな教育を青木村ではしてほしい
と思っております。

今まで、オーストラリアとの交流だとか、あるいは英語キャンプができないかとか、いろ
いろやってきましたけれども、いろいろ全国のものをこういった先進地を見ていると、これ
から今回お願いいたしますALTを4名採用してという、これが一番早いなということと、
これから申し上げますけれども、財政的にもこれが村にあまり負担かけなくてできるかなと
思っております。

御質問の、配置とそれから採用形態の違いは何かについてでございますけれども、青木村
では来年度から4名の、御案内のとおり、フィリピン人のALTを雇用いたしまして、保育
園に1名、小学校に2名、中学校に1名を配置いたしまして、英語教育に一層力を入れてい
く予定でございます。

これまで、ALTの派遣会社と契約することで、青木村に1名の今までALTを派遣して
いただいておりますけれども、これは全て財源は村の単独費でございました。今回、アチ
ーブゴール社と委託契約を行いまして、フィリピンのアロウギンサン町と教育向上のための
包括協定を結ぶことによりまして、普通交付税を活用することができるということが分かり
ました。これは1人当たり640万円の派遣料のうち普通交付税が75%活用できるということ
でございます。したがいまして、村といたしまして派遣講師料は1人当たり158万円程度に
抑えられるかなと思っております。

そこで来年度は4名の雇用が可能になったと考えております。従来との違いでございます
けれども、ALTの人数を増やすことによりまして、英語教育の質を高めることができると
期待しております。

私は、例えば英検3級、中学3年生でどれだけの人数が取っているかというのが一つの指
針になりますけれども、先進地の福井県とかさいたま市は80%を超えるような驚異的な数字
なんです。まず青木村で目指していただきたいのは、英検3級、中学3年で50%ぐらい、な
らないかなと今から期待をしております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） このたびのALTの配置におきましては交付税措置もつくということ
です。本当に財源も抑えることができるということも大変高く評価できるかと思います。ま
た村で採用するということになるかと思います、従来以上に充実した活躍も期待できるか

と思います。

先ほど述べましたとおり、A L Tの配置数につきましては、一般公立学校として我が国、本当に最高水準の環境が整うことになります。これに合わせて、英語の授業の在り方も大きく変わることが予想されます。今後、授業の質をどのように高めていくのか、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 実際に保育園や小中学校に、これは12名も雇用している岡山県の奈義町の英語教育の実情をみんなで視察をしてきました。奈義町では、保小中ともに複数人のA L Tがいるために、どの教室でも複数名のA L Tが入って授業を進めていました。授業では子供たちが自分の考えや意見をそれぞれのA L Tに対して、英語で話しかける機会を多く取っていました。A L Tが何人もいるため、子供たちの話す機会は多くなります。それが英語を通したコミュニケーション力向上につながるという、そういう狙いでありました。

青木村でも、この視察を基に、授業改善に取り組んでいこうと考えています。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 本当に来月からということで、まだいろいろと考えていることかと思いますが、教える先生のほうもいきなりで、たくさんのA L Tが来るとどうしていいのか分からないという状況になるのかもしれませんが、また先生も毎年入れ替わります。そのようなことがあっても常に安定した質の英語の授業ができるように、きちんと目標を立てて、授業の質の改善に取り組んでいただけたらと思います。

しかし、自治体によっては、A L Tを手厚く配置しても、配置されたA L Tの先生が授業に参加しない、待機時間が大きくなることを懸念している自治体もあります。当村では中学校に1名、小学校に2名、保育園に1名のA L Tを配置すると伺っております。小学校においては、まだ英語の授業の数が少ないことを考えますと、特に手厚い配置となりますが、逆にA L Tの先生の待機時間の増加も懸念されるところでございます。現在、待機時間についてどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校では2名を配置してありますので、全学年の英語の授業に2人で入ってもらう予定でいます。それでも今お話しのように、前授業を合わせてもそんなに数は多くないので、週のうち、火曜日と金曜日のように2日で対応が可能になるんじゃないかなと思っています。

そこで、中学校の英語の授業にもできるだけ参加してもらって、中学校の英語の授業をA L Tが3名の体制で、できるだけ行ってもらいたいと計画しています。文法の授業は日本語で行う必要がありますので、全ての英語の授業でなくてもよいということもあります。そういう理由もあります。空き時間はそれぞれの学校の英語の授業の教材研究や教材づくりに当ててもらおうと考えています。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 中学校において3名の先生が入るということは、本当に授業の在り方も変わってくるかと思いますので、併せてこちらのほうも本当に有効に活躍していただくように配慮いただけたらと思います。

A L Tにつきましては、教育委員会の管轄の範囲内で、一定の制約を踏まえつつも、授業以外の場で活用することも可能であると認識しております。児童センター等で英語に触れる機会の提供や小中学校において英語部をつくり、その指導補佐をしていただくことも可能かと思います。今回のA L T格段に活用する制度において、どのような活用が実際可能であるのか、また現在考えていること等ございましたら答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在、今行っているA L Tの先生には、児童センターの水曜クラブ等で子供たちと英語を通じた遊びを行ってもらっています。同じことを依頼すればそれは可能だと思うんですが、今回の4名のA L Tの導入は、英語教育の向上に力を入れていきたいため、まずは学校の授業の充実に全力を注いでほしいと考えています。実際に授業づくりが円滑に進んできたところで、次の段階としてさらにどのように活躍してもらうか考えていくことがその次のことだと思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） まずは授業の質の充実、そしてその次の段階としてそれ以外の活用を考えていくということですね、大変妥当なことかと思います。長期的な計画を持って対応していただけたらと思います。

これらのことを踏まえまして、教育委員会として英語教育の検証の在り方について質問をいたします。

今後いろいろな形で授業の質の改善を進めていきますし、学校側も継続的に取り組んでいただきますが、これらについて検証と見直しをどのように図っていくのか、答弁をお願いい

たします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今回の改革は大変大きな改革であるために、小中学校の関係者で英語学習委員会を作成して体制づくりと検討会を行っていこうと考えています。

来年度に向けた授業時間割の作成やALTの生活支援でも連携が必要になってくると考えているところであります。

また、検証の機会としては、先ほど村長がお話しされたように、中学生全員に英語検定を受けてもらおうと考えております。そのような機会を設けることで、学校や生徒さん自身の動機づけにもつながるんじゃないかなということであります。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 検証の機会として、中学生の方に英検を受けていただくということは大変大切かと思います。やはり定量的にも把握できるような検証ができるようにすることは大切かと思います。

先ほど、英検3級程度50%ということでしたが、さいたま市、福井県等80%以上ということですので、ぜひ、80%以上を当村でも目指して実現できるように検証していただけたらと思います。

また、この定量的な評価に限らず、その他総合的に英語の授業の質を改善できるように、長期的な目標をきちんと立てて、それがどのくらい達成できているのか、検証もしていただけたらと思います。

続きまして、保育園、小学校、中学校の連携について質問いたします。

当村の教育環境の強みは1村1校であることに加え、保育園、小学校、中学校の連携が強いことにあります。この特性を生かしまして、年齢段階に応じて無理なく英語に親しめる環境、同じような先生により、学びが途切れず、つながっていく英語教育を構築していくことは、他の自治体が真似のできない大変質の高い英語教育につながります。保育園、小学校、中学校の連携について、英語教育強化、教育委員会としてどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 保育園のALTは1名ですが、年長の学級に入ってもらって、定期的に英語遊びの時間を設けて英語に親しんでもらう予定であります。

さらに、夏休みなど、学校の長期期間中は4名全員で保育園の行事に参加してもらい、子供たちと仲よくなってもらうことで、年長児には小学校入学後の英語の授業を一層楽しみにしてもらうように考えています。

小学校、中学校の連携については先ほどお話ししたとおり、できるだけ3名のALTが合同で授業を行うよう工夫をして、その連携を強めていきたいと考えています。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） やはりこの保小中の連携というのは、本当に当村の教育の強みかと思っています。兄弟とか兄弟以外でもいろんな年代の人が同じ先生に教わるという機会を持つのも大変いいことかと思います。子育てフォーラム等もございますので、長い目に立って、保小中の連携を使って英語教育の質が高められるように、御検討いただけたらと思うところでございます。

今回のALTの採用に関連しまして、フィリピンのアロウギンサンとの姉妹都市提携を結ぶことと伺っております。この提携について、ALTの配置と併せてどのような相乗効果を生み出していくのか、将来的にどんなことを検討しているのか、質問をいたします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） アチーブゴール社からの説明では、連携協定を結んだアロウギンサン町から1名以上のALTを派遣したいということでありました。それ以外に青木村にアロウギンサン町との様々な義務は生じないというふうな話でありましたので、今のところ村を挙げて交流事業は考えておりません。実際に4名の方たちが来たところで、いろんな関わりの中で今後どのようなことができるかは検討をしてくことになるかなと考えています。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） アロウギンサン、フィリピンのセブ島ということで、本当に日本からだとスキューバダイビングとか、よく行く観光地かと思います。修学旅行で行くには少し高いかもしれませんが、毎年行こうと思えば行ける距離でございますので、今後、交流が深まるにつれて、何らかの形でALT以外の形でも交流ができるように図っていただけたらと思うところでございます。

次に、青木村長期振興計画に関連しまして質問をいたします。

現在の第6次青木家村長期振興計画の教育、文化、スポーツの分野において、英語教育に関して記載はございません。現在、振興計画の見直しが予定されておりますが、新しい振興計画において、英語教育の強化を盛り込むことについてどうお考えであるのか、答弁をお願いいたします。

いします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） これから振興計画作成に取り組んでいくために、今現在結論が出ているというわけではありませんが、英語教育を含めたコミュニケーション力の向上ですとか、探求の時間を含めた生きる力、自主性の向上等、子供たちにつけたい力という上位概念での内容は検討してまいりたいなと考えております。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 本当にALTの配置という意味では、我が国の公立学校の中では最高水準の環境が整うわけですから、ぜひコミュニケーション、生きる力、また国際感覚とか、いろんな形でこちらの長期振興計画にも織り込んでいただけたらと思うところでございます。最後に、関連した質問としまして、タブレットの活用について質問いたします。

小学校、中学校において、タブレットの更新と拡充が行われました。現在、中学校においてタブレットの活用をして実際にオンライン授業、教室と自宅を結んだ授業はどの程度実施されているのか、質問をいたします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 不登校傾向にある生徒や急に体調が悪くなって欠席をする場合など、生徒や家庭が希望する場合は学校としてすぐに対応しております。本年度で見ると20名程度の生徒が利用したということであります。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 20名程度が活用されたということで大変よかったと思います。たしかコロナが猛威を振るったときには、本当に何かあればオンラインで授業をするということも備えまして、Wi-Fiのルーター等も整備進めたかと思います。本年に入りまして、インフルエンザが猛威を振るっておりまして、本当に受験を控えた中学3年生の方にとっては、みんな顔を合わせて授業をやらないほうがいいんじゃないかと懸念されることもあったかと思います。それぞれ適切な判断をされたかと思いますが、積極的に本当にオンラインの授業というものも、せっかく設備整えてあることですから、実施していただけるように、教育委員会としてもサポートをしていただけたらと思うところでございます。

英語教育に関しまして、本当に当村は全国に誇る環境が整うことになります。その上、さらに当村の強みである1村1校、小中の強い連携を生かすことで、他のどの自治体も追従できない英語教育の充実を図ることができると考えます。他の自治体がまねできない英語教育

というのは、大変大きな移住政策につながるものと考えます。

補助金、施設整備等の移住政策はおのずと財源的に限界があります。また、他の自治体も同様のことをすることができますので、差別化も図ることはできません。しかし、当村の強みを生かした英語教育の整備をしていくことは、他の自治体と大きな違いを見いだすことを実現し、移住政策として大変大きな吸引力になるものと考えます。

移住政策の一つの柱としても英語教育を継続的に整備していくために、ぜひ長期振興計画にも英語の教育の強化を織り込み、またきちんと長期的な計画を立て、定量強化を含めた長期的な計画を定め、それを先ほど答弁にありましたとおり、定期的な見直し、毎年を検証を行っていくことを確実に進めていくことをお願いしまして、私からの質問といたします。

ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 6番、松本淳英議員の一般質問は終了しました。

◇ 塩 澤 敏 樹 君

○議長（平林幸一君） 続いて、7番、塩澤敏樹議員の登壇を願います。

塩澤敏樹議員。

〔7番 塩澤敏樹君 登壇〕

○7番（塩澤敏樹君） 議席番号7番、塩澤敏樹です。

通告書に従いまして、長期振興計画については一括質問、学校教育の保護者負担については一問一答にて質問しますので、御答弁よろしくをお願いいたします。

小林議員の質問の中の答弁に、村長からもありましたし、また松本議員の質問の中にもありました第7次長期振興計画についてであります。

村は、先ほど言いました国道143号線、青木峠バイパスの開通や情報通信ネットワーク高機能化促進事業、大企業等の税収増、そして人口減少、少子高齢化、財政制約、公共施設の老朽化など、村を取り巻く環境は大きく変化しています。中長期的視点に立った将来像と優先順位を明確にすることが不可欠であります。そこで、策定中の第7次長期振興計画の策定方針について一括質問についてお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

まず1つ目、村として長期振興計画をどのように位置づけているのか。また現行の総合計画や個別計画との関係性についてはどのようになっているのか、まずお伺いします。

2 点目、長期計画を策定する場合、どの程度の計画期間を想定し、どのような将来像を描こうとしているのか。想定する計画期間と人口規模、産業、福祉、教育、インフラの将来像について、お伺いします。

3 点目、計画策定に当たっては住民の理解と参画が不可欠であります。住民意見をどのような形で反映させていくのか、住民意見の反映方法、ワークショップやアンケートなどありますが、をどのように行い、若者、子育て世代、高齢者の声をどう取り入れていくかについてお伺いします。

4 点目、厳しい財政状況を踏まえ、長期計画と財政見通しとの整合性をどのように確保していくのか。財政見通しを踏まえた実現可能な計画となるか、投資と維持管理の優先順位づけについてお伺いします。

5 点目、策定後の計画が形骸化しないよう進捗管理や見通しをどのように行っていくのか。計画倒れにしないための進行管理方法や定期的な見直し、検証の仕組みはどのように行うかをお伺いします。

以上、5 点について御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 第 7 次長期振興計画の策定について御質問いただきました。

（1）の現行総合計画や個別計画の関連性、そして長期振興計画の位置づけについて、まず私から御答弁申し上げます。

平成23年 5 月の地方自治法の改正によりまして、これまで市町村に義務づけられておりました総合振興計画の策定及び議会の議決は法的要件はなくなりました。しかしながら、当村におきましては、青木村議会基本条例10条におきまして、議会の議決を必要とする事項が定められておりまして、その中に入っております。これはこれらの計画が村の運営における極めて重要な中心となる指針であることを的確に位置づけていると思っております。

青木村では、総合計画を長期振興計画と称しておりますが、これは村の行政運営におきます最上位計画でございまして、村の将来像や基本目標、施策の方向性を示すものでございます。村民、あるいは事業者、行政が将来に向かって共通の目標を持ちながら、それぞれの立場で行動するための基本指針となる計画と理解しております。また、現行の第 6 次長期振興計画では、まち・ひと・しごと創成法に基づく地方版総合戦略について、村の包括的かつ総合的な計画であるという位置づけから長期振興計画に統合いたしまして、一体的に推進をしてきたという大きな特徴を持っております。

現在村が策定しております40を超える各種の計画、あるいはプラン及び大綱、マニュアル等は全てこの長期振興計画を基本といたしまして整合を図る構造となっております。このように長期振興計画は村政運営の総合的な指針として位置づけられております。

今回、この計画は従来、今まで第6次までしてきたものと違ひまして、トンネルは開くであろう、開くという想定の中で、将来のまちづくり、10年後あるいはその先を見据えた計画づくりということでございます。将来像はなかなか、四半世紀を創造することはなかなか今このような状況でありまして難しいんですけれども、そうは言いながらも、村民全体の皆さんと議論しながら、どういうむらづくり、どういう村をつくりたいか、その中で誰がどういう努力をしていくか、そんな視点でこの一連を議論してまいりたい。そして全村民参加で策定していきたいと考えております。

○議長（平林幸一君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） 私からは2番から5番について御回答申し上げます。

まず、計画期間とインフラの将来像についての2番でございますが、計画期間につきましては第6次長期振興計画では基本構想が10年、基本計画が5年で前期後期と策定してまいりました。

第6次計画はコロナ禍で、コロナ禍を意識してまとめた内容であること、国道143号バイパス整備が現実的になる中で、バイパス整備によりまして、青木村を取り巻く環境が大きく変化することを見据えまして、第6次計画を5年で終結することといたしました。

第7次の計画の計画期間なんですが、10年、5年という部分は基本といたしますが、計画策定の議論の中でトンネル等の完成を見据えて、10年、5年と型にはめずに、内容とともに柔軟に検討していきたいと思っております。

村長も申し上げましたが、長期振興計画に合わせまして、総合戦略、人口ビジョンも改定となります。総合戦略と一体化している長期振興計画の立てつけといたしまして、長期振興計画全体では施策の基本的な考え方と目指す将来像を示し、総合戦略では、重点施策について具体的な取組内容と、数値目標を掲げまして、基本計画では施策の方向性を示す予定であります。それ以外に必要な事項につきましては、各個別計画で対応することとなります。

そしてインフラ整備の将来像についてですが、大きな事業であれば総合戦略の重要施策として掲げ、そのほかについては個別の計画で対応することとなります。

続いて、3番、住民の皆さんの理解と参画についてでございますが、議員御指摘のとおり、

役場、行政だけで計画をまとめた内容の計画というものは、行政の独りよがりの計画であると考えます。次の計画につきましても、幅広い世代の村民の皆さんの御意見をいただいて計画に反映できればと思っております。

既に、青木小学校の高学年の児童さん、青木中学校の生徒さんに御協力をいただきまして、約130名にインターネットによるむらづくりに関するアンケートを実施しました。現在内容について分析をしているところでございます。また、信州大学と行っております共同研究の中で、未来人になって青木村の今と未来を考えるフューチャーデザインの手法を用いまして、ここには塩澤議員と北澤議員にも参御加いただいたわけですが、役場の職員、村民の皆さんと青木村の将来を考えるワークショップを実施したところでございます。この小中学校のアンケート、ワークショップの成果を整理いたしまして、むらづくりに必要なキーワードを洗い出し、村民向けに広くアンケートを実施する予定でおります。紙ベース、またインターネットで回答できる、幅広く御回答いただける内容で実施できればと思っております。

また、計画の素案がまとまった段階で12地区の懇談会を実施する予定でございます。地区の懇談会にはどうしても参加される方が限られてしまいますので、青木ネットワークのあおきチャンネルなどを活用しまして、村の考え方をできる限り広く村民の皆さんにお届けをして、御意見をいただく新たな手法も取り入れたいと考えております。

今回の計画に当たっては、できる限り村民の皆さんのお声を多く聞き、御意見を取り入れ、村民総意の計画となるよう、努力をしていきたいと思っております。

4番目、長期計画と財政の整合性という御質問でございますが、これまで長期振興計画では具体的な財政との関連数値までは明示してきませんでした。財政の将来像につきましては、毎年県による財政状況ヒアリングの中で、将来の事業計画等財政見通しについて整理を行い、必要に応じて国や県から助言を受けてまいりました。村の財政状況ですが、おおむね良好でありますので、この中では問題ないわけですが、今後の人口減少ですとか、社会情勢の変化を踏まえますと、長期計画と財政見通しとの整合性は極めて重要な視点であるなどと考えております。

今後は、投資的な事業と今後の施設の維持管理のバランスの明確化、投資的需要における優先順位の整理、中期的な財政見通しとの整合を踏まえまして、必要な部分は長期振興計画の中でどのように掲載をするか、検討をしてまいりたいと思います。

最後になりますが、5番、計画の実効性についての御質問ですが、長期振興計画につきましては計画が形骸化しないように主要な施策ごと、評価指数及びK P Iを設定いたしまして、

達成度に基づく進捗状況の管理を行ってまいりました。この手法は総合戦略の手法と同様であります。具体的には毎年度各課で施策の進捗を評価いたしまして、庁内の横断的会議にて全庁的に検証を行い、結果を総合戦略の手法に基づいて公表してまいりました。

また、3年目に中間評価を実施いたしまして、5年目には基本計画の満了時、総合的な検証と見直しを行い、後期の計画に反映してまいりました。さらに第6次計画が前期で終結するという判断をしたように、社会情勢に大きな変化が生じた場合は、適宜速やかに計画全体の見直しを行いまして、必要な修正を行う中で実効性を高めてまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました、御答弁。

フィーチャーデザインのワークショップに参加させていただきまして、参加された皆さんが残したいものは何なのかといったときに、村民憲章の第1番目にも「村の自然を大切にし環境を美しくしよう。」というのが村民憲章1番です。私ども村の自然を残したいということが一つ大きなあれでした。それと同時に、自然の中でオオムラサキが青木村を飛んでいる。それを残したいということでありました。そんな人たちの意見がありましたし、また、小中学校も人数が少なくなって統合するという考えの方が多かったように、自分たちのグループの中では、統合して一緒になった学校になるんじゃないかという話でありました。

ともかく、長期振興計画は先ほど村長も言われたように、村の将来を左右する最も重要な政策文書の一つであります。計画策定を単なる事務作業に終わらせるのではなく、村民と行政が協働し、村の強みを生かしながら、課題に向き合うプロセスそのものが村の活力を生み出す契機になります。今後の策定作業において透明性の高い議論と村民参加を確保し、誰もがこの村に住み続けたいと思える将来像を描くことを強く期待します。

もう一つお願いであります。長期振興計画の中で村のホームページの更新についてであります。青木村に興味を持たれた方がまず見るのが村のホームページではないかと思えます。デザインや情報構成など工夫することによって、さらに興味を引き、分かりやすいものになっていくんじゃないか。

例えば移住コーナーを設けて、移住者の声を載せ、青木村とはこういうところだということ載せていくことによって興味深いものになっていくかと思えますので、村のホームページ更新についても検討していただくことを要望して、次の質問に移ります。

よろしく申し上げます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） これから一問一答にて質問させていただきます。

近年、物価高騰が続く中、子育て世代、とりわけ入学を控えた家庭にとって、経済的精神的負担は大きなものになっています。小学校入学時にはランドセル、学用品、運動服、上履き、給食着など、多くの用品を短期的にそろえる必要があり、家庭によっては数万円から10万円近い出費となるケースもあります。こうした負担は子供の学ぶ権利のスタートラインに差を生じさせるかもしれません。少子化対策や子育て支援の観点からも、自治体としての対応が求められていると考えています。

そこで質問であります。

1つ目、まず初めに、小中学校入学時における保護者の経済的負担の現状について伺います。本村において、ランドセルや学用品、制服等の購入に要する費用がどの程度であるかと把握しているのでしょうか。また、その実態をどのように調査認識しているのか、お伺いします。

○議長（平林幸一君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 小学校入学時には、運動着、上履き、紅白帽子、エプロン、算数セット等がありまして、これらだけでも2万3,000円程度になると考えております。ここにランドセルが入ってきます。中学校でも同様に制服、通学かばん、運動着等が必要になります。教育委員会としては、準要保護家庭に対して2月中に新入学準備品として就学援助費を支給しております。その際には、明細書を提出いただくようになっておりまして、中学校の制服、運動着、上履き、バッグ、水着、辞書、半袖シャツ等を購入したと報告がされています。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 小学校も自分の計算では2万6,000円以上かかっているという計算であります。そこにランドセルが入ってくる。ランドセルが今高くなってきているということで、大変10万円近いものもあったりしているわけですが、中学校においては、お金が出ませんでしたが、女子の制服が6万3,000円ぐらいですか、男子が4万4,000円ぐらい。上履き等全部含めると、女子で全部買った場合は9万7,000円、10万円弱という形のお金になるかと思えます。今の教育長から話がありました経済的な理由の家庭においては就学援助費制度があり、入学時の負担軽減を目的とした施策が取られています。そこで、ほかに就学援助の対象外であっても負担が重い家庭が存在するとの声もありますが、村としてその状況をどのように把握しているのか、お伺いしたい。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村では毎年、1月に来年度に小中学校に入学する全家庭に対して就学援助費として新入学児童生徒学用品費の申請書を配布しております。入学準備品費として小学校1年生には5万7,060円、中学1年生には6万3,000円を支給しております。学校に入学した後で改めて就学援助費受給申請書を提出してもらい、要保護者に準ずる家庭を認定することになっていますが、まずは全家庭に配布してあるため、必要と思われる家庭からは申請が可能であると考えております。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 入学後もそのような調査が行われ、お伺いしたいんですが、入学後もそのような調査をしたときに、申請される御家庭というのはどのぐらいあるのか、お分かりでしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 入学前に全家庭に配布して、入学後も申込みを受け付けるので、新たに申し込む家庭はあると思いますが、数については今のところは認識しておりませんので、通告に書いていただければ回答できます。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

そういうことで、経済的な理由のある御家庭については小学校、中学校入学時には就学援助費、入学準備金が支給されているということでもあります。近年、他自治体では入学時の学用品の支給、ランドセル購入補助、学校指定用品の見直し、リユース、つまりお下がり制度の導入など、様々な工夫がされているかと思います。本村においても村独自の入学準備支援策について、ランドセルや学用品の購入補助、制服運動着のリユース制度など、村独自の支援策を検討するお考えはあるのか、1点。

また、政府の骨太方針2025に、学用品の学校備品化の周知が明記されるなど、公費で負担すべき教材、学用品を備品化する動きが広がっています。例えば小学校低学年の算数セットなど、学用品を学校用として購入し、学校備品としていくこと等についてのお考えをお伺いします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 中学校ではPTAが主体となって制服のリユースを年に数回行っております。来年度は学校行事に合わせて回収を行う予定でいるとお聞きしています。また、小学校6年生の中学校説明会及び採寸日に合わせて譲渡会を行っております。小学校では算

数セットなどは次年度も使用することもあり、あるいはコロナ禍などのときには衛生面も気にしなくてはならなかったりするため、個人持ちがありがたいという小学校の意向であります。

リユースを行うとなると、小学校の場合もPTAが主体になってほしいと考えております。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 中学校では特に入学前の採寸のときに来て、そこで譲渡会といいますか、行われているようであります。どのぐらいの人がというのは、よく分からないのでありますが、そこでは靴やかばんも一緒にということになっているかと思うのですが、そのような呼びかけ等も村で行ってやっていけると、制服は大変高いものですから、自分がやってきた、特に真田中の制服はとてもいい制服でとてもお金がかかるというようなので、譲渡にはたくさんの人が出してくれてリユースしていました。それがもう何年も前です。から始まっているようであります。そのような仕組みをぜひともこれからもやっていただきたい。

それからあと、算数セットであります、小学校で使っていない先生もいらっしゃるということもあります。あれを一つ一つ細かいものを名前を貼って保護者が経験があるかと思えます、それぞれの家庭で。大変で上田市内ではもう必要なものだけ、時計だけ学校で用意してあるとか、全部用意しない、そして必要なものだけ用意して学校で備品で置いてあるとか、いろんな考え方があるかと思えます。1、2年で使う人、個人持ちではなくて、できれば学校備品として学校で用意して、それを大切に使うというような習慣をつけていただけると、個人持ちにするとなくなってしまうとかいうのは多いような気がするんですが、そんなことをぜひともこれから考えていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

次に、前回の議会で入学進学祝い金制度を創設してはいかがでしょうか。小中高校生それぞれの出発の際の保護者の経済的負担、多大なものがあります。村の子供たちの門出を共に祝い、支援する意味でも、入学進学祝い金制度創設は意義ある制度ではないでしょうかと、坂井議員からの質問がありましたが、そのときに何か村の考えが出ていなかったような気がするので、改めてお伺いします。

県内の市町村においても、入学祝い金を支給している自治体があります。青木村としても支給するお考えがあるのか、お伺いします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村では現在、先ほどからお話ししているように、就学援助費として新入学児童生徒学用品費申請書を全家庭に配布しておりまして、必要な家庭にはまず援

助を行っていると考えていますので、さらに給食費は6年前から無償ということになっております。これらの実態を踏まえて、議員からの御意見は今のところ要望として承りたいと考えております。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） よろしく願いいたします。

まだ、そのような取り組んでいる町村は大変少ない、数えるほどしかありませんが、先んじて青木村で行うというのも一つの手かなと思っておりますし、先ほどの就学援助の経済的な理由がある家庭だけではなく、皆さんに祝い金というのもいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、中学校ではテストの印刷補助を出していただいていて、村から。大変中学校では助かっているというお話でありました。いろんな補助をこれからも考えていただき、よろしくお願いしたいと思います。

入学時の保護者負担軽減策を強化することで、子育て支援の充実、移住促進、教育機会の平等確保、さらには地域活力の向上など、多方面にわたり効果が期待できると考えます。本村として入学準備の負担軽減にさらに取り組んでいただくことをお願いいたします。

では次に、小中学校で一番思い出になると思います修学旅行についてであります。今、青木中の2年生が修学旅行、今日帰ってくるんですか、なるかと思いますが、交通費、宿泊費、食費などが物価高騰で上昇し、小中学校の修学旅行費は全国平均は3万円から8万円程度と言われています。村では世帯数が頭割りができないということです、少なく1家庭当たりの負担が大きく、移動距離も長くなり、都市部よりも高額になりやすいと思われます。家庭の経済状況により就学旅行参加が心理的負担になるケースもあるのではないのでしょうか。

そこで、本村の修学旅行費の平均額と近年の推移を把握しているのでしょうか。また、物価高騰による影響をどのように認識しているのか、まずお伺いします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校の修学旅行費は令和5年が3万4,926円、令和6年が4万35円、令和7年が4万303円であります。中学校はここ数年、小遣いも含めて8万5,000円前後であります。今年の中学2年生は今、議員お話しされたように、3月の3、4、5日、今日まで京都、奈良を巡り、小遣いも含めて8万6,780円ということであります。物価高騰を踏まえて、小学校では都内の移動については、バスで移動すると高くなるために公共交通機関を利用しました。また中学校ではタクシー代を節約したり、バス代を節約したりして対応

しております。

また、修学旅行を２年生が３月にしたのも、４月、５月だと宿泊費が高くなる。外国人の旅行者も多いということももちろんあるんですが、経済的な面からも今年から２月、３月に行うように、宿泊代を抑える、そういう努力をしております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○７番（塩澤敏樹君） そうですね、年々上がってきているというのは確かだと思います。毎年少しずつでも何千円かは上がってきているわけです。小学校の６年生が今年スキー教室に行きませんでした。旅行貯金の積立てがないからスキー教室に行かれない。来年に当たっては５年生もうスキー教室には行かれないというような状態のようであります。旅行貯金の中で、最後に卒業アルバム等も作っていくのでありますが、物価高騰の影響というのは大変出ていると考えます。

今回も場所、中学生が時期を変えた。一番忙しい繁忙期を避けて３月にした。来年は２月に中学生は行くようではありますが、でも値段的にはそんなに８万６,０００円という、かかっているわけです、大変。そんなことも含めて、修学旅行費の高騰により保護者の経済的負担が増えている。村として修学旅行費の一部補助や交通費支援など、具体的な負担軽減策を検討するお考えはないでしょうか。また、他自治体の先進事例を踏まえ、どのような支援が可能と考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 先ほどからお話ししている就学援助費として小学校の修学旅行補助では２万２,６９０円、それから中学校の修学旅行補助では６万９１０円を支給しております。また、今回の各校の様子から、小中学校ともに出費を抑える努力を一生懸命に行っていると考えております。議員からの提案はこれもまた要望として承りたいと考えております。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○７番（塩澤敏樹君） 経済的理由のお宅にはそんなような形で出るかもしれません。各全家庭に対してのそのようなまた要望ということでお聞きできればと思います。自分が生まれた南牧村では今、修学旅行費の全て、全額補助を行っているとお伺いしました。また、青木村でもぜひ要望を検討していただきたいとお伺いしたいと思います。

先ほど言ったスキー教室に行かれない、もう、長野県で育ってスキー体験ができない。ど

んどんなくなってきた。中学で行かないということで、できる限り皆さんに行っていただきたい、そういう体験ができるようにしたいというのが希望であります。出ていった子たちが信州で生まれて、スキーができないのなんて言われることのないようなことがいいのかな、経験がないなんていうことがないようにしていただきたいと考えるわけであります。

スキー場については、今、菅平の奥ダボスでやっているんですが、場所を変えるなど、話ですが、議会の向こうの長和町の議長さんがブランシュたかやまへ来れば安くできるという話もされて、またそんな場所の検討等も含めて、ぜひとも子供たちにそれによって安くできるんじゃないか、体験をさせていただきたい。場所の変更ということではありますが、修学旅行についても、近年物価高騰や安全面の観点から、修学旅行の目的地変更が相次いでいるかと思えます。京都が大変高い。

本村においては、同様の検証が行われているのでしょうか。検討されているとしたら目的地選定の基準、変更の判断プロセス、保護者、生徒への説明責任についてどのように整備されているのか、お伺いいたします。

○議長（平林幸一君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 小学校は五島慶太翁の造った渋谷への訪問を大切に、東京としております。また日本の首都としての学習も踏まえていると思っております。

中学校は奈良、京都における学びの材料が大変に多いためと、修学旅行の受入れについての施設やルートなどの対応が豊富な点ということもありまして、基本方針として今後5年間は奈良、京都にしてい、そういう方針で中学校はおります。一方で今後理由があつて目的地を変更する場合は、児童生徒の考え、保護者への相談、職員間での教育的意義の理解等、丁寧に対応していく必要があると考えております。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 学校においては先ほど松本議員も言われたように、先生たちが1年ごとに変わっていくということで、先生たちの希望と気持ちで目的場所も変わってしまうというのは自分も経験したところであります。中学校のあれによると安かった修学旅行では、京都2泊ではなく、奈良1泊とか、大阪1泊で行くと安かったときがあったというような感じではありますが、またそういうことも含めて、それと同時に続けたことは何年か続けて行うということも大切なのかなと思いますので、ぜひとも検討していただいて、目的場所を決めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

全ての子供たちが参加できる環境づくりのために、経済状況に左右されず、修学旅行が教

育機会として保障される体制づくりをし、中長期的な方針の提示、安定的な修学旅行の実施と負担軽減を両立するための村の方針、学校との連携強化をぜひともお願いいたします。

以上お願いして、要望も含めて酌み取っていただきましてお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

御答弁ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 7番、塩澤敏樹議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩時間は約15分ということで、再開は10時半といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時30分

○議長（平林幸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 宮 澤 政美知 君

○議長（平林幸一君） 続いて、4番、宮澤政美知議員の登壇を願います。

宮澤政美知議員。

〔4番 宮澤政美知君 登壇〕

○4番（宮澤政美知君） 議席番号4番、宮澤政美知です。

通告書により一問一答にてお願いします。

私からは、ごみ減量化への取組について、魅力あるむらづくりのための観光事業について、多文化共生社会実現のための外国人支援政策についての3点について質問させていただきます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 1点目は、ごみ減量化への取組についてです。

ごみ問題については、地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染、限りある資源の枯渇等、多くの課題があります。青木村においても自然豊かな郷土の環境を守るために村民一

人一人が関心を持ち、実際に取り組んでいただくことが重要と考えます。家庭でできるごみの減量化としては、マイバック、マイボトルの利用、まとめ買いとより必要な分を購入する、食材を使い切る、食べ残しを出さない工夫や生ごみ処理機やコンポストの活用等、仮に実践されている方も多いと思います。

今回は主に可燃ごみと資源ごみについて質問させていただきます。

最初に、ごみ収集の現状と課題についてです。

可燃ごみ収集の年次推移はいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

家庭系可燃ごみの収集量につきましては、平成28年度から平成30年度までは年間約500トン前後で推移してまいりましたが、令和元年度から令和2年度にかけまして新型コロナウイルスの影響で外出を控え、家庭内での飲食等が増えたこと等から平成30年度からの499トンから令和元年度505トン、令和2年度513トンと増加傾向でありました。ここ数年は令和5年度が485トン、令和6年度が471トンと減少傾向にございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

次に、可燃ごみの減量化に対する取組の現状についてお聞きします。併せて成果を図ることは難しいと思いますが、行われてきた取組により改善されたことや得られた成果がありましたらお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

可燃ごみ減量化に対する取組といたしまして、村では生ごみ処理機、コンポストの購入補助、ごみ減量化資材として竹チップ、竹パウダーの購入補助を行ってまいりました。ごみ処理機は上限5万円として購入額の4分の3を補助し、コンポストは上限1万円とし、本人負担1万円を控除した金額を補助するものでございます。生ごみ処理機とコンポストを合わせた補助台数は平成28年度から令和元年度まではおおよそ10台前後で推移してまいりましたが、令和2年度19台、令和3年度23台、令和4年度は48台と増加し、令和5年度から令和6年度にかけましては20台前後で推移してまいりました。

また、竹チップ、竹パウダーの購入助成も令和元年度の462袋、令和2年度の1,009袋、令和3年度934袋、令和4年度830袋、令和5年度から令和6年度にかけましては900袋前後

で推移してまいりました。こういったごみ減量化の取組によりまして、先ほど答弁しましたように、可燃ごみの収集量が近年減少しているものと考えられます。

今後も、ごみの減量化に向けた取組を積極的に行ってまいります。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

では、可燃ごみの収集場所についてお聞きします。

現在、村内の集積場は何か所ありますか。集積場について管理を含め、問題とされていることはありますか。また地区からの要望について内容と対応についてはいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 答えいたします。

現在、村内のごみ集積場につきましては、およそ82か所でございます。管理につきましての問題は、集積場のボックスが古くなって破損等していることがございます。毎年度の地区からの要望につきましてもごみ集積場のボックスの交換要望がございます。このボックスは1基約20万円程度と高価であるため、交換希望がある場合に、現地を確認の上、部品の交換等で応急修繕ができるものであれば修繕で対応し、破損がひどく、全体を交換せざるを得ない場合には新規交換とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

次に、資源ごみについてお聞きします。資源ごみと申し上げましたが、再生可能な資源物と捉えています。最初に、資源ごみ収集による収入の分配と分配金の活用についてお聞きします。資源物に関する分配金の一部は地区に分配されていると認識しています。そのほかにどのように活用されているか、地区への分配はどのぐらいの割合を占めているのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 答えいたします。

資源ごみ収集に係る収入につきましては、令和2年度が約70万円、令和3年度68万6,000円、令和4年度66万2,000円、令和5年度55万円、令和6年度約52万円となっております。この収入につきましては、村の一般会計の収入となり、財源の一部となっており、この金額がそのまま地区に配分されるということではございません。ただ、地区の衛生委員さんの報

酬、先ほど申し上げましたごみ集積場のボックス等を購入するための財源の一部になっておりますので、そういった意味では収入の一部は地区に還元されているということになります。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

思ったより金額が低くて驚いているところです。

中学校の生徒会でも、アルミ缶等資源物の回収を実施されていますが、村との連携はされていますか。生徒会で必要なものの購入に充てるのであれば、もしそれが不足するような場合は村でも一部補助するような支援を考えられてはいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 中学校では、年に1回、アルミ缶やアルミ製品の廃品回収を行っておりまして、10万円程度の収益があるということでありまして。この収益金は文化祭の運営資金に充てておりまして、今のところ十分足りているということでありました。今までの余剰金の積立でもあるということでしたので、しばらくは今の体制でよいと考えております。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

今後の収入の効果的な活用方法として、一括基金として保管し、地区や小中学校などの福祉関連要望に応じてく方法も一考いただければと思います。

次に、今後の取組について提案させていただきます。

現在、資源物は月1回、第2土曜日が収集日とされております。かさばる段ボールや重くなる新聞、チラシや雑誌を集積場へ持っていくことが大変という声を聞きます。また、収集日の天候により、翌月に持ち越すことがあります。ますます負担が大きくなるということも考えられます。資源物の収集回数を月2回に増やすことはいかがでしょうか。また、村内に1か所、常時搬入可能な集積場を設置したらどうでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

令和8年4月から、空き缶、空き瓶の資源回収を第2第4土曜日から第2第4水曜日に変更いたしますが、これはごみ収集をお願いしている業者の方から、働いている従業員の方が足りない中で、土曜日に業務があるということで、職員の募集をしてもなかなか応募もなく、採用が難しい。また世の中の働き方改革の中で、現在働いている従業員の方にも土曜日はで

きる限り交代で休んでもらいたいという申出があったからでございます。

また、収集回数を増やすということはそのまま委託料に反映し、段ボール等の資源回収の回数を月に1回増やすと年間で約240万円ほど委託料が増加いたします。このような状況の中で収集回数を増やすということはなかなか難しいと思われまます。

また、村内に1か所常時搬入可能な集積場を設置という御提案でございますが、まず設置する場所、その近隣の住民の方の同意、設置後の管理を誰がどうするのか、その集積場のゴミ収集をどうするのか等の課題もございますので、なかなかすぐには難しいと思います。住民の皆様方には負担をおかけしているかもしれませんが、現状、ゴミの収集はそういった状況にあるということを御理解していただければと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

努力していただけることを期待しています。

次に、村民への周知について伺います。

ゴミの減量については一人一人の意識を高めて、実際に取り組んでいただくことが重要です。これまでも村内の関連団体と協力され、講習会等開催や広報等で呼びかけを図っていただいておりますが、改めてお聞きします。ゴミの発生を抑える工夫やゴミの減量化について、村民に向けてどのように呼びかけを行っているか、教えてください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

村民の皆様方へは、毎月広報紙に、燃えるゴミの排出量と前年度との比較を掲載し、ゴミの減量化のお願いをしております。

また、区長会等の場で生ゴミ処理機、生ゴミ処理槽の補助金、竹チップ、竹パウダーの購入について説明を行うとともに、こういった補助金につきましても広報紙で周知しております。

また、村の産業祭で女性団体連合会の皆様によりまして、段ボールコンポストの作成の実演によりますゴミの減量化のPR、また村民運動といたしましてゴミ減量化に取り組み、チラシの作成、小中学生によるポスター作成コンクール、またこの2月には竹チップで生ゴミの減量化とおいしい農産物講演会を開催し、女性団体連合会、農家の方、道の駅あおき農産物直売所運営組合等の皆様方から大勢の方の参加をいただきました。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 日頃より呼びかけをしていただき、大変ありがとうございます。

次に、ごみの分別ポスターや暮らしの便利帳の更新について伺います。

ごみの分別は種類が多く、手に取っては何ごみかと迷うことがあり、そんなとき、ごみの分別ポスターが大変役立ちます。各家庭に配布され、暮らしの便利帳にも掲載されています。暮らしの便利帳はインターネットで手軽に検索ができ、また新たな情報通信として始まったあおきナビでも情報を得ることができます。現在、家庭に配布されているごみの分別ポスターはいつ作成されたのでしょうか。更新は予定されているのでしょうか。また、暮らしの便利帳は以前は冊子として配布されたかと思いますが、今後の周知方法についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

ごみの分別ポスターにつきましては令和3年度に作成されたものでございます。このごみの分別ポスターにつきましては、先ほど答弁いたしましたように、令和8年4月から空き缶・空き瓶の収集日に変更になること等から、改訂をして全世帯の方に配布する予定でございます。

また、暮らしの便利帳は令和4年に作成したもので、内容的にはごみの収集についての内容もございますが、役場全ての課に関するものであるため、改訂等につきましては今後必要に応じまして、役場の中で検討してまいりたいと思います。

また、議員おっしゃられたとおり、新しく始まりましたあおきナビでもごみの分別の情報も得られますので、積極的に御活用いただければと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 日頃の御努力に感謝を申し上げます。

繰り返しになりますが、ごみの減量化に向けては一人一人の意識を高めて実際に取り組んでいただくことが重要です。関心を持ち、学び、実践していくためのきっかけとなるよう、可燃ごみや資源物の処理場の見学の手続きを工夫してはどうか。ルールを守るためには、ルールを知ることが大切と考えます。仮に関係団体の研修の一つとして見学や学習の機会を企画、開催されていますが、広く村民へ呼びかけての開催はどうか。今後

の計画について伺います。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

ごみ処理場の見学は確かにごみ減量化の一つのきっかけになるものと考えます。最近も村内の女性団体連合会、青木村消費者の会と、2つの団体がこのごみ処理場の見学に行っております。ただ処理場の見学につきまして村が計画して行うとなりますと、人数等も多くなり、車運転手等の手配、個人への連絡、引率等事務も大変になりますので、できましたら団体、また団体でなくても、個人でも何人か集まれば、処理場の方で対応していただけるということです。直接処理場のほうに連絡をしていただきまして、見学等をしていただければと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

ごみの減量化について、将来に向けての村としての課題、上小広域としての課題についてお聞きします。併せて、その解決に向けてどのように対応していくか、その見通しと村民一人一人がどのように協力していくことが大切かについて伺います。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ごみの減量化についての課題について御質問をいただきました。

御案内のとおり、来年度から上田市内で建設が始まる予定の資源循環施設についてですが、新聞でも案御内のとおり、ほぼ方向性が出てきたところでございます。地元の御協力に感謝を申し上げているところでございます。

この建設費とそれから併せましてその後の運営費はまだ緒元確定しておりませんが、先日の広域議会の中でも諸物価高騰で、1.3倍ぐらいになるんじゃないかというような見通しが示されました。労務単価とか最近ではセメントも不足しているというような新聞記事も出ております。まずは建設が、施工していただく業者が決まるということが今課題かなと思っております。そうしますと、まだ最終的な建設費、それから処分料に対する負担金が決まっておりますけれども、500億円近い建設費になるのではないかなと思いますし、それに対する村の年間負担も4年間にわたりまして数億円になるのかなと思っております。

それから、毎年処理料といたしまして1億円にはなりませんけれども、それに近いような数字の処理費を毎年払っていくということになるわけでございます。

質御問いただきましたように、村といたしましても負担金を少しでも減らすためにも、今まで以上にごみの排出量を減らす取組が必要でありますし、村民の皆さんの御協力をいただきたいと思っております。

試算でございますけれども、村民1人当たりのごみの搬出量を月に1キロ、年間に約10キロ減らすと、その資源循環型の施設の建設費、村民当たり負担金が3,600円減になるかなという試算をしておりまして、総額で1,500万円程度減額になるという試算をしております。こういうことも含めて、村民の皆さんの御協力をいただきまして、その目標に向かっていきたいと思っております。

減量化につきましては、負担を減らすというだけではなくて、施設の長期運用という面でも上小圏域全体として20万住民が取り組んでいく課題というふうに思っております。

また、来年度以降、新たにこれに合わせて最終処分場の建設をしなければなりません。その建設候補地が決まってさらにその負担費も決まってきます。

それからもう一つ、今まで使っておりました汚泥の処理場です。それについての処分費についてもプラスして、清浄園、これにつきましてもプラスして出てくるということになります。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

本当に広域で取り組んでいただき、また今回は処理場を上田市で取り受けていただいたという地元の方の努力や広域の努力に対して改めて感謝を申したいと思います。

ごみの問題の大きな原因は、大量生産、大量消費、大量廃棄にあると言われ、これは経済の発展とともに進展してきた現象です。確かに、自分が子供の頃だった頃を振り返ってみても、現代は物が豊富にというより、あふれ返っているという表現が当てはまるように思います。

物を大切にすることを改めて考えていきたいと思えます。

ごみ問題は環境や健康面にも大きな影響を与えます。豊かな自然、そこに住む人々の健康を守るため、継続して取り組んでいただきますようお願いし、1点目の質問を終わります。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 2点目は魅力あるむらづくりのための観光事業についてです。

最初に、観光事業の現状と課題についてお尋ねします。

昭和、平成、令和と時代の変遷とともに、観光に対する考え方や楽しみ方、対応も変化し

てきていると思います。近年では、コロナで観光客が激減し、観光収入の減少で閉店を余儀なくされたり、それに伴い働き手の離職等、大きな影響を及ぼしたのも記憶に新しいところです。

時代の変遷とともに、観光事業への取組も変化してきていますか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 観光事業への取組についての御質問をいただきました。

観光事業、観光産業は宿泊、飲食、交通、レジャーなど、幅広い業種が関わるサービス産業になります。当村の観光産業の柱の一つである旅館、宿泊施設の現状をお答えいたします。

田沢温泉、杓掛温泉の旅館は平成10年代9軒ありました。現在、田沢温泉4軒、杓掛温泉2軒の6軒が営業されております。このうち、この10年間で4軒が経営者が代わっています。うち1軒は会員制のリゾート施設で、富裕層をターゲットに施設のたたずまいや食事の高付加価値化に取り組まれています。昭和60年代から総合体育館等恵まれた社会体育施設を活用してスポーツ合宿の誘致を行ってきましたが、スポーツ合宿や体験学習の誘致は地域経済の活性化や交流人口の創出にも成果を得ていましたが、コロナ禍を経て、もとより家族経営が多い旅館ではありましたが、働き手や人材確保が課題であり、事業形態の変更から、団体客から個人客への誘客に変わってきています。

このような状況から、観光誘客の見直し、研究を観光サービス業として必要があると今考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

同じ関連ですが、現在の観光の重点事業について伺います。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 青木村には観光客を誘致する資源がたくさんあります。

歴史、文化、自然、暮らし、当村では、観光の先にある関係人口、交流人口の創出を目指しています。姉妹都市、静岡県長泉町は田沢温泉、杓掛温泉の旅館の宿泊費に1人3,000円の助成をいただいています。東急グループは中堅社員の研修として、毎月20名余りの方が青木村を訪れています。昨年には埼玉県草加商工会議所とファミリーキャンプの受入れの御縁から持続的な関係を願い、連携協定を結んでいます。

地域の歴史、文化、産業、自然、資源を生かし、国内外から観光客を呼び込むことで地域

経済の活性化、雇用の創出、ブランド力を高め、持続可能な観光、地域づくりを進める手段、手だてと考えています。

観光客を誘致することで宿泊、飲食、交通、土産品の購入など、地域内での消費が増加し、地域経済に直接的な効果をもたらしております。旅館、飲食店、観光施設の売上増加や、雇用の創出が期待ができ、農産物や加工品の需要拡大にもつながります。体験型ツアーなど、新たなビジネスや投資、雇用の創出も可能です。高付加価値旅行者の誘致につながれば、消費額が大きく地域経済の活性化にも大きく寄与されと考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 本当に前向きに検討していただいて大変ありがとうございます。

続いて、重点事業を中心に村の観光資源を有効に活用するための進め方についてはどのようにお考えでしょうか。ちょっと重複する感じはありますが、よろしくお願いします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 観光の魅力は食事であり、その地域の学びにあると理解しております。タチアカネ、コンパラ、マツタケといった青木村ならではの特産品を通して知名度の向上を図るため、インターネットを介したSNSやウェブサイト、動画コンテンツなどのデジタル施策に加えて、産業祭などの現地イベントや体験型ツアーなど、リアルな施策を組み合わせた効果的な誘客を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

今、言っていただいたように、観光事業については仮に広域的に取り組み、様々な事業を実施されてきていますが、上小地域全体の観光力アップのために青木村が果たす役割についてお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 観光の広域連携の中での青木村の役割という視点からお答えをさせていただきます。

観光客のニーズは多様化しておりまして、特に外国人観光客は長期滞在を希望する傾向があります。また広域的に観光地を巡ることから、上小、上田地域の一員として地域資源の魅力を発信、磨き上げる必要があると理解しております。国宝大法寺三重塔や安楽寺八角三重

塔、田沢温泉、沓掛温泉、2つの温泉と別所、鹿教湯温泉、道の駅あおきや各市町村にある道の駅、青木村はタチアカネソバ、ワイン、ビール、パンと地域資源がたくさんありますので、そこを掘り起こし、発信して連携と競争の中で地域資源の魅力を高めたいと考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

次は、大人の社会科見学の企画開催について伺います。

現代はインバウンドの増加や観光にイベント性やストーリー性を求める等、目的も多様化してきているようです。村でもこれまで観光マップでの案内やそばどころを巡るスタンプラリー、恋渡神社と縁結び等、多くの事業を実施されてきましたが、これからはさらに一歩踏み込んだ事業の実施はいかがでしょうか。まだあまり知られていない里山や文化を生かしてそのよさを改めて知ってもらったり、地元の名手の足跡を学び、体験するような言わば大人の社会科見学はいかがでしょうか。

具体的に例を挙げれば、地元を深掘り、宝探しツアー、義民の里ツアー、村内企業を知るツアー、五島慶太翁の足跡を歩こう等、楽しみながら考え、学びを深めるイベントの開催をしてはいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えします。

大人の社会科見学、こういったインパクトのあるツアー名は大変発信的にも強いと思います。大変興味深い御提案をいただき、ありがとうございました。

楽しみながら青木村を知っていただく、学ぶ機会を得るということは非常に有益なツアーであるというふうに考えます。このようなツアーを実現するには、様々な企業の皆さん、教育委員会、郷土史家の皆様などに御協力いただく必要があると思います。特に、この村では観光情報に精通した観光ボランティアの育成、これが課題となっておりますので、この育成も含めてどのように進めていくか、今後研究していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 今言われたとおりで、本当にボランティアの育成は大切なことだと思います。個人ではまたふだんなかなか見ることができない重要文化財に触れる機会を得る

ことも貴重な体験になると思います。また、身近過ぎて見えなかった宝も多くあると思いますので、ぜひ実現をお願いしたいと思います。その際は、村営バスの利用についても御検討いただきたいと思います。

次に、温泉資源の活用についてお聞きします。

さきの温泉総選挙2025湯治ウェルネス部門入賞を受けて、村民への周知やさらなるPRに向けて伺います。

村民への周知やさらなるPRについてですけれども、温泉選挙では、温泉そのものに加えて、健康づくりの仕組みが評価され、沓掛温泉3位、田沢温泉4位と、好成績を収められました。広報あおきへの掲載のほか、先頃あおきチャンネルで入賞報告も拝見しました。これは観光事業に携わる村担当課や2つの温泉の運営関係者、住民の皆さんの協力や連携があったことと敬意を表するものであります。今後このことを観光のトピックスとしてどのようにPRされていくか、伺います。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 温泉総選挙2025の結果につきましては議員のお話にあったとおりでございます。今回受賞もですが、大きな成果と言いますのは、今回受賞で他地域の取組を知り、大きな刺激をいただいたところがございます。ここには大きなヒントもありますので、この他地域で得たヒントといいますか、アイデアをぜひこの青木、田沢、沓掛にも還元して、取り入れて温泉地としての活性化に取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 期待させていただきます。

今回の入賞には、今言われた全国でも源泉かけ流しの温泉は珍しく、その点も高く評価されたとお聞きしました。これまでも2つの温泉を有効な観光資源として活用されてきましたが、今後、貴重な温泉の生かし方について、どのように考えているか、伺います。またその実現のために、今後必要なことは何でしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えします。

当村、田沢、沓掛温泉の大きな強みは源泉、かけ流し、ぬる湯、この3つにあると思います。こちらを得まして、旅館、宿泊施設、また日帰り温泉施設と今後引き続きPRを図っていきたいと思います。

まずは触れていただくこと、それにはまず来ていただくこと、観光誘客を積極的に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

今後の村内の観光協会、旅館組合、商工会、道の駅等、関係団体との連携や協力については、どのように考えられていますか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 先ほど、お話、御説明をさせていただきましたが、観光産業というくくりは大きな事業の皆さんに参加をしていただいている産業でございます。このようなことから、村内事業所の皆さんとは連携協力していくということは不可欠であります。温泉について言いますと、温泉のよさを知っていただくことで、共同浴場への、日帰り浴場への入浴はもちろん、温泉旅館への宿泊、近隣の飲食店の利用ということで、地域消費の拡大にもつながってまいりますので、引き続きこの温泉総選挙の結果を得て観光産業に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） よろしく申し上げます。

食、体験、自然、リゾート等の観光のキーワードになると考えます。観光事業は観光客に楽しんでいただくだけでなく、それにより村民が地元のよさを再発見する機会にもなると考えます。観光客の増加には課題もあるわけですが、ぜひ積極的な事業展開をお願いします。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 3点目は、多文化共生社会実現のための外国人支援政策について伺います。

全国的に外部資本による土地や住宅、水源地などの取得や大規模な開発が行われています。人口減少が進む地方において、外部資本の流入は活力になりますが、そこで働く人の生活の場となる地域では共に暮らしていく上での課題もあると考えます。どのようにして歩み寄っていくか、誰もが住みやすい地域づくりに向けての取組が必要と考えます。多文化共生社会について、どのように考えられているか、お聞かせください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

多文化共生社会は日本人と外国人がお互いの文化の違いを理解し、尊重し、同じ地域に住む一人の住民として協力し合って生きていこうという考えのことであると考えます。地域、会社で外国人の方と接する機会が増える中、お互いの文化の違いを理解していくことが今後ますます必要になってくるものと思われまます。

現在の第6次青木村長期振興計画では地域、国籍、人種、世代を超えた多様な文化交流活動を促すことによって、異文化への理解や関心の向上、地域活性化、災害時の協力関係等につながることを主な施策としているところでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

青木村における外国人居住者の現状について、教えてください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

青木村におきましては、村内企業で働く外国人従業員の方の増加に伴いまして、村内に住所を有する外国人の方も増加しております。令和2年と令和8年を比較しますと、人口総数で言いますと、約4,300人から約4,000人に減少しておりますが、外国人の方につきましてはこの5年間で29人から66人と2.3倍に増加しております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

支援体制の現状についてお聞きします。

国・県・村と重層的な支援がされていることと思いますが、生活援助、緊急時や災害時対応、日本語学習、医療、福祉等について、村で行われている、また検討されている支援について教えてください。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 外国人の支援につきましては、各自治体は国が策定いたしました多文化共生社会の実現をロードマップとして生活相談、就労、日本語学習、防災、多岐にわたる施策が展開されております。現在、日本に在住する外国人は約396万人とのことでございまして、今、増加傾向にございます。

住民の1割以上を外国人が占めている市町村は27あるということだそうでございます、地域の実態に合わせた支援が加速しております。

具体的には、御質問にございましたように、生活相談の支援、生活や相談の支援、優しい日本語における発信、公的な給付金や助成、就労や経済的な支援、学習、交流、地域づくりなど多岐にわたるわけでございます。青木村に居住する外国人は、ただいま課長が答弁したように、66名でございます、村内の企業にお勤めの方が多いのかなと認識しているところでございます。村におきましても今後外国人が増えてくることが予想されますので、実情に合わせた支援を行ってまいります。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

同じ地域で生活していく上で、言葉、生活習慣や考え方の違いやお互いのコミュニケーション不足も手伝い、思わぬ行き違いやトラブルも懸念されます。お互いに気持ちよく生活できるように居住受入れと、地域調和のバランスをどう取っていくか、考えをお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 外国の方の移住も増えておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。

議員のお考えのとおり、生活文化の違いは大きなトラブルにつながります。

青木村に生活される外国人の方は、配偶者として労働者が今のところ多くいらっしゃいます。将来的には児童、生徒、お子さんとして暮らす方も増えてくると見込まれております。他地域に見られるような外国人トラブルが、外国の方とのトラブルが発生しないように、早い段階で地元、地域、自治会、関係機関と協力連携し、お互いに暮らしやすい、安全で安心な地域づくりに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） よろしく願いいたします。

最後に就労支援について、企業との連携はどのようにされているか、現状について伺います。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 村内企業でも外国の方の就労が増え、今後も増えること

が予想されます。企業では専門の支援員を設け、生活支援、就労支援を行っていただいております。大きなトラブルは今のところ伺っておりません。

外国人就労者も一村民として受け入れていただき、現に村の産業祭や夏まつりには出店、参加をされております。そういった好事例を村から発信しながら、今後国際交流、文化交流を担っていただけるよう、企業や地域の住民の皆さんと研究していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） よろしく連携を取っていただきたいと思います。

信濃毎日新聞の紙上、「論をつなぐ」では、誰がどんな目的で土地を取得し、どのように使うか、その情報を丁寧に地域の合意形成につなげていく仕組みが必要との見解が示されていました。

多文化共生とは、言語や文化の異なる人々が互いの文化を認め合い、対等な関係を築くこととあります。まずは生活の基盤となる地域での相互理解が必要ですが、併せて行政からは生活していく上での情報や制度の発信や相談への丁寧な対応をお願いしたいと思います。

以上で、私からの質問は終わります。大変ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 4番、宮澤政美知議員の一般質問は終了しました。

◇ 松 澤 広 海 君

○議長（平林幸一君） 続いて、2番、松澤広海議員の登壇を願います。

松澤広海議員。

〔2番 松澤広海君 登壇〕

○2番（松澤広海君） 議席番号第2番、松澤広海です。よろしくお願いします。

3点、一問一答でお願いします。

まず、1点ですが、山裾の耕作放棄地対策が必要ではないでしょうか。村内全域で見られる耕作放棄地ですが、景観の改善、山林火災予防や獣害対策としても必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 山裾の耕作放棄地対策について御質問いただきました。

この耕作放棄地の問題につきましては全国的に、特に中山間地域では農業者の高齢化、あるいは後継者不足による農業人口の減少に伴いまして、こういった傾向が見られ、今後もますます増加していくのかなと思っております。

こういった農地を再び農業として活用していくために、山裾の環境に適した作物を選定し、機械化や省力化を図っていく必要がございます。例えば、果樹や高付加価値の作物、例えば青木村で言えばエゴマみたいなものです、への転換とか、あるいは所有者が耕作できない場合は農地中間管理事業を活用いたしまして新規就業者への貸付け、農業法人の集約等行っていく必要があろうかと思っております。

どうしても農業として利用できない場合には、農業以外の土地利用、管理の手間を減らしつつ、環境保全していくアプローチも一つの方法かと思っております。

現在、村では、21の集落で取り組んでいただいております中山間地直接支払制度、それから6つの組織で取り組んでいただいております多面的機能支払制度などで農地を維持しているところでございます。併せまして、竹粉碎機を活用して農地の再生に取り組む、そんな様々な取組をしているところでございます。

青木村の耕作放棄地の面積は、毎年農業委員会で行っております現地調査の結果によりますと、令和4年度から3か年連続で僅かではありますが、減少しており、令和6年度末は106.8ヘクタールでございます。今年度新たに購入いたしました竹粉碎機は従来のもより小型で、利便性も高いものとなっております。そういったものを活用していただきながら、今後においても様々な補償金の制度、遊休地後背地対策事業補助金でありますとか、農地畦畔管理資材支給事業など、総動員いたしまして、御質問の耕作放棄地の発生防止や解消に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（平林幸一君） 松澤議員。

○2番（松澤広海君） よろしく申し上げます。

続きまして、第2問、村内河川の護岸工事の早期着工と全面的な修復をお願いしたい。2019年の台風19号で大きく傷んだ複数の護岸について改修されておらず、今後ますます大型化が危惧される台風や集中豪雨の発生により、大災害を防止する観点からお願いすることでございます。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 2019年、令和元年の台風19号では青木村内でも大きく被害が発生をいたしまして、一級河川の沓掛川等においては県により7か所の災害復旧工事が

実施をされて完了をしておるところでございます。毎年、各地区の区長さんはじめ地区の役員の皆様に御苦勞いただいて、村に対して地区の要望書を上げていただいております。その中で、傷んだ河川の改修等の要望も多く各地区からいただいております、それを受けまして、村も管理者であります長野県のほうに事業要望を毎年上げさせていただいているところでございます。

長野県では、さらなる防災減災を図るため、国の補助事業を活用いたしまして、沓掛川及び田沢川、それからそこに通ずる浦野川等で緊急性の高い箇所から順次対策工事を実施をしていただいております。

さらに、国のほうでは新たな5か年計画といたしまして、令和7年度から令和11年度まで第1次国土強靱化実施中期計画を策定しております、県でも引き続きこの計画によりまして、緊急性の高い箇所から計画的に工事を進めていく予定と伺っております。

なお、今年度の事業で、沓掛川の荒屋橋上流と浦野川の殿戸橋の下流で改修工事に着手をするという予定と聞いております。村としても引き続き県の改修工事等が早期に完了するよう協力をしてまいります。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松澤議員。

○2番（松澤広海君） 早期改修ができますようによろしく申し上げます。

続きまして、第3の質問ですが、有害鳥獣駆除の実績はいかがでしょうか。

鹿、イノシシ、熊、鳥類のほか、過去3年分ほど分かりましたら教えてください。

○議長（平林幸一君） 奈良本課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 有害鳥獣駆除につきましては、現在、4月1日から翌年の3月31日まで、狩猟期間の11月15日から2月15日を除いた全ての期間において、猟友会のほうに委託をして実施をしております。駆除の対象につきましてはニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ、カラスを対象に駆除を行っておりまして、捕獲頭数について過去3年の実績を申し上げますと、令和4年につきましては、カラスを除いておりますけれども、合計で408頭、主にニホンジカが276頭でございます。令和5年につきましては合計で458頭、主にニホンジカで290頭、それから令和6年については424頭、主にニホンジカで278頭、ちなみに今年度については令和7年の11月末現在の数字ですけれども、合計で420頭、主にニホンジカで254頭でございます。

なお、熊の捕獲については実績はございません。

また、近年猿の出没もございますけれども、捕獲の実績等はございません。また有害鳥獣駆除については青木村内にとどまらず、近隣の市町村であります上田市さんとは川西、塩田地区において年間を通じて広域捕獲を行っておりますし、さらに筑北村さんとは猟期明けの2月16日から3月31日までの間ですけれども、広域的な捕獲を実施をしております。委託をしております青木村猟友会の会員は現在21名で行っていただいております、そのうちわな猟のみの方は6名でございます。

いずれにしても、鳥獣被害対策の観点から申し上げますと、捕る、守る、寄せつけないの3本の柱が基本というふうに言われております。捕るは先ほど申し上げました个体数の管理、有害鳥獣捕獲になります。守るについては侵入防止柵の設置ですとか電気柵の設置になりますし、寄せつけないというのは生息環境の管理でございます、緩衝帯の整備ですとか、放任果樹の伐採、令和8年度の当初予算で計上させていただいておりますけれども、放任果樹の伐採等が上げられます。こういった活動をぜひ地域ぐるみでいかにして徹底してできるかが対策の効果を大きく左右されると言われておりますので、まず个体数管理の面については、猟友会の皆さんに御協力をいただきながら、有害鳥獣駆除を実施をまいります。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松澤議員。

○2番（松澤広海君） どうもありがとうございました。

これにて、質問を終わります。

○議長（平林幸一君） 2番、松澤広海議員の一般質問は終了しました。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（平林幸一君） 続いて、9番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井弘議員。

〔9番 坂井 弘君 登壇〕

○9番（坂井 弘君） 議席番号9番、坂井弘でございます。

3点質問をいたしますが、質問に先立ち、一言感謝を申し上げます。

本村ホームページ、本年1月26日付のお知らせ並びに広報あおき2月号14ページに、自衛隊へ自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供を希望されない方へと題された記事が掲載

されました。18歳並びに22歳となる村民の名簿を自衛隊の求めに応じ、毎年閲覧させていることについて、快く思わない、閲覧させないでほしいと思われる村民については申出によって、対象者名簿から外し、閲覧させないことにしたことを広報したものです。

本年、新たに始められた取組ですが、この件については昨年6月議会における一般質問で要望していたものです。本年よりいち早くその実現を図っていただきました。村の真摯な姿勢に敬意を申し上げ、感謝するものです。

ただし、スタートしたばかりの取組であり、これを知らずにいる村民も多いのではないかと思います。申請手続は本年度においては3月27日までとなっていますが、周知徹底を図るべく、あおきチャンネル、あおき電話等においても直ちに呼びかけを行っていただきますようお願いいたします。

加えて、つい最近、2月末にファミリーマート青木店前の国道に横断歩道が設置されました。早速手を挙げて、車の往来を止め、子供さんの手を引いて横断しているお母さんの姿を見かけました。横断歩道がついて本当によかった、渡りやすくなった、安全に渡れる、ありがたいと声を弾ませて答えてくれました。この横断歩道の設置についても一昨年9月議会の一般質問で取り上げ、また区からの要望もあり、村長はじめ村の関係者がこぞって警察署に要請行動をする中で、実現にこぎ着けたものです。感謝申し上げます。

質問に移ります。

最初に小中学生の教育費、保護者負担軽減並びに民主的人格形成について質問いたします。

来年度、中学校の新入生、すなわち来月4月の入学生から通学かばんの見直しが行われることになったとお聞きをしました。どのような見直しが行われることになったのか、また、そうなった経緯についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 中学校の通学かばん見直しのきっかけは、今まで中学校で指定していた業者から大量生産を中止するために、令和9年度からは値上げをする予定であると言われたことから、生徒会の生活向上委員会を中心に対応を検討したことによります。来年度からは業者が推奨するかばん2種類、9,900円と8,800円でもよいし、他のかばんでもよいとなっております。さらに、生徒会からは蛍光色など目立つ色は控えること、従来同様方に背負うもの、スポーツメーカーのものでもよいというルール of 提案がなされております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 確認をいたしますが、中学生の通学かばん、これまで1種類に限定さ

れていたものが今２種類、あるいはそのほかのものでもよいというふうなことで、言わば自由化に一步近づいたかなという感がするわけですが、いずれにせよ、このことについては保護者側からの申入れでできるようになったのではなく、学校側から提案されたということで、保護者の経済的負担も軽減され、価格、重量、機能性、耐久性、そういったことも加味されて学校側で判断されたというふうな見直しだというふうに承知をいたします。よろしいでしょうか。

今回の見直し、私は大いに評価をするものです。

さて、中学校ではこうした見直しが図られたわけですが、小学校ではどうなのでしょう。これまで私は小学校の通学かばんについて、重く高価なランドセルではなくて、軽く安価なランドリュックのようなものに見直すよう提案をしてみいました。しかしながら、教育長からは祖父母がランドセルを買ってあげたいという思いも大切にしたい。ＰＴＡなど、保護者側から声が出るのであれば考えなくもないが、教育委員会の側から働きかけることはしないといった、言わば消極的な姿勢の答弁が繰り返されてきました。

しかし、今回の中学生のかばんについての見直しは確認しましたとおり、保護者側からの要請ではなく、学校サイドの判断によったものであり、これまでの教育長答弁とは180度趣を異にしているように思います。この際、教育委員会、もしくは小学校側から発信し、小学生の通学かばんについても安価、軽量なものに見直すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校の通学かばんについては、小学校のＰＴＡの役員会で検討してもらいました。小学校のＰＴＡとしては、ランドセルでなくてはいけないとか、リュック型のかばんでなくてはいけないとかの制限は一切かけていない、あくまで家庭で考えるべきことであるというふうに話合いがされたと聞いております。

現に、小学生でもリュック型のかばんに登校している子供もおりまして、かばんについては各自の考え方によると考えております。

来年度入学する保護者、保育園です、来年度入学する保育園の年長の保護者会でも話題にしてもらいましたが、ここでも自由に選択できる今のままがよいということでありました。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○９番（坂井 弘君） 自由ということで了解はいたしますが、後でちょっと話題にしますけれども、小学校入学説明会、このとき配られた資料ですけれども、そこには持ち物としてラ

ンドセルと明記されているんです。これでも自由でしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 通告にないので、私、それを承知していないんですが、でも保護者達は自由であると認識しております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 通告には確かにありませんでしたけれども、関わっている部分で、今自由であるというふうなお答えがありましたから、であれば、説明書と異なるかなというふうに思うんです。PTAのほうでは自由という認識を持ったということですが、来年度新入生の説明ではランドセルなんです。したがって新入生はランドセルと保護者は理解をしているわけです。そうしましたら、先ほどの教育長の見解とは異なると思いますので、御検討をお願いいたします。

次ですが、近隣の小学校ではランドリュック型にしているというところはございますでしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 県の保健厚生課に問い合わせたところ、それは分からないという回答でありました。近隣の上田市と長和町に聞いたところ、特別な対応はしていないという回答でありました。

○議長（平林幸一君） 今、抜け落ちていました東御市ではいかがだったんでしょう。私のつかんでいる限りでは、東御市では本校と見識が同じ、自由であるということで、3種類、赤と茶色と青とそういうものをあっせんしているというふうにお聞きをしました。全部の小学校ということでなかったようですが、来年、この4月からはまた扱う小学校も増えるというふうに聞いております。価格は1万1,000円、2023年から導入しているようにお聞きをいたしました。このようにランドリュック型に切り替える学校が今後ますます増えるのだらうと思います。先ほど自由だというふうにおっしゃいました。自由であれば何でもいいのか。

中学校のほうでは2種類あっせんをするというふうなことで、安価なものをあっせんするわけですが、同様に小学校でそのことを考える、そういうことは考えていませんか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 何度も同じことですが、やはり保護者会を中心に検討していただくことかなと考えています。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 保護者会もいいですけども、そのことも大変貴重だと思いますが、教育委員会としてもやはり指導性を發揮していただきたいと思うところです。中学校ではPTAとかの意見があったわけですか、そうではないと思うんです。

時間がなくなりますので、以上申し上げて、検討を再度お願いしたいと申し上げておきます。

続いて、中学生の制服のジェンダーフリー化について、昨年度は生徒会が中心になって進め、その機運が大いに盛り上がってまいりました。本年度はその動きが見えません。現在の取組の様子、また今後の方向性についてお答えいただきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 昨年度はジェンダーフリーの制服について、生徒会を中心に制服を考える有志での委員会が今の制服について検討をし、代替案を提案しております。今年度は生活向上委員会が引き継ぎ、検討していくということになっておりました。ところが通学かばんの値上げ問題が業者から示されたため、今年度は急遽通学かばんをどうしていくかに問題を切り替えて対応してきたという経緯がございます。

今後のことですけれども、令和9年度は青木中学校発足80周年という記念の年になるために、来年度改めて新たな制服の在り方について継続して検討を行っていくことになっております。

現在のところでは、各地でジェンダーフリーの制服を採用した結果、画一的な制服に対して私はスカートがはきたいのにというように、逆に多様性を認めないことが問題ではないかという意見もあると聞いております。

様々な選択ができることが大切であるとか、コストも考えなくてはならないとか、新たな視点も見えてまいりました。今後、生徒、保護者、学校とでさらに検討していくことになります。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ただいまの教育長答弁の中で、やや理解しかねる部分がありましたが、画一化してスカートがはけない、嫌だというふうな話があったんですが、画一化してスカートがはけないということはないんじゃないでしょうか。ずぼんというか、スラックスのみにしている、スラックスもあっせんするでしょうし、スカートもあっせんするというふうなことで多くのところはやっているんじゃないかなと思うところです。

時間の関係で答えは要望しませんが、もう1点、昨年、教育長のほうでは、この件

について、生徒の動きを大事にして大いに協力していきたいというふうな答御弁があったわけですが、このことについて今年1年、かばんのほうに重点が置かれたということでありますが、教育委員会として何か協力、働きかけは行ったのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） いつも言っているとおり、教育委員会としてはできる協力は惜しまないつもりでおります。

私個人の願いとすると、安価でさらに扱っている店も複数あるような、保護者、生徒さんたちが自分たちで選択して購入できることが望ましいんじゃないかなという気持ちはあります。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 次の質問に移ります。

中学生議会についてお尋ねをいたします。

2023年12月議会、翌2024年6月議会でもこの件について質問をいたしました。教育長からは簡単に計画することは難しい。2023年12月、授業改善をし、子供たちの考えを生かせるような取組をしている、2024年6月ということで、中学生議会そのものについて前向きに実施するというという答弁は得られておりません。現在もこのお考えは変わらないのでしょうか。また、近隣自治体で中学生議会の取組を実施している実践例がありましたら教えてください。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 昨年度行った青木中学校の探求の授業によって、幾つかの画期的な成果が報告されています。J A青木店を経営している奥さんが、こう話してくれました。去年の今頃、今日辞めるか、明日辞めるかと考えていたちょうどそのときに、大勢の生徒の皆さんが1,000円を持って買物に来てくれました。店が一気ににぎやかになって、私はうれしくてうれしくて、それで店を続けようと思いました。そのときの写真がここにありますと飾ってある写真を指差してくれました。

ほかには、この探求の授業が基になって、料理に目覚めてフランスに料理修行に行った生徒もいると聞いています。この方向こそ生徒たちの主体性を育て、青木村に誇りを持ち、さらに自分ができることは何か、地域に生き抜く子供を育てる中心的な活動であると考えております。議員の話された中学生議会の狙いは、単なるイベントにするのではなくて、主権者学習、探求学習、地域づくり人材育成にあることから、青木中学校では探求に力を注いでほ

しいなと思っております。

来年度は、青木中学校と青木小学校が長野県の地域探求TOCO-TONの県の指定校になりました。一層力の入った探求の授業が展開されますので、この方向を応援してまいりたいと思っています。

近隣自治体での実践事例については、以前、県教委や次世代サポート課に問い合わせたところ、県として把握しているかは確認したところ、どの課も子供議会、中学生議会についてはつかんでいないということでしたが、私のほうで近隣に問い合わせたところ、御代田町、佐久市、小諸市が行っており、成果を上げているとお聞きしています。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 中学生議会そのものについては行わないという答弁と受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） そのとおりであります。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 子供たちの意見を聞く、考えを取り入れる、そのことは子供の権利条約を具現化する上で、大変貴重です。重要です。加えて、子供たちの自治能力、民主的人格形成を図る上でも、ないがしろにすべきことではありません。

若者の選挙権行使率の低さは、自分たちの意見を聞いてもらい、尊重され、実現が図られたという民主的成功体験が乏しいことにも要因があるとも指摘されているところです。そうした点を鑑みたとき、中学生議会の実施は極めて有意義であると考えます。教育委員会としては消極的なお考えに変わりがないようですが、議員の中では私のみならず、ぜひやろうじゃないかという積極的に受け止めている同僚議員も少なからずおります。

教育委員会に前向きに受け止めていただけないのであれば、議員が主体となって取組を始めることも考えられます。そうした場合、御協力いただけるでしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 議員の皆さんが主体となって中学生議会を開催すると考えているということであれば、それは議員の皆さんの主体性を尊重することになると考えています。

その場合は、全生徒に趣旨を示し、その後、希望者を募り、課外の時間を使って説明や指導を行い、調査研究の時間を取った後、中学生議会の実施になっていくのではないかなと考えるところであります。

その指導が重要になるかなと思います。中学校の教育課程以外の時間ということになると思われるんですが、その呼びかけについては協力はできるかと思っています。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 実施に当たっての筋道まで詳しく指し示していただき、ありがとうございます。

中学生議会について、議会が実施しているというところもあるわけですが、それに対して予算づけをしているというふうなところもあると聞いている、自治体もあります。これは近隣とは言いませんけれども、全国の中ではそうしたことを実施しているということも先般の議員研修会等でも紹介されたところでもあります。そんな点でぜひ教育委員会としても協力をお願いしておきたいと思います。

続いて、学校給食費無償化について伺います。

学校給食費の恒久的無償化制度が要綱も整えられて、実施を見たのは昨年4月でした。これに先立ち、村長から実施する旨の表明があったのはその前年、2024年3月議会でした。順調に発足し、運営されているものと承知していたところですが、ここに来て、思いもよらないことが起こりました。

本年1月29日行われた小学校の入学児童第2回保護者会、すなわち、入学説明会でのことです。来入児の保護者に対し、学校からは学校給食の無償化が来年度は実施されるか、まだ正式には決まっていないという説明だったと言います。この説明を受けた保護者からは、無償化が制度化されたと思っていたので、来年度も当然継続されるものと思っている。けれども、あんな説明をされたのでは不安になるといった声が寄せられています。

当日配布された資料には、次のように記載されています。給食費、米印、令和7年度は青木村からの補助金により無料、集金額低学年6,800円、高学年7,200円、集金方法各御家庭の信州上田農協青木支所の登録口座から口座振替、その他ちょっと省略しますが、国による公立小学校の給食費を抜本的に負担軽減する措置、いわゆる給食無償化につきましては、正式な通知が届き次第、改めてお知らせします。

ここに、我が村が制度として無償化している。そのことについては一言も触れられていません。どうしてでしょうか。村の制度として無償化されている。そのことが全く反映されていない。そういうふうに見えるわけですが、なぜこのような説明になったのか。その経緯を御説明ください。

○議長（平林幸一君） 杓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 議員がお話しされた青木小学校での入学保護者説明会では、令和7年度は無償、来年度も同様な方向で考えているが、国による公立小学校の給食費を抜本的に負担軽減する措置、いわゆる給食費無償化については正式な通知が届き次第、改めてお知らせしますと説明した資料であると考えています。国からの正式な通達がないことを正式に決まっていなかったと思われたのかなと思います。

それで、心配でしたので、保育園の年長の保護者会にこれも確認したところ、来年度の給食費は誰もが無償であると理解していたということでありました。

逆に、えっ何のことという反応であったとお聞きしています。教育委員会では、今回の当初予算に昨年度同様に小中学校の給食費の無償化予算を盛り込んでおりまして、その旨小学校にも伝えており、その方向で進んでいるというふうに承知しておりました。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 今の御答弁ですと、ほとんどの方は来年度も継続されるというふうに思っていた。それはこの情報を寄せてくださった方もそのようには、ここ数年続いていますから、そういう理解をしているところなんです、しかしながら、説明を聞いていると、来年度無償化が継続されるのかまだ分からないと。

教育長がおっしゃったように、学校側とすれば、あるいは教育委員会側とすれば、国が無償化が分からないということを説明したかったとも理解はいたしますけれども、しかしながら、先ほど私のほうで読み上げた内容、ここに、一切村として無料化を実施しているんだということではなくて、令和7年度は補助金により無料になった。来年度は国のことが決まっていなくて、令和7年度は補助金により無料になった。来年度は国のことが決まっていないからまだ分からない。そういう内容しか読み取れません。おかしいんじゃないですか、この説明。

文書として、去年からもう始まっているわけですから、去年は3月末まで要綱等で練っていましたが、書き込めなかった、あるいは説明されなかったかもしれないけれども、今年の中でこのことが全く触れられていない、そのことは不十分だから、だから誤解も生まれる、そういうことじゃありませんか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 学校としては、村の財布を心配してくれていて、令和8年度は村単独での単費ではなく、国の補助があるかどうか、みんなで注視していきましょうという大変優しい説明であったのかなと思います。ですので、皆さんは無償化というのは承知していることだと思いますが、今言われたことを鑑みますと、来年度の資料については、これはもう

少し分かるような明記しておく必要があるかなとは思いますが、4月1日には教育委員会として毎年無償化について通知を出して、全保護者に配っております。今年もそれを行うつもりでいます。

その理由は、給食費が値上がりになるんです。今考えているところでは20円程度の値上がりになるかな。それについては保護者にも理解をしていただいて、値上がりした給食費を無償化なんだということを理解していただきたいと思っていますので、4月1日には改めて教育委員会として提出するつもりでございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 誤解がないように説明はまた重ねていただくということで、よしとしますが、しかしながら、先ほどのような中で、来年度については国の動向がまだ決まっていらないから分からないということが気になるんです。本村としては、国の動向がどうあれ、無償化はしているんだということなんです。ですから、来年度の動向、それについて云々ではなくて、本村としてはきちんと来年度の動向いかににかかわらず、これを実施していくということが明確に打ち出せるように、よろしくお取扱いをお願いしたいと思います。

以上、1点目の質問を終えます。

2点目、生活弱者への福祉施策について質問をいたします。

昨年10月から千曲バスの運賃が運賃低減事業から利便増進事業に移行され、それに伴って運賃が値上げされましたが、高校生の通学定期については、従来の運賃そのまま据え置かれました。この改定、据置きに関しては村の相当な御努力があった旨、聞き及んでいるところでございます。

そこで、まず確認をしておきたいと思いますが、運賃改定に伴っては村として意見反映できる立場にあるということでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 運賃の設定につきましては、各バスの運行事業者が様々な費用等考慮して運賃案というようなものをまず設定され、その後、青木線に関して申し上げますと、千曲バス株式会社、そして行政である上田市、青木村によります運賃協議会での決定を経まして、最終的には国土交通省、国立信越運輸局、長野運支局に書類を提出、受理されて確定という流れになっております。

先ほど申し上げましたとおり、事業者側から提案された運賃案について協議を申し上げまして、それに対して行政側として意見を申し上げる機会というのがありますけれども、これ

までの経過としましては、運賃については事業者案どおり決定されてきている経過でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） そうしますと、通学定期については据え置いたということ、これについては村が提案したんじゃなくて、千曲バスのほうで提案していただいたということですか。

○議長（平林幸一君） 総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 双方から、お互いが同じ思いということで、協議会で最終的に決定したというふうに理解しております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） そうしますと、村の意見も反映できたということで理解をいたします。ありがとうございました。

さて、今回の運賃改定に伴って、通学定期に関しましては配慮がなされたわけですが、一方、障害者の運賃に関しては配慮が抜け落ちていたのではないのでしょうか。そのことはさきの12月議会でも指摘してまいったところですが、改めて今回、詳しく申し述べたいと思います。

青木バスターミナルから上田駅までの運賃を例に申し述べます。

昨年9月までの運賃は300円でしたが、10月からは400円に改定されたことは承御知のとおりです。これに伴い、通勤定期券も1か月1万6,800円に引き上げられましたが、通学定期は従来のまま1万800円に据え置かれました。

一方、障害者の福祉割引通勤定期については一般通勤定期と同様に引き上げられ、1万1,760円になりました。通学定期と同じように、福祉割引についても配慮いただきたかったと思うのですが、この点についてのお考えはいかがでしょう。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 定期券の購入の場合、今、坂井議員からありましたとおり、基本的に70%でまず購入でき、そこから障害者の方につきましてはさらに70%を掛けて定期券を購入していただいているという状態でございます。現状はそれ以上の村としての配慮は行ってございません。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 70%の7割とおっしゃいましたが、70%というのは運賃の70%という意味ですか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） まず、1か月定期を障害者の方が購入する場合の考え方、計算式、坂井議員御存じのとおりでございますけれども、400円片道です。それに対して往復の30日計算に対して7掛け、そこに対して障害者の方はさらに7掛け、したがって49%をかけた金額が1万1,760円の月額障害者の定期代ということで御理解いただければと存じます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 障害者にしても、そうでない方にしても1か月30日通勤しているのでしょうか。そもそも30日の70%というところに随分首をかしげてしまいます。

先へ進みます。

福祉割引定期券1か月1万1,760円、この額は今お示しいただいたとおり、一般の7割相当です。一方福祉割引の運賃は5割ですので、片道200円、往復400円、出勤日およそ1か月22日程度、これを掛けますと8,800円になります。福祉割引定期代のほうが3,000円近く高くなる計算です。定期代のほうが高いというこの実態をどのようにお感じになるでしょう。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 障害者の方が現金で乗車した場合、それから定期券購入した場合の金額については先ほど坂井議員からの御説明があったとおりと認識をしております。

ここでは、どのように利用するかというところでございますけれども、現金支払いと比較した場合に、仮に30日はないというふうに言われましたけれども、30日乗車した場合でございますと、定期の場合は1往復当たり392円で現金より安く乗車できます。

一方、坂井議員おっしゃる22日程度という場合には1往復当たり534円ということで、確かに現金のほうが安く乗車できる計算になっております。こちらにつきましては、御乗車される日数、あるいは利用頻度などに応じまして購入される方が購入方法を検討していただいていると思いますし、その中にはQRアプリ、チケットQRによる方法でより安く購入できる方法もありますので、そういった方法を賢く選択していただいているものと認識をしております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 障害者に賢く選択をしろということを求めるのでしょうか。

先ほど言った定期券のほうが高いというこの矛盾、そもそも福祉割引額を運賃では5割としているのに、定期券は7割としているところにあります。調べてみました。JRを含め、しなの鉄道、上田電鉄別所線など、鉄道については運賃、定期券ともに5割としています。

ところがバスについては運賃5割、定期券7割としている事業所がほとんどです。県内もこれにほとんど倣っています。しかし一律7割にしなければならないという規定はどこにもありません。割引率の基準や目安などは存在せず、事業者が個別に決定するものとなっています。そのため、異なる割引率や割引額を設定している事業者もあります。県内では信南交通が独自の割引額を設定しています。この事業所では運賃は他社同様5割とし、定期券については5割運賃の往復20日分、30日ではありません、20日分です。20日分としています。これを千曲バス青木線に当てはめてみれば、片道運賃200円の往復400円、その20日分ですので、8,000円となる計算です。毎日運賃を支払うよりも定期券を購入したほうが安くなります。千曲バスの運賃改定には、村が意見反映できる立場にあることを先ほど確認させていただきました。障害者の運賃並びに定期券代について、御配慮いただけるよう意見具申していただきたいと思います。

村のお考えをお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） まず、現在の青木線の路線バス存続のため、坂井議員おっしゃったとおり、昨年10月から利便増進事業に取り組んでおりまして、路線の運行経費の赤字分を上田市と青木村で折半して補填をしておりますが、仮に定期券の障害者の割引率を30%から50%に引き上げる提案を行い、減った運賃収入を行政側が補填することは手続上は可能でございますけれども、御案内のとおり、千曲バスにつきましては、青木線以外にも路線運行しておりますし、上田市としても他のバス事業者が市内の他路線で運行しておりますので、千曲バスの青木線だけ割引率を引き上げることは、住民理解を得る上でも財政負担の面でも難しい面がありますので、もし導入する場合には、青木村が具申しても、バスの運行事業者である千曲バス、そして上田市の了解が得られなければなかなか難しいのが現状でございます。

今現在、青木村が現状できることとしましては、村内の販売店に対して障害者の方が購入

に來られた際に、無理のない範囲で利用実態をお聞きする中で、より本人に合った購入の仕方をできるだけ丁寧にお伝えすることで、少しでも障害者の方に寄り添った対応をしていくことではないかと考えておりまして、今後村内の販売店の方に協力をお願いしてまいります。

また、ちょっと話はそれるかもしれませんが、千曲バスではこの春から国・県、上田市の補助を受けて、低床のEVバスを青木線で運行開始するというふうにお聞きをしております。この低いステップの電気バスは障害者のみならず、小さなお子さんや高齢者にも乗降しやすく、環境にも優しい乗り物となっておりますので、こうした取組が少しでも広がっていくよう後押しをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 幾つか新たなことを考えていただいたということで、是としたいと思っています。ともかく障害者に対しての配慮をきめ細かくお願いしたいと申し上げておきます。

議長、12時過ぎてしまいました、このまま続けてよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） よろしい。

○9番（坂井 弘君） 大分延びてしまいますが。

○議長（平林幸一君） 所定の所有時間内で納めていただければよろしいです。

○9番（坂井 弘君） 続いて、障害者の医療費窓口無料化について質問いたします。

一昨年12月議会でも取り上げましたが、その際には住民福祉課長から現物給付を行うには電算システムを構築する必要がある、300万円から400万円の費用がかかる。また、現物給付した場合には国保のペナルティー約10万円の対象になる可能性がある。したがって実施するのは難しいとの御答弁をいただきました。

改めてお聞きをいたします。

システム更新料300万円何がしとペナルティー10万円、それ以外には実施できない理由はないということでよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

障害者の医療費窓口負担分無償化につきましては、議員おっしゃるとおりシステム改修費が多額になるということもそうですけれども、それに伴いまして、医療費の窓口負担無償化に伴いまして、医療費が増大するということがあります。現在窓口負担無償化を行っております、例えば児童について言いますと、無償化前の令和4年度と無償化後の令和6年度を比

較しますと、福祉医療費は約1.6倍、ひとり親家庭の親につきましては、福祉医療費で1.3倍と増加しております。

以上のように、無償化をするとシステム改修費用も当然かかるんですけれども、その後の医療費等が増加して財政負担が大きくなるということが理由でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 理解をするところですが、増大するのはこの後もう一度見ますけれども、医療機関にかかるのを差し控えていた、窓口無料化でないために差し控えていた。それが要因ではないでしょうか。つまり無料化することで、ちゅうちょなく医療機関にかかる。そういう道を開くことになるのではないかと思います。

次ですが、さて、ただいま申し上げました、同じ一昨年12月議会で村長からは次のような御答弁をいただきました。県内で現物給付をしているところは今のところないが、人に優しいむらづくりの中では考えていかなければならない課題だと思っている。

確かに、村長がおっしゃるとおり、長野県で実施している自治体は今のところございません。横へ倣えの考えでは、いつまでたっても実施は見通せません。ところが、長野県以外では既に実施しているところが幾つもあるということは村長御自身も御承知のことかと思えます。かつて村長がお勤めになっていらっしゃった埼玉県全市町村で重度心身障害者医療費として、身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A、Bに加えて精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者を対象に現物給付を実施しております。以前にも紹介したことがございましたが、該当する障害者の声をここで改めてお聞きいただきたいと思います。

障害者医療費は窓口で一旦支払って何か月かの後、口座に振り込まれる。だから持ち出しということはないのだけれども、それでも実際に医療機関にかかるときには現金が必要になる。自分は障害があっても働けないのでお金は家族に出してもらわなければならない。そうでなくても障害があっても家族に負担をかけているのに、医者に行くからといって余計にお金を出してもらわなければならないのは何とも心苦しい。少しぐらいのことでは医者に行かないように我慢をしてしまうことも度々ある。子供の医療費が窓口無料になったのだから、今度は障害者の医療費についても窓口無料化されるのではないかと本当に期待し、心待ちにしているという切実な声です。これは先ほどの課長答弁にも相対するものだと思います。

障害者の医療費窓口無料化について、課題だと捉えていただいている村長、あるいは住民福祉課長として、この声にどのように応えていただけるのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

障害者団体の方、また障害者の方から窓口負担無償化についての御要望があることは重々承知しております。これにつきましては非常に重い意見だと考えております。

ただ、先ほど議員おっしゃったように、まだ窓口負担無償化、現物給付やっているところが一つもないという現状、先ほど申し上げましたように、村の財政状況等考える中で、すぐに実施することはなかなか難しいと思います。

ですが、長野県といたしましても、令和４年度から福祉医療費につきましては障害者ということではないんですけれども、例えば子供の対象者拡大ですとか、今中学３年生まで拡大しております。また、令和８年度４月からは精神保健福祉手帳所持者の入院費について今まで助成対象になっていなかったものを助成対象というような改正も県で行います。このように少しずつではありますけれども、県といたしましても制度改正が進んでおり、それに伴いまして村も併せて制度の拡充を行っておりますので、今後も県に以上の要望につきましては要望していきますとともに、県及び他の市町村の動向等を引き続き注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○９番（坂井 弘君） 村長の以前の課題として捉えているというお答えとともに、ただいま課長からは非常に重い問題だと捉えるということをおっしゃっていただいたことについては、大変ありがたいというふうに思いますが、内容的には県の動向待ちということでもあります。

青木村では、子供の医療費窓口無料化を他の自治体に先駆けて実現してきた、誇り高い実績があります。障害者医療費についても他の自治体の様子見にならず、一歩先んじた福祉政策を行うときではないでしょうか。そのことを強く要請しておきます。

次に、障害児・者やその家族の相談の場が本村ではどのように設営されているのか、お聞かせください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

障害者御本人の方、または家族の方から御相談等があった場合には役場の中で相談を受けまして、その中で障害の各種手当、サービス等の説明を行います。またその場で解決できないこと等につきましては継続して相談に乗りながら一緒に考えていくとともに、関係する機関等と連携しながら支援を行います。また障害者の地域における総合的な相談支援の窓口で

あります上田地域基幹相談支援センターでも障害者御本人、御家族の方等々の相談に対応し、関係機関と連携を図った支援を行ってまいりますので、必要に応じて村としてもこういった基幹センター等と情報提供を行いながら連携して支援を行っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） いずれの場合も相談が1対1という形なのかなと思われます。

そしてまた、障害者、あるいはその御家族からの申出によって相談を受けるという形が主かなというふうに今感じたところです。私は以前現場にいた当時、障害児学校に勤務していたことがございました。保護者の皆さんの多くは、毎朝毎夕、お子さんの登下校に付き添ってみえます。そうした際、お子さんを学校に預けた後、あるいは下校するお子さんを待つ間、保護者同士が三々五々集い、情報交換をし、悩みを聞き合い、勇気づけ合っている様子を目にすることが日常でした。そうやって障害のあるお子さんの保護者が集う時間が大変有意義で価値ある営みであったと感じています。障害のあるお子さんを持たれた御家族は、ともしれば、そのことが独りごとと見られ、孤立しがちであるように思われます。そうではなく、村民みんなのものにし、みんなで考え合ったり、保護者同士が悩みや課題を共有し合ったりできる場を村の中でも設けていく必要があるのではないのでしょうか。村のお考えをお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

障害をお持ちの方、また家族の方の横のつながりとしてのそういった場につきましては、青木村には議員御指摘のように今ございません。

ただ上田市には家族会等がございますので、そういった会の集まり等の参加の案内等を役場や先ほど申し上げました基幹相談支援センター等置かせていただいております。そういった場を活用していただいて、横のつながりを持っていただくような形で今は考えております。

青木村として今後、一切そういった場を設営しないということではございませんけれども、今時点ではなかなか難しいかなと思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 上田市にあるそうした取組に対してはぜひ紹介といいますか、そういったことを広げて、誰もがそういったところを利用できるようにしていただきたい。

同時に、本村においても、ぜひともそういう場を気軽に集まれる場を設定していただきたいと思います。障害者個々の情報については、プライベートな問題として伏せられがちであり、当事者の御家庭同士が、御家族同士が自ら情報を共有し、交流の場を立ち上げることは困難です。まずは情報を持っている村が主導してそうした場を設けることから、ぜひともスタートしていただきたいというふうにお願いしておきます。

次です。成人された障害のある御子息、とりわけ知的障害を抱えた子御息がいらっしゃる御家庭、親御さんにとって最大の関心事、気になっていることは親御さん亡き後の御子息の行く末です。成人された障害のある方の独り暮らしや独り立ちのための支援を村ではどのように行っているのか、お聞かせください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

障害をお持ちの御本人、御家族の方からお話をお伺いいたしまして、御本人、御家族の方がどういった希望があるのか、どういった支援を必要としているのか、またこちらとして、行政としましてどういった支援が行えるのかを一緒に考えます。グループホームを利用して独り暮らし等を希望している方につきましては、相談支援事業者にサービス支援計画を作成してもらいます。また就労を希望している方につきましては、障害者就業支援センター、ハローワーク等が連携して支援を行います。一般企業への就労を目指す就労支援、一般企業での就労が困難な障害者に対し、生産活動や職場体験の機会を提供し、就労に必要な知識、能力の向上を支援する就労継続支援があり、青木村にはクロスロードが就労支援事業所であり、村といたしましても、公共施設等の清掃委託を行ったり、バームクーヘン等の生産物の道の駅での販売等の支援を行っております。

すみません。先ほどの議員の質問の補足をさせていただきたいんですが、障害者の横のつながりを持てる場の設定、青木村ではないというお話をさせていただきましたが、ただ1点、今議員も御存じのようにあおきカフェというのをやっております。ここは別に障害者の方、障害者の御家族の方を排除しているわけではございませんし、そういった方に積極的に参加していただいて、つながりを持っていただくことも可能ですので、そういった場も今現在としては活用していただければと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） あおきカフェの活用については、大変ただいま取組が盛んになってお

るということで承知をしております。そこに障害を抱えた皆さんが参加しろということが現実的にどうなんでしょう。できるような状況でしょうか。そうだったらいいと思いますけれども、やはり言うなれば、あおきカフェのような障害者版というようなところをぜひ取り組んでいただきたいと思うところです。

御自身で判断することが難しい方について、成年後見制度がありますが、法定、任意、両者合わせ、この制度を活用されている方は村にどのぐらいいらっしゃるか、村としての実情、把握されているでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

成年後見制度は、障害等によって物事の判断をする能力が十分でない方につきまして、本人の権利を守るため、支援者を選ぶもので、本人が判断能力を有するときに前もって後見人が誰か定めておき、本人の判断能力が不十分になったときに後見人が本人を支援する任意後見と、本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所等が後見人等の支援者を決定する法定後見があります。村では圏域で実施しております成年後見制度セミナーについて、広報紙で案内するとともに、3月には村の民生委員さんや一般村民を対象にセミナーを開催する予定しております。

また、御質問にありました成年後見につきまして村で把握している人数は現在2名でございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） カントリーロードへの入居についてはどうでしょうか。先ほど若干説明がございましたが、希望すれば入れる状況にあるのか。どのような手続によって入居できるのか。様子をお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

カントリーロードは現在定員が7名で現在7名入居しておりますので、満室でございます。入居している方につきましては、年代は20代から60代でございます。もし入居を希望する方につきましては、事前に支援会議等を行い、空きが出た場合には、施設等と面接を行った上で、施設の入所判定委員会等での検討を行った上での入居となります。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 障害のある御子息を抱え、行く末に見通しを持てず、右往左往されている方も少なからずいらっしゃるように思います。そうした方々が情報を共有し、将来に希望が見いだせるよう村としての支援を厚くするとともに、先ほど申し上げました横のつながりが持てる場の設定をぜひとも発足させていただきますよう重ねて要望いたします。

続いて、生活困窮者への支援はどのようなになっているのでしょうか。

近年、社会福祉協議会によるフードバンクの取組が力を発揮しているように思いますが、その利用状況並びに課題を教えてください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

フードバンク事業は、村の社会福祉協議会で地区の民生委員さんをお願いして希望を取ってもらい、必要とする家庭の家族構成や年齢等考慮いたしましてお米ですとか、缶詰、カップ麺、トイレットペーパー等の日常生活用品を届けております。年に2月、6月、8月、10月、12月と5回実施し、人数等はその回によりまして変動いたしますが、おおむね40世帯、人数にしますと100人前後の方に利用していただいております。

直近の2月の配布実績につきましては37世帯で104人でございます。今後も支援を必要とする方に必要なものを届けることができるように、社会福祉協議会と連携し実施しております。

また、フードバンクの課題といたしましては、フードバンクを希望する方の中には恥ずかしいといった気持ちでなかなか希望を出せない、こういった方がいるというふうに聞いております。こういった課題を克服するためには、恥ずかしいことではなくて必要なものは村としまして支援をしているということを理解していただいた上で、例えば物の受渡しにつきましても民生委員さんから直接自宅を手渡しでもらうというやり方以外に、直接社会福祉協議会に自分で取りに行くとか、民生委員さんが届けるんですけれども、直接手渡しではなくて、玄関等置き配をしてもらう等の方法での配布も現在取り入れているところでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 生活困窮者に対して税制優遇、支援金給付等によって支援していることは承知をするところですが、そのほか、ただいまのフードバンクのような目に見える形での支援、あるいは村民が協力し合えるような支援を行っている例がありましたら御紹

介ください。加えて今後取り組もうと準備していることがありましたら、併せて教えていただきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） フードバンク事業以外の生活支援といたしましては、同じく社会福祉協議会で実施しております生理用品を配布しますよつばのクローバー事業、または低所得者世帯に対しまして低利での生活福祉資金の貸付事業等がございます。

議員御指摘のように、住民税非課税世帯ですとか、そういった方に対する給付金、あるいは生活応援券等の配布も必要に応じて行っております。

その他には、これは最後のセーフティネットと言われております生活保護制度がありますので、利用、必要な方につきましては申請の希望等、相談に乗っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 住む場所に難儀し、村営住宅に入りたいと思うのだけれども、計画空き家になっていて、入居申込みができないと嘆いていらっしゃる方もいらっしゃいます。そうした方への住居のあっせんはどのようにされているか、教えてください。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員おっしゃるとおり、現在青木中央団地の建て替えを予定しておりまして、青木中央団地の空き家につきましては政策的に空き家としております。そんな中、生活困窮されている方につきましては、そういった問合せがあった場合は、入られる方それぞれの事情があるわけですので、単に申込書というような書類の提出だけではなくて、御本人から聞き取りをして御期待に沿えられるようでしたら、それも一つの視野には入れております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 先ほど、住民福祉課長のほうからお話がありました生活保護のことについてですが、その申請の実情はいかがでしょうか。生活困窮者が駆け込める、相談できる場所はどのように整備されているのか、お話しください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

生活保護申請につきましては、相談があった場合には、役場の個室等に対応するとともに、

本人の希望によりましては、自宅にお伺いいたしまして相談に乗っております。

その後、生活保護申請の意思がある場合には、県の福祉事務所の職員を交えて、本人等の面談を行います。

年間を通しての相談件数は数件ございますが、実際に申請に至る件数はあまりありません。ちなみに現在の今日時点で生活保護受給件数はゼロ件でございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 生活保護を特別なこととしてではなく、身近に捉えることができる環境整備はされているのでしょうか。生活保護について案内したり説明したりするチラシ、これが役場窓口を用意されているのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 生活保護申請につきましてのチラシは特にございませんけれども、生活保護のしおりというものはございます。これは生活保護の相談があった方ですとか、民生委員さん、社会福祉協議会、地域包括支援センター等からの情報によりまして必要だというふうに把握した方へこのしおりを配布し、説明を行っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 上田市ではそうした案内のチラシが用意されて、声をかければもらえるというふうになっていると聞いております。青木村としてもそうした、しおりが整備されているということではありますが、気軽に手に取ることができる案内チラシ等も作成していただくように、要請をします。

生活保護申請をする際、一番ネックになることは、自家用車の所有についてです。山間地では自家用車が必需品であり、自家用車が手放せないがために生活保護申請を見合わせてしまう事例が多くあると聞いています。特別な事情がある場合、自家用車所有が認められることもあるようですが、こうした事例を教えてください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

生活保護を受給するに当たりましては、原則といたしまして利用し得る資産を活用することが要件となっております。ですので、自家用車につきましても処分するなどして生活のために活用していただく必要があります。ただ、自家用車の所有が認められる場合も当然ござ

います。例えば通勤、通院に必要な場合、この通勤というものにつきましては仕事に行くこともそうですけれども、仕事を探してハローワークに行く等の場合も含まれますが、こういった場合で公共交通機関を使つての通勤通院等ができない地域に居住しているという場合でございます。いずれにいたしましても、個々のケースに応じまして、県の福祉事務所のほうで本人の状況等を把握した上で判断するものでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 以上、2点目の質問を終えます。

3点目の質問に移ります。

議会におけるIT機器活用について質問いたします。

高機能情報システム青木ネットワークが整備され、あおきチャンネルを通して議会の様子がライブまたは録画で視聴できるようになりました。開かれた議会として、また議員の成り手を増やす上からも大変価値のあるツールと考えます。

一方、村民の方がこの番組をどれだけ視聴してくださっているのか、気になるところです。各議会ごと、ライブ、録画、それぞれにどのぐらいの視聴率であるのか、教えてください。

またその結果に対する見解もお示しいただければと思います。

○議長（平林幸一君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） あおきチャンネルにおける議会放映の状況と視聴率ということで御回答申し上げます。

本日も一般質問については生中継をやっているところなんです、令和7年の6月議会から定例会の模様を地上波11チャンネル、あおきチャンネルで放送をしております。現在の放映の状況ですが、開会日は村長の挨拶を後日収録で1回、一般質問につきましては当日の生放送と後日収録で1回、これは一気にではなく、議員さん2名程度で分けて1回放映、審議、採決につきましては後日収録で1回放送しておるところでございます。

視聴率についてなんですが、視聴率については一般的にはビデオリサーチという民間会社が全国の家庭を抽出してその御家庭に専門の機械を出して視聴率を出しているという状況のようです。ケーブルテレビの番組単位でそのようなことは行っていないということで御了解いただきたいというところですが、開会日の村長の挨拶にもありましてとおり、議会の放送を見ているということは担当している事業推進室にも多く寄せられている現状です。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 議会中継、録画放映ということが行われているということですが、見過ごしてしまったり、時間が合わずに見られなかったりする村民も少なからずいらっしゃるのではないのでしょうか。また時間が経過してから、あのときのあの議員の一般質問ではどんなことが話されていたのか改めてもう一度見てみたいと思うこともあるかと思います。そうした場合、視聴者が御自身の都合のいい時間に選んで視聴することができれば、申し分ありません。あおきネットワークが軌道に乗った暁には、そうしたシステムも導入可能になると説明されていたように思います。実現の見通し、並びに、その開始時期をお伺いします。

○議長（平林幸一君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） よろしく申し上げます。

まず、議会中継のアーカイブ放送についてなんですが、この3月25日、竣工式の日から青木ネットワークのあおきチャンネルの中で、テレビがインターネットにつながっているという条件が前提になるんですが、あおきライブラリーというコーナーができます。そのコーナーの中で令和7年6月以降の議会中継、放映された内容が中心となるわけですが、そちらが好きなときに好きなタイミングで好きな内容を選べるというサービスが始まります。併せて、過去の上田ケーブルビジョンさんのほうで放映をいただいた番組を、全てではないんですが、放映できるものはライブラリーに格納される予定です。

併せまして、広報あおきの過去のものでとか、令和8年4月以降の予定なんですが、文書配布で各御家庭に配布される文書をこちらで、なくしちゃったというようなことがあろうかと思いますので、PDF等で加工して御覧いただけるような状況をつくりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ますます便利になっていくかなと思います。ぜひよろしく申し上げます。

昨今、議会運営においても、IT機器を活用した事例が多くなってまいりました。近隣自治体におけるIT機器の活用状況を教えてください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

県の町村議会議長会と、それから村独自で隣接の自治体に確認をしました。

令和6年度の状態でございますが、全58町村中、まず1つとしまして全議員を対象にしたタブレット端末を導入しているのは22町村でございまして、隣接自治体では上田市、東御市、名川町、麻績村が導入してございます。

続いて2つ目としまして、会議録の作成における音声認識システムを導入しているのは19町村で隣接自治体では長和町と筑北村、3つ目としまして、押しボタン式による電子表決システムの導入では隣接自治体を含めて坂城町のみ、4つ目としまして、インターネットによる会議録検索システムの導入は9町村で隣接自治体では上田市、東御市、坂城町、5番目として、SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスでございます。主にX、ツイッター、フェイスブック等でございますが、こちら議会情報の発信については7町村で隣接自治体では上田市、6つ目としまして、オンライン会議システム、主にはZoom、シームス、スカイプ等でございますが、こちらの導入は12町村で隣接自治体では長和町、7つ目としまして、グループウェアやビジネスチャットの導入は16町村で、隣接自治体では上田市、東御市、長和町、坂城町という状況でございます。

議会において、デジタル化は事務の効率化だけではなく、住民に開かれた議会を実現するための重要なツールの一つであると認識をしております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 詳しく調べていただいてありがとうございました。

3年前、青木村議会では2022年の11月から翌年6月にかけて青木村議会デジタル化検討委員会を立ち上げ、IT機器、とりわけタブレットパソコンの導入について検討したことがございました。2023年3月31日付で議長宛に答申を作成し、提出するとともに、村長にもお渡しし、お目通しいただき経緯がございました。当時、村長からは議会におけるタブレットの導入よりも先に村民の暮らしや福祉に直結する施策を優先したい。周りの市町村の多くが取り入れるようになった時点で検討したい旨のお話がございました。私は村長の当時のこの御判断は至極妥当であると受け止め、支持しておりました。

一方、議員としてお金をかけずにできることは始めていこうということで議員間や事務局との文書での連絡を少なくし、メールで事足りるものはメールのみの情報発信、やり取りで済ませるように努めてきました。以来3年が経過し、周囲の環境も当時とは変化してきているように思います。既に導入済みの長和町の議員からは印刷物が格段に減ったのは事実だと聞いております。村として議会におけるIT機器、とりわけタブレットパソコンの導入につ

いてどのような見解、見通しをお持ちか、お聞かせください。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ペーパーレスについて、いろいろ御協力いただいておりますが、ありがとうございます。

I T機器の導入、タブレットの導入、これは時の動きだろうというふうには思っております。既に、メールの一本化、あるいは全員協議会におけるオンラインの会議等々、既に村では初めております。今回、情報通信のネットワーク高機能化をいたしまして、こういうことが本当に村民の多くの皆さんが活用できているんだということを実感しております。

村でも議会でも、この議会が生中継、あるいは録画で放送されるということで、本当に村民と皆さんと議会が身近になっているというふうに確認しております。

財政問題もありますけれども、時の流れというふうに申しあげましたように、これを使ってさらにいろいろなことができるということを期待したいと思っておりますけれども、一方では、セキュリティーの不安とか、いろいろなことを考えていかなければならないと思っております。

先進事例を調べましたところ、岩手県の平泉町では、導入に当たりまして議会が先導して先進地の視察調査を研修した。議会で諸規定、条例の改正などを行ったということで、この諸規定とか、結構難しいようで、課題もあるようです。ということを確認しているところでございます。

今後、議員の皆様等の意見を尊重してまいりたいと思っております。

ただ、今、坂井議員が長和町というふうにおっしゃいましたけれども、私も近隣の既に導入している市町村の議会、議員さん、関係者、村の職員も含めて伺ったところ、なかなか全部が使いこなせてペーパーレスになるには時間がかかるし、課題もありますというようなお話もいただいております。そういうことを踏まえまして、一つの流れであります、いろいろ効果もあります導入について、議会の皆さんと一緒に検討してまいればと思っております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

最後に1点、こうしたものを導入するに当たって、国からの補助金、そういったものはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 国等の補助でございますけれども、議会が単独でI T

機器、タブレット等を導入するための国の補助金はないものと理解をしております。

しかしながら、地方自治体全体としてのデジタル化という観点の枠組みの中では、議員も含めた中で国からの交付金を財源としたＩＴ機器の導入補助金を申請するというものは、メニューとしてあるものと理解をしております。

ただ、非常にハードルが高くて、当然国の補助事業ですので、事業計画の策定ですとか、事業の実績等を求められるところでございます。

具体的には、ＫＰＩの達成度、具体的にはペーパーレス化率がどのぐらいになったか、要は紙の印刷枚数がどのぐらい減ったかとか、あるいはコストの削減額、印刷代、郵送代、職員、議員さんの製本作業等の削減がどのぐらいかとか、あるいは公開のスピード、例えば議事録の公開までの日数がどれだけ短縮されたか、そういった実績の報告が必要になってまいりますし、さらには活用状況の定性評価というのがありまして、これは議員の利用率、あるいは各会、委員会等の開催の実績、また住民の皆さんからの議会が見やすくなった等のアンケート結果など、導入後の調査も幾つか求められると理解をしております。

また、そもそも申請しても補助事業の採択に至らず、周辺の市町村なんかもお聞きしても一財によって導入している実情がかなり多いと聞いておりまして、この補助事業を活用するのはかなりハードルが高い事業というふうに認識をしておりますので、今後、議員の皆さんのお考えを十分にお聞きしながら協議、検討をしていく必要があるものと理解しております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○９番（坂井 弘君） いろいろありがとうございました。

状況を見極めて、すぐに、絶対にというふうには申しません。財政のこともおありでしょうし、そうしたことも鑑みながら、しかるべき時期に導入の検討をいただくようお願い申し上げます、以上３点にわたりました私の質問、終わらせていただきますが、残りあと３分ということで、５分でピッと何か変な音が鳴って、赤い表示がつくようになり、私としては赤い表示、これで２度ついたわけですが、できたらせめて黄色ぐらいにしてもらいたいというふうに思いながら、以上をもちまして、私の一般質問終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ９番、坂井弘議員の一般質問は終了しました。

通告のありました６人の議員の質問はこれで全て終了しました。

◎総括質疑

○議長（平林幸一君） 引き続き会議を進めます。

これより、令和８年度一般会計、特別会計及び企業会計の予算についての総括質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 以上で、総括質疑を終了いたします。

◎委員会付託

○議長（平林幸一君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第16号から議案第21号までを常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めますので、資料を事務局より配付をします。

〔事務局資料配付〕

○議長（平林幸一君） 資料はそれぞれお届けされたでしょうか。

よろしければ、稲垣事務局長より内容について、説明を申し上げます。

○議会事務局長（稲垣和美君） 令和８年第１回定例会議案等付託委員会明細について御説明を申し上げます。

まず初めに、１枚ものの付託委員会明細を御覧ください。

委員会付託する案件につきましては、議案第16号から議案第21号までについて、それぞれの委員会へ付託をいたします。以下の報告第１号、議案第１号から議案第15号まで、発議第１号、第２号、陳情第１号につきましては、本会議での御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第16号 令和８年度青木村一般会計予算につきましては別刷りでホチキス留めの委員会付託明細を御覧ください。

歳入については、１枚目の表面と裏面になります。該当するページにつきましては、左端

に記載してあります12ページから33ページまでとなりますので、よろしくお願いいたします。
す。歳出につきましては、2枚目の表面を御覧ください。該当するページは34ページから
181ページまでとなります。

また、特別会計、企業会計につきましては下表のとおりとなります。

なお、付託の委員会名につきましては、右端の欄におのの記載してありますので、委員
会をお願いいたします。

最初の1枚ものの付託委員会明細のほうに戻っていただきまして、議案第17号から第19
号は社会文教委員会をお願いいたします。議案第20号、第21号につきましては、総務建設
産業委員会をお願いいたします。

なお、委員会審査の会場につきましては、2階、会議室1で行いますので、よろしくお願
いいたします。配席等につきましては、当日御案内をさせていただく予定でございます。

以上、委員会付託明細について御説明申し上げました。

○議長（平林幸一君） ただいま御説明いただきました。何か御不明な点、ございますでしょ
うか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 以上で、委員会の付託を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（平林幸一君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 零時49分

令和 8 年 3 月 1 3 日（金曜日）

（第 3 号）

令和8年第1回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和8年3月13日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 1 号 五島慶太翁千曲寮記念奨学基金条例について
- 日程第 5 議案第 2 号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3 号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 青木村あおきネットワークの設置及び管理運営に関する条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第 7 号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第 8 号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第 9 号 青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第10号 道の駅あおき及びふるさと公園あおきの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第11号 田沢ふれあい温泉センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第12号 杓掛温泉共同浴場の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第13号 青木村キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第14号 令和7年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第18 議案第15号 令和7年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第19 議案第16号 令和8年度青木村一般会計予算について
- 日程第20 議案第17号 令和8年度青木村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第18号 令和8年度青木村介護保険特別会計予算について

- 日程第 22 議案第 19 号 令和 8 年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 20 号 令和 8 年度青木村簡易水道事業会計予算について
- 日程第 24 議案第 21 号 令和 8 年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について
- 日程第 25 発議第 1 号 簡易水道基盤強化のための令和 9 年度予算確保を求める意見書について
- 日程第 26 発議第 2 号 国道 143 号青木峠バイパス事業促進を求める決議について
- 日程第 27 陳情第 1 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について
- 追加日程第 1 議案第 22 号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

出席議員（10名）

1 番	小 林 久美子 君	2 番	松 澤 広 海 君
3 番	北 澤 久美子 君	4 番	宮 澤 政美知 君
5 番	宮 入 典 子 君	6 番	松 本 淳 英 君
7 番	塩 澤 敏 樹 君	8 番	平 林 幸 一 君
9 番	坂 井 弘 君	10 番	金 井 とも子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長	稲 垣 和 美 君	商工観光移住 課 長	小 林 利 行 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼 防 災 危 機 管 理 監	高 柳 則 男 君
建設農林課長	奈良本 安 秀 君	教 育 次 長 兼 公 民 館 長	小 林 宏 記 君

保 育 園 長	成 沢 亮 子 君	建設農林課 課長補佐兼 上下水道係 推進監	小 林 義 昌 君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係 副防災危機 管理監	上 原 博 信 君	建設農林課 課長補佐兼 建設係	横 沢 幸 哉 君
住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター	早乙女 敦 君	総務企画課 総担当課長 事業推進室	塩 澤 和 宏 君
総務企画課 企画財政係	金 井 大 介 君	住民福祉課 保健衛生係	上 原 加 代 君
住民福祉課 住民福祉係	津 田 直 樹 君	総務企画課 庶務係	増 田 佳 樹 君
教育委員会 教育係	奈良本 いずみ 君	商工観光課 商工住観係 移住係	宮 澤 俊 博 君
総務企画課 課長補佐兼 総務係	依 田 哲 也 君	代表監査委員	沓 掛 計 三 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 稲 垣 和 美 事 務 局 員 依 田 哲 也

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（平林幸一君） 定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長（平林幸一君） 本日の日程は、最初に委員長報告をいただき、報告第1号から質疑、討論、採決の順で行います。

◎委員長審査報告

○議長（平林幸一君） それでは、各委員長より、委員会審議の内容についてを報告をお願いします。

最初に、総務建設産業委員会における質疑内容等について、委員長より報告をお願いします。
松本総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（松本淳英君） おはようございます。

それでは、総務建設産業委員会に付託の事件につき、審査の結果を報告いたします。

議案第16号 令和8年度青木村一般会計予算の認定について。

歳入では、村民税の増額と固定資産税の減額の要因について、特別交付税の算定方法、あおきネットワークの施設使用料、ふるさと応援寄附金の減額、宿泊税の活用などについて質疑が出されました。

歳出では、総務企画課、税務会計課関係では、役場庁舎のLED化工事、企業人材派遣に係る負担金、AI導入委託料、運転免許返納補助金、村営バスの運行状況、消防費の減額の要因と分団運営補助金の算出方法、固定資産台帳と基礎資料整備業務委託について、建設農林課関係、商工観光移住課関係では、タチアカネそばの関連の補助金、新規就農業者への支援、松くい虫対策、村道の維持管理、国道143号線について、村内ガソリンスタンドの支援策、道の駅あおきの状況、村営住宅の解体や住宅空き家対策に関する補助金などについて、

多岐にわたり活発な質疑がありました。

大変厳しい財政の中、少子高齢化がさらに加速する状況を踏まえて、持続可能で積極的な事業展開をする予算となっており、高く評価できる。事業の実施に当たっては、村民に丁寧に説明をして、事後の事業評価をしっかりと行うことを期待するとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第20号 令和8年度青木村簡易水道事業会計予算の認定について。

損益勘定留保資金の年度末残高について、現在のダム等の保水量の状況、予定貸借対照表の前年度との比較について、配水管布設替え工事の内容、水道料金改定の見通しについて等、多岐にわたり質疑がありました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

最後に、議案第21号 令和8年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算の認定について。

質疑、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上、総務建設委員会からの審査の結果の報告を終了いたします。

○議長（平林幸一君） 続いて、社会文教委員会について、委員長より報告を願います。

金井社会文教委員長。

○社会文教委員長（金井とも子君） 社会文教委員会に付託の事件につき、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告いたします。

議案第16号 令和8年度青木村一般会計予算について。

教育委員会関係においては、保育園の職員体制と園児数、未満児副食費補助金、工事請負費の内容、児童センターの午前中の活動と、わくわく広場の状況、子ども・子育て会議の内容、障害児教育早期支援事業、4月から新たに雇用するALT4名の生活支援、ICT支援の成果、小・中学校の修繕工事請負費の内容、委託料増減の理由、教員確保と配置、公民館費の報償費増の理由、備品購入と補助金の状況、文化財の保護と補助金、部活動地域展開の現状と今後の方向、美術館喫茶室の運営、図書館エコールの利用状況、五島慶太未来創造館の企画展の計画、体育施設の修繕、工事、備品等について、質疑応答がなされました。

住民福祉課関係においては、自殺対策緊急強化事業に係るゲートキーパー研修と法律相談について、証明書等のコンビニ交付の利用状況、病児・病後児保育センターの利用状況、子育て支援施設ゆりかごの内容と現状及び運営負担金について、入浴サービス委託と訪問入浴サービスの内容と仕組み、障害者自立生活体験事業の内容、福祉有償運送運営協議会負担金

の内容と仕組み、介護給付訓練等給付費の内容と状況、成年後見人等報酬制度の内容と現状、老人福祉費における委託料のうち、介護保険、老人保健福祉計画策定の業務内容、シルバー人材センター連絡所の現状、白内障治療用装具給付事業の内容と現状、高齢者補聴器購入費補助事業の現状、集いの場普及活動補助金について補助団体、活動内容等について、人権啓発活動事業の内容、初期救急センター負担金の支払い先と内容、妊婦のための支援給付システム委託料と妊婦のための支援給付交付金の内容と状況、带状疱疹ワクチン定期接種外の方の接種人数と状況、不法投棄ごみ等の処理業務の実情、じんかい処理費の備品購入費、ごみステーションの算出根拠などについて質疑、応答がなされました。

続いて、賛成の立場から、教育委員会関係においては、保育園、3歳未満児のおやつ代も含んだ副食費への補助が予算化されたことを評価するとともに、さらに保育料の全額完全無償化に向け検討されることをお願いします。また、ALTの派遣費用を他の機関からの援助に委ね、村の経費を抑えつつ4人体制で再スタートする運びとなり、当初の想定にも増す成果を期待します。保育園や児童センターのトイレ改修、空調設備の更新、各施設のLED化など、住民目線に立っての公共施設の使いやすさに配慮が行き届いています。

住民福祉課関係においては、子供のインフルエンザ予防接種の対象を高校生まで拡充する予算づけがなされました。また、本年4月より始めていただいた、あおきカフェの運営経費補助を予算化され、集いの場の充実、発展を期待しています。今後は住民サイドの力を発揮し、地域での開催を試行するなど、予算づけが集いの場の発展に資するものとなることを期待します。

以上により、本年度予算が住民の声や願いに真摯に耳を傾け、その実現を図るべく編成されていることを評価し、さらに障害者福祉施策の充実を願いつつ、本予算案が総体として住民の暮らしに寄与する予算となっていることを認めますとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

続いて、議案第17号 令和8年度青木村国民健康保険特別会計予算について。

国民健康保険の現状と療養給付費や高額療養費の減額理由について質疑応答がなされました。健診の受診率向上と早期発見、早期治療のPRを村として検討するようにとの意見がありました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第18号 令和8年度青木村介護保険特別会計予算について。

介護保険サービスの申請から認定までの流れ、緊急通報体制等整備事業の機器設置費用について質疑応答がなされました。討論なく、原案のとおり認定することに決定しました。

議案第19号 令和8年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について。

後期高齢者医療保険料の該当人数について質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上、社会文教委員会に付託されました審査について御報告申し上げます。

○議長（平林幸一君） 委員長報告が終了しました。

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、質疑を行います。

令和7年度青木村一般会計補正予算（第5号）の質疑に入ります。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第1号 五島慶太翁千曲寮記念奨学基金条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 本条例案に賛成する立場で討論をし、補強意見を申し上げます。

本条例案に関しては、条例第6条基金の管理及び運営に関し、必要な事項は村長が別に定めるによって、さきの全員協議会において、その要綱が示されたところであります。その際の説明によれば、新たに発足する給付型の奨学金の額が、さきの12月議会において示された月額5,000円を4,000円に引き下げたものとなりました。給付期間を16ないし17年持ちこたえさせるための方針転換と理解するところです。

ただし、十六、七年の後、基金枯渇によって、この制度を終了するとしている点については、将来的展望のない制度と言わざるを得ません。県も同様に考えているということでありましたが、この点を県に倣う必要はありません。5,000万円を十六、七年間で使い果たするという計算であれば、年300万円ずつ基金を取り崩していく計算になります。持続可能な制度とするには、少なくともこの額を積み増していく必要があります。村の一般財源での措置、あるいは、ふるさと基金寄附金の一部活用などにより、次代を担う若者応援にふさわしく将来的希望の持てる制度として持続可能なものとなるよう、今後、制度改革していくことを期待し、賛成意見といたします。

○議長（平林幸一君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第 1 号 五島慶太翁千曲寮記念奨学基金条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第 2 号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第 2 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第 2 号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第 3 号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 本条例ですが、精神保健福祉手帳所持者の入院医療費も補助の対象となることによる改正であるということは理解するところですが、そのことをもって、障害者の障害年金受給者資格の新規資格取得を廃止する、この理由は何か、長野県同様、他県においても、法の下に同様の措置が取られるということは承知をしているところですが、この廃止の理由について教えてください。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

青木村では、今まで、精神保健福祉につきましては、年金受給者について、入院費の補助を行っていたわけですが、この8年4月から、県のほうで、精神保健福祉手帳保持者に対して入院費の補助をするという制度改正を行いましたので、他の市町村と同様に、青木村も、手帳所持者に対して入院費の助成を行うということでございます。ただし、現在、年金を受給している方で対象になっている方につきましては、引き続き対象にするということでございますので、理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第3号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第４号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第４号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第４号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第５号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第５号 青木村あおきネットワークの設置及び管理運営に関する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

金井議員。

○１０番（金井とも子君） 大変不勉強で申し訳ございませんが、４番のＩＲＵ契約というふうに記載がありますがけれども、このＩＲＵの意味を教えてくださいと思います。

○議長（平林幸一君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） お答えします。

すみません、この内容については、委員会のところで同じ質問をいただいておりますが、同じ回答をさせていただきます。

I R Uの計画ですが、すみません、インディフィーズブル・ライト・オブ・ユーズという頭文字を取って、直訳しますと破棄できない契約、また、破棄し得ない使用权という意味でございます。こちらは、通信事業特有の契約状況として、通信事業が安定して利用者サービスが提供できるように、長期間にわたって締結する契約でございます。

例えば、指定管理のように5年で事業者が替わってしまえば、都度、使用する機器が変わって工事が必要ということで、利用する村民にとっては非常に都合の悪い部分でございますので、安心して、安定して、そしてよいサービスを提供するための契約となっています。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） ほかにございますか。

松本議員。

○6番（松本淳英君） 5条につきましてです、関連しまして質問させていただきます。

今、説明ありましたI R Uですが、使用期間に関して、委員会のほうでは、たしか10年以上という言葉があったと思いますが、実際にどのくらいの期間を想定されていらっしゃるのか。また、インディフィーズブルということで、もし解約した場合、（4）どのような違約金等が発生するのかを想定されているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） 御回答します。

まず、契約の期間なんですが、10年を予定しております。以後、11年目以降は、両者の申出がない限り自動更新という内容になる予定です。

違約金についてなんですけれども、そもそも、両者の合意に基づいて、両者の合意がない限り、契約の破棄ですとか変更ができませんので、違約金の性質として、一方的な申出から発生するものかなと理解しております。仮に、その両者が合意をして契約破棄になった場合に、もしかすると、合意に基づいて違約金という可能性はないこともないんですが、先ほども御回答したとおり、あくまで安定してよいサービスを提供するための契約ですので、否定的な考え方ではなく、前向きな内容で契約書があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） ありがとうございます。

使用料につきましては、来年度で予算計上もされておりましたが、具体的な額をもう定めてしまうのか、算定方式等を定めて毎年見直していくのか、その点につきましても答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） お答え申し上げます。

まず、使用料につきましては、今回、村があおきネットワークを整備した機器一個一個について、耐用年数と整備費から使用料を出しまして、それを足し上げます。そこから、必要な機器の保守運営費、委託料等を差し引いた額が歳入として、使用料として入る予定でございます。当初は整備費が大きかったことから、収入、使用料のほうが大きいんですが、六、七年後には保守運営に係る費用が大きくなって、逆に村が負担していかなければいけないかなという事業見通しをしております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 今後、村の負担も増えてくるような見通しということですが、改めて、関連した質問で、歳出におきまして、今後、このあおきネットワーク関連で恒常的に発生する歳出が、運営負担金、各種委託料等ですけれども、どの程度あるのか、関連した質問として答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） お答え申し上げます。

先ほどもお答えしましたとおり、機器の保守と運営費については、差し引いて、支払いをしていないような見え方になっているんですが、当然、恒久的にサービス提供に係る経費はかかります。それにあわせて、今のところ5年程度の見込みなんですけれども、テレビからテレビの利用者については料金形態が大きく変わることから、村で軽減事業を行います。

当然、その利用料に差額が生じますので、その負担を村が上田ケーブルビジョンさんにするということと、青木の森別荘地については特別なサービス形態を取っていただいておりますので、そちらの使用料の差額についても5年をめどに負担をしていくと。5年経過したところで、事業の状況ですとか利用実態を勘案して、継続するかどうか判断したいと思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 最後に、基金について関連した質問とさせていただきます。

こちらの事業、基金もあったかと思いますが、その活用について、今後どのように考えていらっしゃるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） 御回答申し上げます。

情報通信の関連の基金の残高なんですけど、令和6年度末で1億3,000万円ほどございます。今回、あおきネットワーク整備費で、繰り越して実施しているんですけど、その予算の残が2,000万円から3,000万円程度見込んでおります。それを年度末に積み立てて、1億5,000万円ほど年度末にはある予定です。

先ほども申し上げましたとおり、6年から7年の間は、大きな修繕がない限り軽減事業以外の負担というのはないものと思っております。六、七年以降、こちらの基金、1億5,000万円程度、また必要であれば、積み足しをして、運営、維持管理に充てていければと思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 質疑、ほかにございますか。

坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 第3条に関わって、まず質問いたします。

村はあおきネットワークを設置及び管理運営するというこの部分ですが、先ほどのIRU契約を結んだ電気通信事業者によって運営するというふうな思いもあったんですけども、事業者には運用させて、あくまで運営主体は村なんだという考え方の解釈でよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） お見込みのとおりで、村の施設を活用いただいて電気通信事業者にサービスを行っていただくと、やっていただくサービスの一部が、これまで村がやっていた電話とテレビのサービスを委託すると、IRUの契約の中で委託するということで、議員さんのお考えのとおりで結構です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） あわせてですが、その場合、村が運営する具体的な事項というのはどういう部分を指すのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） お答え申し上げます。

今回整備しました、あおきチャンネルをはじめとしたあおきネットワークの事業については、村の事業として上田ケーブルビジョンさんに運営をお願いするということでございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 別の観点です。今の2条の1、それから4、3条、4条の始まりが、「村は」という言葉で始まっているわけですが、「村は」という言い方、ほかの条例、ほとんどを見直してみたんですけれども、「村は」で始まる条例はなかなか見つからないんですが、「村は」というふうに断り書きしているその意図、並びに第5条では「村長は」という書き出しですが、「村は」と「村長は」と、どう違うのか教えてください。

○議長（平林幸一君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） 字句等の言い回しの関係ですが、まず、IRUの契約によって、ほぼ全て運営については上田ケーブルビジョンさんにやっていただくんですが、そういった最終的な責任は村にありますよということで、「村は」ということで規定してございます。

また、第5条、「村長は」という表記なんですが、こちらの施設の貸与の決定者が青木村長北村政夫ですので、「村長は」という規定になってございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 最後にもう1点お願いします。

公共施設の設置条例の場合は、その設置場所を明記することが通例なわけですが、本条例においてその明記がない、この理由は何でしょうか。

○議長（平林幸一君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） お答え申し上げます。

サービスを行う上に、サービスの機器の数というのは日々動くものです。そういった内容から、IRUの契約の中で、今年度は何個を上限としてサービスを行いたいという確認を毎年度する予定でありますので、こちらの条例では、そういった細かいところまで規定してございません。

以上です。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第5号 青木村あおきネットワークの設置及び管理運営に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第6号 リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

松本議員。

○6番（松本淳英君） 今回、改めて指定管理者を選定、指定することになるかと思いますが、指定管理者のほうから、今後の5年間について事業計画のほうは出されていますでしょうか。出されているようでしたら、どのような事業計画になっているのか、説明をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

今回この指定管理者の指定をした際に、信州上小森林組合様のほうから計画を出していただいております。その背景として、現状の問題点から今後の経営対策という出し方をされております。

現状の問題点としまして、まず、釣堀公園関係につきましては、集客数がなかなか伸びな

いと。特に平日についてはほとんど来客する方がいらっしゃらないという状況。それから、生産者の減少による魚、ニジマス等の確保が非常に困難になってきていると。また、連休や繁忙期等の忙しい時期の従業員の確保、また、施設の老朽化等が挙げられております。

また、食堂に関しても同様に、施設の老朽化、また、施設の動線等の悪さから、集客が多くなるほど人件費がかかってしまって、営業する分だけ赤字が増えてしまうというような現状があるというようなことでいただいております。

そうした中、今現在もやっていただいておりますけれども、今後の経営計画、対策としては、まず、集客のために、オープン日、また最終日に無料での竿の貸出しをして集客を募る。また、上小の漁協とも連携して、小学生の親子向けの溪流釣り体験会の開催によって集客を図る。また、人件費の削減ということで、来客者が少ない平日等については、最低限の防犯上2名等にとどめて人件費の削減を図る。ホームページ、折り込みチラシ等で宣伝活動をして集客を図る。

また、食堂に関しましては、経費の削減策としまして、ほとんど来客者がいらっしゃらない平日の営業をやめて土日祝祭日だけの営業とする。平日に関しては基本的に予約営業とする。また、山菜、天ぷら、キノコうどんなど、季節に特化した料理の提供を図り集客を図るといった計画をいただいております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） きちんとした事業計画が出されているかと思いますが、収支の見通しというのは具体的に、現在どういう状況で、5年後どうなるかというところまで事業計画の中に入っているのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

今後5年間の収支見通しについてはいただいております。令和7年度の収支状況でございますけれども、収支差引き351万円の赤字という状況でございます。うち、釣堀関係については124万9,000円の赤字、食堂関係については226万1,000円の赤字という内訳でございます。

これまで指定させていただいた5年間の収支状況を見ましても、240万円程度から令和7年度350万円の赤字と、常に赤字の状態、赤字が増えてきているような状況でございます。

その中で、内訳としましては、特に釣堀関係なんですけれども、先ほどもちょっと申し上げ

げましたとおり、課題として、生産者の減少によるニジマス等の魚の確保が非常に難しい、また、魚を育てるための人件費、また、そういったもろもろの物価高騰により経費がかかっておりますので、なかなか売上げが伸びない中、経費については右肩上がりで増えてしまっているということから、赤字が拡大している傾向にございますので、今後、指定管理、承認いただければ、森林組合さんとも相談の中で、今後どのようにして収支改善を図っていくかということを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 分かりました。平日の運用、営業について予約制にするということと、現実的な対応もされているかと思えます。ただ、一事業者として、できることできないことがあるかと思えますので、村の全体的な観光政策の中で、サポートできる部分は引き続きサポートしていただけたらと思えます。

以上です。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第6号 リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第7号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

松本議員。

○6番（松本淳英君） こちらの指定管理の選定においても事業計画が出されているかと思えます。どのようなものになっているのか、御説明をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

くつろぎの湯の指定管理につきましては事業計画書が提出されております。今後の取組といたしましては、やはり、回数券等の利用者の増加を図るということで、村の観光協会ですとか温泉組合、沓掛区及び田沢共有財産組合との連携によって、村外の利用者の増加を努めていきたいということでございます。

くつろぎでは、御存じのように70歳以上の方は無料で入浴ができますので、経営上、無料の方以外の有料の方の利用を増やしていくことが経営の安定化につながりますので、そういったことに、今後村外の利用を増やしていきたいという形で取り組んでいきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 利用料金については、特に変更ないという見通しで事業計画が組まれているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） そのとおりでございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） ありがとうございます。やはり、人口が減少していくということで、事業収支見通しは、何もしなければ年々厳しくなるかと思えます。村外の利用者の増加施策等、有効なものをきちんと取っていただけるようにしていただけたらと思えます。

以上です。

○議長（平林幸一君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第7号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第8号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第 8 号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第 9 号 青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第 9 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第 9 号 青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第 10 号 道の駅あおき及びふるさと公園あおきの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

松本議員。

○6番（松本淳英君） こちらに関しましても事業計画が出ていると説明がありました。どのような計画になっているのか。また、収支の見通しについて、具体的な数字が出ているようでしたら答弁を併せてお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

道の駅ですけれども、全国で1,231の道の駅がある中で、各道の駅運営主体、経営主体、それぞれですけれども、私どもの村は指定管理者ということで、株式会社道の駅あおきに指名し、選定し、お願いしているところでございます。

今回いただいた計画の中では、会員が205名、従業員が45名の雇用を生んでいる中で、重点事業としましては、消費者、利用者に信頼される魅力ある駅づくり。それと、出荷者、出店者の方が活気あふれる道の駅づくりということ。あと、具体的な取組としては、梅栽培等、具体的な村の特産品をより振興していきたいというような意気込みが書かれておりました。その中で、売上げとしては4億円、来場者とすれば24万人というのを一つの目標に、この5年間取り組んでいきたいというような計画が上がっております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） ぜひ、目標が達成できますように様々な形で支援していただけたらと思うところでございます。道の駅については、株式会社に青木村が出資をしているという形になっておりまして、最終的な利益の残余を得る形にもなっているかと思えます。指定管理者と出資者、それぞれの立場がございまして、それぞれ利益相反が発生しないよう、全体的に、この道の駅が盛り上がるように努めていただけたらと思います。

以上です。

○議長（平林幸一君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第10号 道の駅あおき及びふるさと公園あおきの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第11号 田沢ふれあい温泉センターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第11号 田沢ふれあい温泉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第12号 沓掛温泉共同浴場の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

松本議員。

○6番（松本淳英君） こちらの指定管理事業につきましては、なかなか管理されている方が大変だということで、入浴料の値上げ等もあったかと思います。その後、その入浴料の上げを踏まえて、今後どのような事業計画を立てていらっしゃるのか、負担のほうはどのようになっているのか、見通しを御説明いただけたらと思います。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

コロナ禍を経まして、沓掛温泉小倉乃湯の経営ですけれども、まだ厳しい状況が続いております。令和5年には3万人の利用者数があったわけですが、今年度はまだ2万7,000人ということで、まだ3,000人ほど、じきもう3月の締めにはなりますけれども、まだまだコロナ前には戻っていない状況というふうに伺っております。

売上げのほうも、収支のほうも、コロナ禍マイナスでありましたけれども、議会の皆さんに御承認をいただきまして値上げをしたことによりまして、令和7年度は、10万円という僅かではありますけれども黒字になったということを伺っております。いずれにしましても、現在、1日当たりの利用者数が60名から70名ということで推移しているということでございますので、厳しい利用者数の数はありますけれども、引き続き利用者増に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 令和7年度でしたか、収支が10万円ということ、6年度ですかね、いずれにしましても直近収支が10万円黒字に転換したということは大変よかったかと思います。こちらのほうも、何もしなければ、人口減少によって利用者はどんどん減ってしまいますので、総合的な観光政策の中で、収支のほう、事業のほうをサポートできるように対応を取っていただけたらと思います。

以上です。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第12号 沓掛温泉共同浴場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第13号 青木村キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

松本議員。

○6番（松本淳英君） こちら、新しく指定管理になるかと思います。指定管理料を村のほうからお支払いするかと思いますが、それはどのような積算根拠に基づいてしていくのか、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

こちらのほうの委託料につきましては、本来、村が直営の場合でも係る経費といたしまして、電気料、ガス代、通信料、あと、設備機器の委託料を令和3年から令和6年の平均値を出して今回計上させていただきました。その額が、およそ30万円台、30万円の前半から30万円の後半になることから、今回、管理委託料として40万円という金額を上げさせていただいたところです。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） こちらの施設については、昨年度でしたか、熊が近くに出て、営業中止ということもあったかと思いますが、そのような場合になっても、こちら、村としては何も、収支的な面に関して追加支援をするとかそういうことはないという契約になってしまうのか、そこら辺のことを御説明いただけたらと思います。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員おっしゃるとおり、昨年は熊の関係、また、天候によっても大分左右されますので、そのあたりは、指定管理者の方とも情報を共有しながら対応させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 直営でも係る費用は負担していただくということで、事業者としても、それなりに収支の出るような、利益の出るような形になるかとは思いますが、あまり、過去の状況から推測するに、決して楽観的な見通しは立てにくい状況にあるような気がしております。一番は、5年間安定的に事業を運営していただくことが大切かと思っておりますので、こちらのほうも総合的な観光政策の中で利用が増えるように対応していただけたらと思います。

以上です。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第13号 青木村キャンプ場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されま

した。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第14号 令和7年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

金井議員。

○10番（金井とも子君） 15、16ページの小学校費ですけれども、工事請負費が、学校施設工事ということで249万7,000円計上されておりますけれども、説明のときに、ちょっとメモを漏らしましたので、再度説明をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 奈良本教育係長。

○教育委員会教育係長（奈良本いずみ君） お答えします。

小学校の工事請負費の増額分ですが、揚水ポンプの更新工事になります。揚水ポンプは、受水槽から屋上高架水槽などの高い場所へ水をくみ上げる機器になります。現在、2つあるうち1つが故障しておりまして、老朽化に伴うもので、今回、補正の計上をさせていただきました。子供たちが安全に学校生活を送れるよう補正計上させていただきました。

以上です。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 大変、3月になってからの予算ですけれども、工期は間に合う予定になっているのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本教育係長。

○教育委員会教育係長（奈良本いずみ君） 今回、急に壊れたものでございますので、3月中に、念のため見積りは何者からかいただいております、3月の春休み中には工事ができる見通ししております。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） ありがとうございます。繰越しにはならないということでよろしいですね。

○議長（平林幸一君） 質疑、ほかにございますか。

塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君）　お願いします。同じページ、16ページの一番上、昆虫資料館についてありますが、シンボルマークのロゴを作成するというお話でした。今、昆虫資料館のポスターを見ますと、チョウチョウのキアゲハですね、あれね。オオムラサキではなくキアゲハの絵が描いてあると思いますが、それを変えるということなののでしょうか。

○議長（平林幸一君）　小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君）　お答えいたします。

確かに、昆虫資料館には長く、デザインといいますか、信州昆虫資料館、その上にチョウが舞っているものがありますけれども、そちらのほうは、あくまでもシンボルマークといいますか、デザインといいますか、それはそれで活用はしていきたいというふうに考えております。

今回お願いするものにつきましては、ロゴということで、これはどういうときに使用させていただくかといいますと、今、情報発信の中で、SNS等、インターネットを活用して宣伝する機会が多いものですから、そちらをクリックすることによって情報がよりスムーズに発信できるというようなことも提案がありまして、今回、ロゴの制作をさせていただきたいということで補正予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（平林幸一君）　塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君）　昆虫資料館の来館者が、いろんな企画をして増えてきているんです。

また、いろんな取組をしていただければと思います。

なぜ、キアゲハが使われているのかというのがよく分からないんですが、できればオオムラサキ等に変えていただけると大変うれしいかと思いますが、要望して終わりにします。

以上です。

○議長（平林幸一君）　質疑、ほかにありますか。

坂井議員。

○9番（坂井　弘君）　ページ戻ります、7ページ、8ページ。

款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金、節2児童福祉費補助金の中に、018保育料軽減事業補助金、そして、019子ども・子育て応援市町村交付金というふうにございますが、この分については、以上児の副食費の補助というような説明であったかと思います。そうした場合、令和8年度の当初予算には見当たらないように思うのですが、この補助金は、いつどのような場合に補助、あるいは交付されるのか教えてください。

○議長（平林幸一君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 子ども・子育て応援市町村交付金の内容についてですけれども、こちらは、毎年、未就園児の子供さんの人数が確定したところで交付申請を行っているものになります。園児の数だけでは決められないところもあります。さらに、それをもって最終的に決定されるのが、この3月、4月の交付決定になりますので、毎年この時期に確定したところで計上させていただいています。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 未就園児に対してというふうな補助金なわけでしょうか。

○議長（平林幸一君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 県からの交付算定の内容が、市町村における子供総数からの算出になっているという解釈になります。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 以上児の副食費補助という説明であったように記憶しているんですが、それは保育料軽減事業のほうなのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 今、お伝えしました市町村の子供さん方の総数というお話もあるんですが、これを使用して市町村における給食費負担金という名称で頂いています。応援市町村交付金そもそものが、給食費だけではなくて、各市町村によっては、市町村において子育ての応援に支給を出しているというものがありますので、青木村では、保育園の3歳以上児の子供さんの副食費を軽減するという内容で出しているものになります。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 理解しました。ありがとうございます。

そうしますと、青木村では、以上児ということで今までは出してもらっていたということですが、そうしますと、来年度からは、未満児も含めての副食費の補助だというふうな名目にすることもできるという捉えでよろしいのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 算出の方法には変わりがないので、村にいる子供さん方の総数は

変わりはないので、補助金を増やして計上するということではできないと思いますので、変わらないかと思います。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 総数の年齢は、何歳から何歳までを指すのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 生まれたゼロ歳児から6歳までの人数となっています。

以上です。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

宮入議員。

○5番（宮入典子君） お願いします。15、16のところの、道の駅施設改良のところなんですけれども、003のところ、工事請負費、水辺の改良でシートを張るというような説明があったと思うんですが、あそこ、コンクリートで、たしか下が塗ってあったと思うんですけれども、そこにシートを張るということでしょうか。

それからあと、水辺に入ってくる水が、農業用水のような気がするので、改良するのであれば農業用水というのをどうにかしてもらえれば、あそこで子供たちが遊ぶのが大好きなんですよね。なので、ちょっと考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御質問いただきました道の駅関連施設運営費の工事請負費99万円の内容でございます。こちらにつきましては、ふるさと公園あおき、こちらが水田と隣接しておりまして、柿ノ木水路の周りが、どうしても草に覆われてしまって、なかなか道の駅の管理で手が回らないところ、こちらにつきましては防草シートで覆ってしまうという工事でございます。面積にしまして約300平米を防草シートで水路周りを覆ってしまいたいという内容でございます。

今、御意見のありました親水公園ですけれども、おっしゃられるとおり、水田用用水、柿ノ木水路、浦野川から引っ張ってきた柿ノ木水路の一部を使用して親水公園を利用しておりますけれども、こちらにつきましては浄水検査、水質検査を行っております。こちらの中で、もし、増水等によって少し水が濁ったりだとかした場合は、利用禁止というような看板を出させていただいて、利用者には利用をしないようにということで安全性を高めているところです。水質検査を行っておりますので、その検査結果が安全なものですから、お子さんの中

心に開放して親しんでいただいている、そういうようなシステムになっています。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮入議員。

○5番（宮入典子君） ありがとうございます。特にあそこは、乳幼児というか、ちっちゃい子供さんが水をチャパチャパとするのが好きな場所なんです。ですから、できるだけ安全な水の中で遊ばせてあげたいと思うので、その水質検査の結果等をどこかに表示していただくとか、何かそういった保護者の方が、安心して子供さんを遊ばすことができるような環境にしていいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 質疑、ほかにございますか。

松本議員。

○6番（松本淳英君） 14ページですが、市町村森林整備支援事業ということで、支障木の除去を入田、当郷等で行うということですが、具体的な場所を聞き逃してしまいましたので、どこにあるのかの答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

ライフラインの支障木除去事業ですが、今回、2か所を計上させていただいております。

1か所目が、当郷地区の管社地籍で、子檀嶺岳のトレッキングコースの入り口の上から、当郷の配水池がございますが、その下までの間の約55メートルでございます。

もう一か所が、入田沢地区になります、国道143号線沿いの木立の集落に入っていく入り口、サイトウ運輸さんの上から獺友会館の下までの間の延長約90メートルの間を予定しております。

令和元年の台風19号等で、大分倒木等もあって、苦勞しておった箇所ですので、今回、そういうところを中心に除去のほうをさせていただく予定とさせていただいております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） ありがとうございます。村内いろんなところで、支障木除去依頼、あるかと思いますが、県の事業等有効活用して引き続き対応していただけたらと思います。ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） その1つ上、国庫補助委託料について質問いたします。

たしか、中原池に関する委託料だったと思いますが、耐震基準が一部安全を下回るというふうに聞きました。この理解が正しいのか、具体的にどのような状況なのかを答弁いただけたらと思います。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 中原池の防災減災事業に関しましては、令和5年度に県で行っていただきました地震耐性評価業務、それから、令和6年度に、これも県のほうで行っていただいた追加調査の結果を受けて今回実施していくものでございます。

調査結果につきましては、特に緊急性のある箇所というのはございませんでした。ただし、その一部の条件下において、計画安全率というものがございまして、これが基準が1.2と定められておりますけれども、その1.2を下回る結果、具体的には1.07だったんですけれども、1か所そういった下回る結果が出たことを受けまして検討させていただいた結果、何らかの対策を講じていく必要があると判断したところでございます。

現在は極めて良好な状態であっても、これから将来の、先のことを考えた場合に、現在、有利な補助制度と県営事業で堤体補強の工事ができるということをチャンスと捉えまして、事業の実施を決定したところでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 有利な事業補助制度を活用、さらに安全強化ということで対応していただきましてありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第14号 令和7年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり決定されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第15号 令和7年度青木村簡易水道事業会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第15号 令和7年度青木村簡易水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 引き続き審議を進めます。

議案第16号から議案第21号については、先ほど各委員長より報告が済んでいる案件とな

ります。

議案第16号 令和8年度青木村一般会計予算について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 私は、令和8年度本予算に賛成の立場で討論をいたします。

一般会計33億5,600万円、前年度比9,600万円、2.9%増となっている歳入歳出予算について、総務建設産業委員会と社会文教委員会に付託された議案について審議いたしました。

歳入では、村民税、法人税の予算増については、企業による賃金及び企業収益増、また、企業誘致によるものと説明がありました。総務建設委員会の主な審議は、総務企画課では、村民の利便性向上のため、オンライン診療導入運営補助金、義民太鼓こまゆみ会国際交流事業、令和9年度から計画される第7次長期振興計画策定事業の実施、地方創生プロジェクト事業では、県150周年記念イベントの一つとして、五島慶太翁の作文コンクールと慶太伝統編関連が計上、青木村情報ネットワークが約11億円をかけて3月下旬に竣工を迎え、今後、情報通信基盤の活用が期待されます。

税務会計では、固定資産税の課税資料のデータ化、消防では、装備品などは十分考慮いただいておりますが、若年層の加入減少や村の人口減少により、団組織の維持が今後数年のうちに危惧、極めて困難な状況であると懸念されます。自分たちの村は自分たちで守るを真剣に考えるときが来ています。

商工観光移住では、若者の定住、U I J ターン就業・創業移住支援にも力が注がれています。

建設農林では、ドローン、コンバインの導入事業、担い手農業育成定着支援事業、松くい虫被害拡大防止事業などが計画されています。また、国道143号線の歩道整備も関係者の方々の協力を得て順調に進み、青木トンネル開通に向けて準備が整いつつあります。

社会文教委員会の審議につきましては、教育委員会関係では、先ほども話がありました保育園未満児の副食の無料化、保険料全面無料化に向けて検討をいただきたい。また、A L T

外国語指導助手が、保育園、小・中学校へ4名講師派遣され、再スタートに期待するとの意見がありました。あおきカフェの運営に係る経費の補助により、集いの間の充実、発展、さらには地域での開催が期待されます。上小広域におけるごみ処理場が地元自治会や多くの方々の御尽力により見通しがついてきましたが、最終処分場が課題となっています。

以上、令和8年度当初予算案は、厳しい財政状況の中にあっても積極的な事業展開が盛り込まれており、持続可能な村づくりを着実に進める村民生活を守る予算であると認めます。予算の執行に当たっては、村民への丁寧な説明と成果の検証をお願い申し上げ、本予算案に賛成いたします。

○議長（平林幸一君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第16号 令和8年度青木村一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第17号 令和8年度青木村国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第17号 令和8年度青木村国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第18号 令和8年度青木村介護保険特別会計予算について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第18号 令和8年度青木村介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第19号 令和8年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第19号 令和8年度青木村後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第20号 令和8年度青木村簡易水道会計予算について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第20号 令和8年度青木村簡易水道会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第21号 令和8年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第21号 令和8年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 発議第1号 簡易水道基盤強化のための令和9年度予算確保を求める意見書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

松澤議員。

○2番（松澤広海君） 簡易水道基盤強化のための令和9年度予算確保を求める意見書に対し、賛成の立場から討論を行います。

簡易水道は本村にとって単なるインフラではなく、住民生活そのものを支える基盤であります。都市部では当たり前供給されている安全な水も、本村のような中山間地域では地形条件や人口規模の制約の中で維持されています。管路は長く、利用者は限られ、維持管理コストは相対的に高くなりやすいという構造があります。さらに、人口減少が進む中で水道料金収入だけで施設更新を賄うことは年々難しくなっています。しかしながら、管路や施設の老朽化は確実に進み、更新を先送りすることはできません。

また、近年は、地震や豪雨などの自然災害への備えも重要な課題となっています。災害時に水の供給が途絶えることは、住民生活のみならず医療、福祉、避難所機能にも大きな影響を及ぼします。このような状況を考えますと、簡易水道の維持は単なる地方自治体の努力だけに委ねるべき問題ではなく、国の制度的、財政的支援の下で支えられるべき公共政策であります。

本意見書は、こうした全国共通の課題を踏まえ、国に対して必要な予算確保と制度的支援の充実を求めるものであり、その内容は極めて妥当であると考えます。また、本件は、総務建設委員会において協議を重ねた上で提出されたものであり、議会としての責任ある意思表示としても意義のあるものであります。委員各位におかれましても、本意見書の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（平林幸一君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

発議第1号 簡易水道基盤強化のための令和9年度予算確保を求める意見書については原案のとおり可決されました。

ここで、議長より宣告をいたします。

次の議題についての進行は、本議題の質疑・討論に参加し意見を述べたいので、議事進行を副議長へ交代したいと思います。

いかがでしょうか。

坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 議事進行について申し上げます。

ただいま議長から宣告がありました議長の議員としての発言については、近年、長い間、例がなかったこととございますので、ここで、その方法について確認させていただきたいと思っております。

青木村議会会議規則第51条に、この件に関する記述がございます。51条を読み上げさせていただきます。

議長が、議員として発言しようとするときは、会議にその旨を述べ、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の評決が終わるまでは議長席に復することができない。以上の条文ですが、本条文にのっとり、議長から討論ということとありますので、次の議題、その評決が終わるまでは議席から議長席へ戻ることなく、交代する副議長によって一括進行していただきたいというふうに思います。お取り計らいをお願いいたします。

○議長（平林幸一君） ただいま、坂井議員より発言がございました。皆さんのほうから、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） それでは、これに異議なしということですので、副議長へ交代いたします。

〔平林議長（議席へ）・塩澤副議長（議長席へ）交代〕

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○副議長（塩澤敏樹君） ただ今交代しました。

これより議事を継続いたします。

発議第2号 国道143号青木峠バイパス事業促進を求める決議についてを議題とし、質疑

を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（塩澤敏樹君） これより討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（塩澤敏樹君） 賛成の方の討論を許します。

小林議員。

○1番（小林久美子君） 私は、2号 国道134号青木峠バイパス事業促進を求める決議について、賛成の立場から討論を申し上げます。

先人の長年の悲願である国道143号青木峠バイパス、あと少しで長年の悲願がようやく着工されようとしています。しかし、残念ながら実際は着工に至っていません、なぜでしょうか。先日、教育委員会主催で郡上一揆の映画を鑑賞いたしました。昔の話、有志が村を守るために国を相手に立ち上がり命を落としていく姿に感動しました。青木村も義民の里として広く有名です。貧しい村人を守ることに命をかけた先人たちの願い、村が豊かに発展することを願い続けている先人たちの願い、そして、今を生きる村民一人一人が気持ちよく先人の願いをかなえるべく協力しようではありませんか。

先日、とある場所で、青木村は駄目だ、発展の余地がない、どん詰まりだからなと言われました。とても苦々しく意見を聞いていましたが、残念なことに、確かにそのとおりなのです。今の青木峠は、トラックどころか乗用車でさえ怖くて、特に夜など、私ですら通れません。確かに、どん詰まりだと感じます。

そして、その解決策で、さらに発展を促すのが国道143号青木峠バイパスにかかっているのです。それは、一揆から始まる先人の、青木村を暮らしやすい、経済、文化、教育、医療など豊かな村にする希望なのです。ある村民の方から、昨年秋に高齢の御主人が信大の附属病院で手術をされて、その方は毎日のように三才山トンネルで松本まで通われたと聞きました。その後の定期検診も、通うのに大雪で大変だったとお伺いしました。三才山トンネルも、近頃、事故などあったりして、特に冬などは私も怖い思いを経験しています。一日も早く青木峠のトンネルが欲しいと、その方はしみじみと話されていました。

そして、一刻も早く着工しなければ、国の予算も流れてしまうとお聞きしました。ここまで来て、もしもこの計画がなくなってしまうたら、村のために立ち上がった先人たち、そし

て、今生きている私たちはどう思うでしょうか。一度、話が流れてしまうと、今度はいつ実現できるか分かりません。

チャンスはつかむときにつかまなければ、すぐに離れていってしまいます。目先の損得よりも大きな夢と希望をつかみ、次の世代の青木村のために、未来のために、村民が気持ちよく協力して実現していこうではありませんか。国道143号青木峠バイパス工事が今年には完全着工して、予定どおり完成することを村民の一人として切に願っています。今がチャンスなのです。チャンスは今しかありません。

以上で、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（塩澤敏樹君） ほかに。

平林議員。

○8番（平林幸一君） それでは、本発議について、これまでの経過を振り返るとともに、トンネルの坑口である入田沢区の出身議員として、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国道143号線は、長野県が誕生した明治初期に7本の幹線道路を計画した、そのうちの1本であります。上田から松本間、約56キロメートルのうち95%の道路改良が終了して、残るは青木峠のみとなりました。

現存する青木峠の明通トンネルは、明治23年にオランダ人の設計により建設され、国土交通省のホームページには、現道日本最古のトンネルと記載されております。トンネルの断面は小さいことから大型車が通行できません。この国道143号青木峠バイパス事業の新トンネル開通による時間短縮効果は、約20分短縮され、また、安全で運転しやすくなりました。この事業の完成は東信と中信地域における物流、観光、医療、防災などを飛躍的に発展させ、様々な効果の創出につながり、その効果は極めて大きいものであります。

平成25年度、北村村長が就任して以来、青木村では、この青木峠バイパスを強く要望してまいりました。その努力が実り、長野県は令和5年度に事業化し、調査等の事業が始まり、ようやく、昨年3月には青木峠バイパスの関連工事である村道付け替え工事、これが着実に進められてまいりました。また、この事業着手際には、沿線5市村から成る国道143号整備促進期成同盟会が主催となり、国道143号青木峠バイパスを祝う会と銘打った式典が举行されるなど、地域住民の期待もますます高まりを見せているところであります。

こうした情勢を踏まえ、青木峠バイパスの新トンネル坑口であります我々入田沢地区では、有志によります入田沢地区活性化協議会を立ち上げ、青木峠バイパスを見据えた地域の活性化などをテーマに議論をし始めたところであります。その協議会の議論の中でも、多くの話

題が、トンネルはいつになったら開通するのか、工事が始まる気配もないといった不安や悲観的な話が多く、前向きな議論が進まない現状であります。

また、残念なことに、坑口付近の地域では、自分が元気なうちにはトンネルは開かないのではないだろうか、そんな諦めの言葉さえ聞かれ始めています。が、村からの情報によりますと、現在、令和7年度末月、この3月ですけれども、この時点でこの事業日程計画に対する進捗は、事業主体の長野県上田建設事務所の職員の皆様と、関係する地権者の皆様の御理解、御協力のおかげで、事業用地の取得も進んでおり、この事業は今日まで大きな遅延もなく、計画どおり順調に進捗しているとお聞きしています。そして、長野県上田建設事務所では、間もなく次の関連工事も発注されるとの情報もお聞きしています。

それにもかかわらず、地域の方から、開通を悲観、不安視する声上がるのは、やはり、トンネル本体工事、掘り始めが行われないうちは、我々住民の目からは、ついに事業が始まったという実感が湧かない、そういうことが原因だと考えられます。つまり、このバイパス開通に向けた地域の熱意を風化させてしまわないうちに、そのためにも、トンネル本体工事、掘り始めの一日も早い着工が望まれます。

我々議会といたしましても、村、県の取組を全力で支援してまいりますので、村に対しまして、次の2点を強く求めます。

一つに、どうか、この勢いを絶やさぬよう、令和8年度以降も順調に事業進捗が図られますよう、残りの事業用地取得について、県に対する村の支援体制を一層強化していただきたい。

2つ目に、この事業、工事に対する地域住民の皆様の不安に寄り添い、そして、この事業が希望に満ちたものとなるよう、地元調整、合意形成を行いながら、青木峠バイパスを見据えた地域づくりに取り組んでいただきたいというふうに要望いたします。

以上を強く要請し賛成討論といたします。ありがとうございました。

○副議長（塩澤敏樹君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（塩澤敏樹君） 討論終結、採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○副議長（塩澤敏樹君） 全員賛成。

発議第2号 国道143号青木峠バイパス事業促進を求める決議については、原案のとおり

可決されました。

ここで議長を交代します。

〔平林議長（議長席へ）・塩澤副議長（議席へ）交代〕

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） ただいま、議長を交代いたしました。

これより議事を継続いたします。

続いて、陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

まず、最低賃金の引上げは働く人々の生活を守るために欠かせません。物価上昇が続く中、現行の最低賃金ではフルタイムで働いても生活が成り立たないという声が全国で上がっています。最低賃金は単なる賃金の加減ではなく、全ての労働者が人間らしい生活を営むための社会的基盤です。賃金の底上げは地域経済の消費を支え、結果として地域全体の活力を高める効果もあり、この点からも最低賃金法の抜本的な見直しは急務であると考えます。

一方で、最低賃金の引上げは中小企業にとって大変な負担となり得ます。特に地方の小規模事業者は、原材料費やエネルギー価格の高騰に直面し経営環境は厳しさを増しています。だからこそ、最低賃金引上げと中小企業支援の拡充はセットで進めるべき政策です。人件費上昇に対応するための助成金の拡充、生産性向上のための施設投資支援、デジタル化、省力

化への補助、取引適正化による価格転嫁の実効性確保、こうした支援があつてこそ、企業は従業員の賃金を引き上げながら持続的な経営を続けることができます。

最低賃金の引上げと中小企業支援の強化は、対立するものではありません。むしろ、地域経済の持続的な発展を実現するための両輪です。働く人の生活が安定し、企業が健全に成長できる環境が整えば、地域に雇用が生まれ、若い世代が定着し、地域社会の活力が高まります。

本意見書は、国に対してその方向性を明確に求めるものであり、地方の現場の声を届ける重要な役割を果たすものです。

以上の理由から、私は、本意見書に強く賛成いたします。働く人々の生活を守り、地域の中小企業を支え、持続可能な地域社会を築くために、本議会として明確な意思を示すことが求められています。議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（平林幸一君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

陳情第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎追加日程の上程

○議長（平林幸一君） これより追加日程を上程いたします。

お諮りします。

議案第22号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めます。

議案第22号を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第22号の上程、質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 追加日程第1、議案第22号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、議案第22号について御説明申し上げます。

上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて。

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月13日提出、青木村長、北村政夫。

記。

1、放棄する権利の内容。上田地域広域連合ふるさと基金に対する出資総額2,390万3,000円のうち、298万9,000円。

2、権利放棄に係る相手方。上田市上丸子1612番地、上田地域広域連合広域連合長、土屋陽一。

3、権利放棄する理由。上田地域広域連合ふるさと基金の一部を令和8年度に実施する地域医療対策事業（信州上田医療センター医療従事者確保事業、病院間連携救急医療従事者派遣事業、看護師修学資金支援事業、病院間連携急性期病床対策事業、病院群輪番制病院等救急搬送収容事業及び病院群輪番制病院後方支援事業）に充当するもの。

次のページをお願いいたします。

概要について御説明申し上げます。

広域連合のふるさと基金に係る権利の一部を放棄することにつきましては、1のふるさと基金についても記載されておりますが、平成26年度から平成30年までは、上小医療圏地域医療再生計画に係る継続事業として財政支援を実施し、その後、令和元年度から令和5年度までの地域医療対策事業による財政支援、3年間を期間とした令和6年度からの地域医療対策事業の財源として権利放棄を行ってきており、現在は2億4,000万円余の残高でございます。

今回、権利放棄の総額は8,361万9,000円で、そのうち青木村の放棄予定額は298万9,000円、その後の青木村の基金残高は2,091万4,000円となります。なお、事業別の青木村の財政支援額並びに支援内容につきましては、次の2ページ以降に記載されておりますので、御覧ください。

3、令和8年度地域医療対策事業の財政支援について。（1）信州上田医療センター医療従事者確保事業に188万円、（2）病院間連携救急医療従事者派遣事業に65万1,000円、次のページへまいりまして、（3）看護師修学資金支援事業に19万5,000円、（4）病院間連携急性期病床対策事業に34万7,000円、次のページへまいりまして、（5）病院群輪番制病院等緊急搬送収容事業に27万3,000円、（6）病院群輪番制病院後方支援事業に29万5,000円、合わせまして合計364万1,000円となりますが、ここから、令和7年度基金原資繰越金の65万2,000円を差し引いた、青木村の今回放棄予定額は298万9,000円でございます。

以上、議案第22号について御説明申し上げました。

○議長（平林幸一君） 提案者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑のある方。

松本議員。

○6番（松本淳英君） 基金の一部を地域医療対策事業として充当するために放棄するというのですが、上田医療センターについては、救命緊急センターを設立して三次救急を完結させるという計画がニュース報道等で出ているかと思います。この事実関係と、もし、そのような場合、この基金の活用方法について、何かもう話があるのか、これらの点について答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

信州上田医療センターの救急センターの指定につきましては、先ほど、報道がありまして、新聞のほうにもありましたように、医療センターのほうでは、それに向けて準備を進めているというような形になっております。

この指定につきましては、県の指定になりますので、指定に当たりましては、当然、県のほうの指定基準を満たさなければなりませんので、圏域といたしましても、このふるさと基金を活用して支援ということではなくて、医療センターが指定を受けられるような形で、今後できる支援について検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） ありがとうございました。三次救急の完結は、本当にこの地域の悲願でございますので、必要な対応は別途取っていただけたらと思います。

○議長（平林幸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第22号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについては、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（平林幸一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和 8 年第 1 回青木村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 1 1 時 0 1 分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会副議長

青木村議会議員

青木村議会議員